



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

- 長崎県食品衛生に関する規則の一部を改正する規則
- 長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 長崎県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則
- 長崎県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
- 長崎県魚市場条例施行規則を廃止する規則
- 長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則
- 長崎県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則
- 長崎県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

所管課（室）名

生 活 衛 生 課
水 環 境 対 策 課
福 祉 保 健 課
こ ども 家 庭 課
水 産 加 工 流 通 課
〃
道 路 維 持 課
住 宅 課

◎ 訓 令

- 長崎県被服貸与規程の一部改正

人 事 課

◎ 告 示

- 長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正
 - ・長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更
 - ・平成31年長崎県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づく水系の範囲等
- 長崎県農林部関係補助金等交付要綱の一部改正
 - ・道路の区域変更（2件）
 - ・道路の供用開始
 - ・長崎港港湾計画の変更の概要
 - ・土砂災害警戒区域の指定（8件）
 - ・一般競争入札の参加者の資格等

漁 政 課
漁 業 振 興 課
〃
農 政 課
道 路 維 持 課
〃
港 湾 課
砂 防 課
監 査 事 務 局

◎ 公 告

- ・落札者等
- ・長崎県美術館の指定管理者の募集
- ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧
- ・県営土地改良事業計画の決定
- ・測量の実施（3件）
- ・測量の終了（4件）
- ・一般競争入札の実施

管 財 課
文 化 振 興 課
漁 業 振 興 課
農 村 整 備 課
建 設 企 画 課
〃
監 査 事 務 局

◎ 議会規則

- 長崎県議会会議規則の一部を改正する規則

議 会 事 務 局

◎ 交通局公告

- ・落札者等

総 務 課

◎ 教育委員会規則

○長崎県教育庁組織規則の一部を改正する規則	総 務 課
○長崎県教育機関の組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則	〃
○長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	〃
○長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則	〃
○長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則	総務課・特別支援教育課
○長崎県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	学 芸 文 化 課

◎ 公安委員会規則

○長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	警 務 課
○警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則	〃
○警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則	〃
○交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則	〃

◎ 人事委員会規則

○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局
---------------------------------	----------

◎ 長崎県内水面漁場管理委員会指示

・漁業法の規定に基づくコイヘルペスウイルス病まん延防止のための指示	長崎県内水面漁場管理委員会
-----------------------------------	---------------

◎ 有明海自動車航送船組合監査委員公告

・有明海自動車航送船組合監査基準の公表	有明海自動車航送船組合
---------------------	-------------

◎ 正 誤

・令和2年3月17日付長崎県公報第10907号中	道 路 維 持 課
--------------------------	-----------

規 則

長崎県食品衛生に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第11号

長崎県食品衛生に関する規則の一部を改正する規則

長崎県食品衛生に関する規則（平成12年長崎県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
	<u>（検査の保存基準）</u>
	第10条 条例第2条に規定する管理運営基準のうち条例別表第1の6の項に規定する規則で定める基準は、次の各号のとおりとする。
	(1) 摂氏10度以下で72時間以上保存すること（次号に掲げる場合を除く。）。
	(2) 大量に調理する場合（同一の献立を1回300食以上又は1日750食以上調理する場合をいう。）にあっては、摂氏零下20度以下で2週間以上保存すること。
<u>（施設の基準）</u>	<u>（施設の基準）</u>
第10条 条例第2条第2項に規定する営業の施設についての	第11条 条例第3条第2項に規定する営業の施設についての

基準は、別表第1のとおりとする。 (営業の施設及び容器の基準) <u>第11条</u> <u>条例第4条第2項</u>に規定する営業の施設及び無店舗魚介類販売業に係る容器についての基準は、別表第2及び別表第3のとおりとする。 (条例許可の営業許可の申請) <u>第12条</u> <u>条例第3条第2項</u>の規定による営業の許可の申請は、営業許可申請書(様式第4号)によるものとする。 2 <u>条例第3条第1項</u>の許可を受けた者(以下「条例許可営業者」という。)が許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業を営もうとするときは、期間満了の日の1月前までに営業許可申請書(様式第4号)により知事に申請するものとする。 (条例許可の承継の届出) <u>第13条</u> <u>条例第5条第2項</u>の規定による承継の届出は、承継(相続)届出書(様式第5号)及び承継(合併・分割)届出書(様式第5号の2)によるものとする。 <u>第14条～第19条</u> 略 別表第1 営業施設の業種別基準 (<u>第10条</u>関係) 1～14 略 15 魚介類<u>競り売り</u>営業 ア及びイ 略 16 魚肉<u>練り</u>製品製造業 ア及びイ 略 17～25 略 26 <u>しょうゆ</u>製造業 ア及びイ 略 27～30 略 31 <u>麺類</u>製造業 ア及びイ 略 32～34 略 別表第2 条例許可営業施設の業種別基準 (<u>第11条</u>関係) 略 別表第3 無店舗魚介類販売業の容器の基準 (<u>第11条</u>関係) 略	基準は、別表第1のとおりとする。 (営業の施設及び容器の基準) <u>第12条</u> <u>条例第5条第2項</u>に規定する営業の施設及び無店舗魚介類販売業に係る容器についての基準は、別表第2及び別表第3のとおりとする。 (条例許可の営業許可の申請) <u>第13条</u> <u>条例第4条第2項</u>の規定による営業の許可の申請は、営業許可申請書(様式第4号)によるものとする。 2 <u>条例第4条第1項</u>の許可を受けた者(以下「条例許可営業者」という。)が許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業を営もうとするときは、期間満了の日の1月前までに営業許可申請書(様式第4号)により知事に申請するものとする。 (条例許可の承継の届出) <u>第14条</u> <u>条例第6条第2項</u>の規定による承継の届出は、承継(相続)届出書(様式第5号)及び承継(合併・分割)届出書(様式第5号の2)によるものとする。 <u>第15条～第20条</u> 略 別表第1 営業施設の業種別基準 (<u>第11条</u>関係) 1～14 略 15 魚介類<u>せり売</u>営業 ア及びイ 略 16 魚肉<u>ねり</u>製品製造業 ア及びイ 略 17～25 略 26 <u>醬油</u>製造業 ア及びイ 略 27～30 略 31 <u>めん類</u>製造業 ア及びイ 略 32～34 略 別表第2 条例許可営業施設の業種別基準 (<u>第12条</u>関係) 略 別表第3 無店舗魚介類販売業の容器の基準 (<u>第12条</u>関係) 略
--	--

様式第4号中「第13条関係」を「第12条関係」に、「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「第8条」を「第7条」に改める。

様式第5号及び様式第5号の2中「第14条関係」を「第13条関係」に、「条例第6条」を「条例第5条」に改める。

様式第6号中「第15条関係」を「第14条関係」に、「第15条」を「第14条」に改める。

様式第7号中「第16条関係」を「第15条関係」に、「第12条第1項」を「第8条第1項」に、「第16条第1項」を「第15条」に改める。

様式第8号中「第16条関係」を「第15条関係」に改める。

様式第9号中「第16条関係」を「第15条関係」に、「第16条」を「第15条」に改める。

様式第10号中「第17条関係」を「第16条関係」に、「第9条」を「第8条」に改める。

様式第11号及び様式第12号中「第17条関係」を「第16条関係」に、「第17条第2項」を「第16条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第10条に規定する基準は、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)附則第5条に規定する基準として、施行日から起算して1年間は、なおその効力を有する。

長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第12号

長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和61年長崎県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（申請書） 第2条 略 2 条例第4条第2項の規則で定める書類は、次に掲げられるものとする。 (1) 略 (2) 申請者が個人であるときは住民票の抄本、法人であるときは登記事項証明書のうち履歴事項全部証明書 (3)及び(4) 略 (5) <u>営業所に置かれる浄化槽管理士が交付を受けた浄化槽管理士免状の写し</u> (6) <u>営業所に置かれる浄化槽管理士が条例第10条第4項に規定する研修を受講したことを証明する書類</u> (7) <u>条例第10条第5項に規定する器具の明細書（様式第3号）</u> (8)及び(9) 略 <u>（浄化槽管理士に対する研修）</u> 第7条 <u>条例第10条第4項に規定する規則で定める研修は、浄化槽の保守点検に関する研修で、一般社団法人全国浄化槽団体連合会、公益財団法人日本環境整備教育センター及び指定検査機関のいずれかが実施するものとする。</u> <u>（営業所ごとに備えるべき器具）</u> 第7条の2 <u>条例第10条第5項の規則で定める器具は、次のとおりとする。</u> (1)～(15) 略	（申請書） 第2条 略 2 条例第4条第2項の規則で定める書類は、次に掲げられるものとする。 (1) 略 (2) 申請者が個人であるときは住民票の抄本、法人であるときは登記簿の謄本 (3)及び(4) 略 (5) <u>条例第10条第1項の規定による浄化槽管理士が交付を受けた浄化槽管理士免状の写し</u> (6) <u>条例第10条第3項に規定する器具の明細書（様式第3号）</u> (7)及び(8) 略 <u>（営業所ごとに備えるべき器具）</u> 第7条 <u>条例第10条第3項の規則で定める器具は、次のとおりとする。</u> (1)～(15) 略

「

様式第1号中

4 営業所ごとの浄化槽管理士の氏名	営 業 所 名	浄化槽管理士氏名

を

」

「

4 営業所ごとの浄化槽管理士の氏名及び研修の受講状況 ※研修の受講状況については、令和5年4月1日以降は記入必須。	営 業 所 名	浄化槽管理士氏名	研修の受講状況
「研修の受講状況」の欄に、浄化槽管理士ごとに、下記のアからウのうち該当する記号を記入すること。 なお、その状況は、条例第3条第1項の登録の日（同条第3項の規定によりその更新を受けようとする場合にあっては、現在の登録の有効期間の満了の日の翌日）の3年前の日以降の状況とする。 ア．研修受講済み。 イ．上記ア以外で、浄化槽管理士免状を取得。 ウ．上記ア及びイ以外で、研修受講予定。この場合、受講予定年月日も併せて記載すること。			

に、

」

「

6 添 付 書 類	(1) 申請者が条例第6条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書面 (2) 申請者が個人であるときは住民票の抄本、法人であるときは登記簿の謄本 (3) 営業所の平面図及び営業所付近の見取図 (4) 申請者が現に他の都道府県知事又は保健所を設置する市の長の浄化槽保守点検業に係る登録を受けている場合には、その旨を明らかにする書面 (5) 浄化槽管理士免状の写し (6) 器具の明細書 (7) 申請者以外の者が、その営業所の浄化槽管理士であるときは、その者に係る住民票の抄本及び雇用契約書の写しその他浄化槽管理士に対する使用関係を証する書類 (8) その他知事が必要と認める書類
-----------	---

を

」

6 添 付 書 類	(1) 申請者が条例第6条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書面 (2) 申請者が個人であるときは住民票の抄本、法人であるときは登記事項証明書のうち履歴事項全部証明書 (3) 営業所の平面図及び営業所付近の見取図 (4) 申請者が現に他の都道府県知事又は保健所を設置する市の長の浄化槽保守点検業に係る登録を受けている場合には、その旨を明らかにする書面 (5) 営業所に置かれる浄化槽管理士が交付を受けた浄化槽管理士免状の写し (6) 営業所に置かれる浄化槽管理士が条例第10条第4項に規定する研修を受講したことを証明する書類 (7) 条例第10条第5項に規定する器具の明細書 (8) 申請者以外の者が、その営業所の浄化槽管理士であるときは、その者に係る住民票の抄本及び雇用契約書の写しその他浄化槽管理士に対する使用関係を証する書類 (9) その他知事が必要と認める書類	に改め、
-----------	--	------

様式第7号中「浄化管理者」を「浄化槽管理者」に、「厚生省関係浄化槽施行規則」を「環境省関係浄化槽法施行規則」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行し、改正後の長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の規定（第2条第2項第6号の規定による研修を受講したことを証明する書類に関する部分に限る。）は、令和5年4月1日以降に登録（その更新を含む。）を受ける浄化槽保守点検業者について適用する。

長崎県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第13号

長崎県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、長崎県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和2年長崎県条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（無料低額宿泊所の設備の基準）

第3条 条例第12条第6項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、7.43平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあっては、4.95平方メートル以上とすること。

エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

(4) 便所 入居定員に適したものを設けること。

- (5) 浴室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - ア 入居定員に適したものを設けること。
 - イ 浴槽を設けること。

- (6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。
(日常生活に係る金銭管理)

第4条 条例第26条第2項に規定する規則で定める事項は、次に定めるとおりとする。

- (1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- (2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- (3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
- (4) 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- (5) 条例第14条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- (8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を設けること。
- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出ること。
- (11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- (12) 金銭等の管理の状況について、県の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。
(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日において現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条の規定による改正前の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所（次項において「届出済無料低額宿泊所」という。）が、事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第3条第1号ア及びエからカまでの規定は、施行日後3年間は適用しない。
- 3 届出済無料低額宿泊所が平成27年6月30日において利用に供していた建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同年7月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室のうち、第3条第1号ウの基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。
 - (1) 居室の床面積が、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上であること。
 - (2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第3条第1号ウの基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、その同意を得ること。
 - (3) 入居者の寝具及び身の回り品を入居者ごとに収納することができる収納設備を設けること。
 - (4) 条例第12条第5項の規定にかかわらず、共用室を設けること。
 - (5) 居室の床面積の改善についての計画を、県と協議の上作成すること。
 - (6) 前号の規定により作成した計画を知事に提出するとともに、段階的かつ計画的に第3条第1号ウの基準を満たすよう必要な改善を行うこと。
- 4 前項の建物については、同項第5号の規定する必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。

長崎県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 2 年 3 月 27 日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第14号

長崎県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 長崎県児童福祉法施行細則（平成13年長崎県規則第26号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

（負担金の徴収）

第 6 条 知事は、次に掲げる措置等を行ったときは、法第56条第 2 項の規定に基づき、同法第50条第 6 号、第 6 号の 2及び第 7 号から第 7 号の 3 までに規定する費用に係る負担金を徴収するものとする。

(1)及び(2) 略

（負担金の額）

第 7 条 負担金の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号の表に掲げる徴収金基準額により算定した額とする。ただし、その額がその月のその措置児童等（知事が前条に掲げる措置等を行った児童をいい、母子生活支援施設については入所の世帯、助産施設については入所の妊産婦とする。）に係る別表第 3 により算定した支弁額に満たない場合においては、その支弁額とする。

(1) 前条第 1 号及び第 2 号（次号に規定するものを除く。）の措置等の費用 別表第 1

(2) 前条第 2 号（障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に係るものに限る。）の措置等の費用 別表第 2

2 及び 3 略

別表第 1（第 7 条第 1 号関係）

児童入所施設徴収金基準額表（扶養義務者用）

略	
備考	1 及び 2 略
	3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。
	4 略
	5 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第 1 項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第 1 項第 13号に規定する <u>所得金額</u> の合計額。1 月から 6 月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第 1 項第 2 号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として扱う。
	また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1 における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の <u>合計</u> から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、2 における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金

改正前

（負担金の徴収）

第 6 条 知事は、次に掲げる措置等を行ったときは、法第56条第 2 項の規定に基づき、同法第50条第 6 号、第 6 号の 3及び第 7 号から第 7 号の 3 までに規定する費用に係る負担金を徴収するものとする。

(1)及び(2) 略

（負担金の額）

第 7 条 負担金の額は、別表第 1 に掲げる徴収金基準額により算定した額（この額にその月のその措置等児童（知事が前条に掲げる措置等を行った児童をいい、母子生活支援施設については入所の世帯、助産施設については入所の妊産婦とする。）に係る別表第 3 により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）とする。ただし、法第31条第 2 項の規定による措置等児童で、各月初日の年齢が20歳以上であるもの（以下「入所者」という。）の場合には、別表第 2 に掲げる徴収金基準額と別表第 1 に掲げる徴収金基準額との合計額（この額にその月のその入所者に係る別表第 3 により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）とする。

2 及び 3 略

別表第 1（第 7 条関係）

児童入所施設徴収金基準額表（扶養義務者用）

略	
備考	1 及び 2 略
	3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、 <u>障害児入所施設、指定発達支援医療機関、</u> 助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。
	4 略
	5 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第 1 項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する 寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第313条第 1 項に規定する <u>所得</u> の合計額。1 月から 6 月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として扱う。
	また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1 における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、2 における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は

額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) 略

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

6～8 略

山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) 略

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

6～8 略

別表第2（第7条第2号関係）

児童入所施設徴収金基準額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のための世帯（所得割の額のない世帯）	4,500
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	6,600
D 2	12,000円以下	9,000
D 3	12,001円から30,000円まで	13,500
D 4	30,001円から60,000円まで	18,700
D 5	60,001円から96,000円まで	29,000
D 6	96,001円から189,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、そ
	189,001円から277,000円まで	

別表第2（第7条関係）

児童入所施設徴収金基準額表（入所者用）

対象収入による階層区分		障害児入所施設、指定発達支援医療機関
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)
1	生活保護法による被保護者（単給を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者	
(1階層を除き対象収入区分が次の額である者)		
2	0円～270,000円	0円
3	270,001～280,000	1,000
4	280,001～300,000	1,800
5	300,001～320,000	3,400
6	320,001～340,000	4,700
7	340,001～360,000	5,800
8	360,001～380,000	7,500
9	380,001～400,000	9,100
10	400,001～420,000	10,800
11	420,001～440,000	12,500
12	440,001～460,000	14,100
13	460,001～480,000	15,800
14	480,001～500,000	17,500
15	500,001～520,000	19,100
16	520,001～540,000	20,800
17	540,001～560,000	22,500
18	560,001～580,000	24,100
19	580,001～600,000	25,800
20	600,001～640,000	27,500
21	640,001～680,000	30,800
22	680,001～720,000	34,100

		の額が4万 1,200円を超え るときは4万 1,200円とす る。)	23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40	20,001～760,000 760,001～800,000 800,001～840,000 840,001～880,000 880,001～920,000 920,001～960,000 960,001～1,000,000 1,000,001～1,040,000 1,040,001～1,080,000 1,080,001～1,120,000 1,120,001～1,160,000 1,160,001～1,200,000 1,200,001～1,260,000 1,260,001～1,320,000 1,320,001～1,380,000 1,380,001～1,440,000 1,440,001～1,500,000 1,500,001円	37,500 39,800 41,800 43,800 45,800 47,800 49,800 51,800 54,400 57,100 59,800 62,400 65,100 69,100 73,100 77,100 81,100 81,100円+
D 7	277,001円から 348,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が5万4,200円を超えるときは5万4,200円とする。)			(150万円超過 額×0.9÷12月)
D 8	348,001円から 465,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が6万8,700円を超えるときは6万8,700円とする。)			(100円未満切 捨て)
D 9	465,001円から 594,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が8万5,000円を超えるときは8万5,000円とする。)	備考 当分の間、上表にかかわらず費用徴収基準額月額の上 限を次のとおりとする。 重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及 び指定発達支援医療機関 90,000円 その他の施設 50,000円		
D10	594,001円から 716,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が10万2,900円を超えるときは10万2,900円とする。)			
D11	716,001円から 864,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が12万2,500円を超えるときは12万2,500円とする。)			

D12		864,001円から 1,056,000円 まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が14万3,800円を超えるときは14万3,800円とする。）
D13		1,056,001円から 1,238,000円 まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が16万6,600円を超えるときは16万6,600円とする。）
D14		1,238,001円から 1,439,000円 まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が19万1,200円を超えるときは19万1,200円とする。）
D15		1,439,001円以上	全額徴収
備考	1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。 (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。 (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、当該各号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶		

養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

- (3) 当該扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

- (4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は0円とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

- 3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）をいう。

- 4 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) 「単身世帯」… … 扶養義務者のいない世帯

(2) 「母子世帯等」… … 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2により入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

	(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項及び第12から第14項までのサービスに限る。)又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」… …次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。 ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 (4) 「その他の世帯」… … 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯 5 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、この表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。	
--	--	--

第2条 長崎県児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
別表第1(第7条第1号関係) 児童入所施設徴収金基準額表(扶養義務者用)				別表第1(第7条第1号関係) 児童入所施設徴収金基準額表(扶養義務者用)			
各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設及び児童心理治療施設通所部	各月初日の措置等児童の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設及び児童心理治療施設通所部
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)	階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人	円	円	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立	円	円
		0	0			0	0

	等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯					の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯					
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	1,100		B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100		
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	4,500	2,200			C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であってその市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（所得割のない世帯）	4,500	2,200	
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600	3,300		C 2	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額がある世帯	6,600	3,300	
D 2		9,001円から27,000円まで	9,000	4,500		D 1		15,000円以下	9,000	4,500	
D 3		27,001円から57,000円まで	13,500	6,700		D 2		15,001円から40,000円まで	13,500	6,700	
D 4		57,001円から93,000円まで	18,700	9,300		D 3		40,001円から70,000円まで	18,700	9,300	
D 5		93,001円から177,300円まで	29,000	14,500		D 4		70,001円から183,000円まで	29,000	14,500	
D 6		177,301円から258,100円まで		20,600		D 5		183,001円から403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が4万1,200円を超えるときは4万1,200円とする。）	20,600	
D 7		258,101円から348,100円から	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。）	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。）		D 6		403,001円から	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。）	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。）	

			収。ただし、その額が5万4,200円を超えるときは5万4,200円とする。)	ただし、その額が2万7,100円を超えるときは2万7,100円とする。)				収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
	<u>D 8</u>	348,101円から 456,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が6万8,700円を超えるときは6万8,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が3万4,300円を超えるときは3万4,300円とする。)			703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
	<u>D 9</u>	456,101円から 583,200円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が8万5,000円を超えるときは8万5,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が4万2,500円を超えるときは4万2,500円とする。)			1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
	<u>D10</u>	583,201円から 704,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が10万2,900円を超えるときは10	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が5万1,400円を超えるときは5			1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
	<u>D 7</u>								
	<u>D 8</u>								
	<u>D 9</u>								

D11		万2,900円と する。)	5万 1,400円 とする。)			2,303,001円 から 3,117,000円 まで	その月の その措置 児童等に かかる措 置費等の 支 弁 額 (全額徴 収。ただ し、その 額が12万 2,500円 を超える ときは12 万2,500 円とす る。)	その月の その措置 児童等に かかる措 置費等の 支 弁 額 (全額徴 収。ただ し、その 額が 122,500 円を超え るときは 122,500 円とす る。)
		704,001円 から 852,000円 まで	その月の その措置 児童等に かかる措 置費等の 支 弁 額 (全額徴 収。ただ し、その 額が12万 2,500円 を超える ときは12 万2,500 円とす る。)	その月の その入所 世帯にか かる措 置費等の 支 弁 額 (全額徴 収。ただ し、その 額が6万 1,200円 を超え るとき は6万 1,200円 とする。)				
		852,001円 から 1,044,000円 まで	その月の その措置 児童等に かかる措 置費等の 支 弁 額 (全額徴 収。ただ し、その 額が14万 3,800円 を超える ときは14 万3,800 円とす る。)	その月の その入所 世帯にか かる措 置費等の 支 弁 額 (全額徴 収。ただ し、その 額が7万 1,900円 を超え るとき は7万 1,900円 とする。)				
		1,044,001円 から 1,225,500円 まで	その月の その措置 児童等に かかる措 置費等の 支 弁 額 (全額徴 収。ただ し、その 額が16万 6,600円 を超える ときは16 万6,600 円とす る。)	その月の その入所 世帯にか かる措 置費等の 支 弁 額 (全額徴 収。ただ し、その 額が8万 3,300円 を超え るとき は8万 3,300円 とする。)				
D12								
D11						3,117,001円 から 4,173,000円 まで	その月の その措置 児童等に かかる措 置費等の 支 弁 額 (全額徴 収。ただ し、その 額が 143,800 円を超え るときは 143,800 円とす る。)	その月の その措置 児童等に かかる措 置費等の 支 弁 額 (全額徴 収。ただ し、その 額が 71,900 円を超え るときは 71,900円 とする。)
D12						4,173,001円 から 5,334,000円 まで	その月の その措置 児童等に かかる措 置費等の 支 弁 額 (全額徴 収。ただ し、その 額が 166,600 円を超え るときは 166,600 円とす る。)	その月の その措置 児童等に かかる措 置費等の 支 弁 額 (全額徴 収。ただ し、その 額が 83,300 円を超え るときは 83,300円 とする。)
D13						5,334,001円 から 6,674,000円 まで	その月の その措置 児童等に かかる措 置費等の	その月の その措置 児童等に かかる措 置費等の
D14								

[illegible]

された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯

5 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者

児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) 単身世帯（扶養義務者のいない世帯をいう（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）。）

(2) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89条）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）」

(3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設又は指定発達支援医療機関を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までのサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳交付要綱（昭和52年長崎県告示第682号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) その他の世帯（保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯をいう。）」

5 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295

を除く。)

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ前年の所得が500万円以下であるもの

6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。

なお、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額（4の適用後の基準額を含む。）に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合計額を当該世帯の上限額とする。

なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が1万9,000円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、40万4,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあっては、20パーセント、C階層にあっては30パーセント、D階層のうち市町村民税所得割の額が1万9,000円までの場合にあっては50パーセントをそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

額は、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

8 助産施設での助産の実施については、次のとおりである。

(1) 法第22条に規定する助産施設での助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときは、D階層のうち所得税の額が³8,400円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が³404,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の摘要については、その出産一時金の額にB階層にあっては20パーセント、C階層にあっては30パーセント、D階層のうち所得税が³8,400円まで

の場合にあつては50パーセントをそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所の日から、退所の日までの期間に係る基準額とみなす。

別表第2（第7条第2号関係）

児童入所施設徴収金基準額表（扶養義務者用）

略	
備考	1 略 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。 (1)及び(2) 略 (3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。 (4) 略 3 略 4 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。 (1)及び(2) 略 (3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2により入所施設を利用する児童、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項及び第12から第14項までのサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」… …次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。 ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

別表第2（第7条第2号関係）

児童入所施設徴収金基準額表（扶養義務者用）

略	
備考	1 略 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。 (1)及び(2) 略 (3) 当該扶養義務者が指定都市（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。</u>）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。 (4) 略 3 略 4 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。 (1)及び(2) 略 (3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2により入所施設を利用する児童、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。</u>）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項及び第12から第14項までのサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」… …次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。 ア 身体障害者福祉法（<u>昭和24年法律第283号</u>）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳制度要綱（<u>昭和48年9月27日厚生省発児第156号</u>）に定める療育手帳の交付を受けた者 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（<u>昭和39年法律第134号</u>）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（<u>昭和34年法律第141号</u>）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（<u>昭和25年法律第123号</u>）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受

	(4) 略 5 略 6 <u>措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。ただし、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。</u> 7 <u>6の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。</u>		た者 (4) 略 5 略
--	--	--	--------------------

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 第1条の規定による改正後の長崎県児童福祉法施行細則（以下「第1条改正後の規則」という。）の規定
令和元年6月1日
 - 第2条の規定による改正後の長崎県児童福祉法施行細則（以下「第2条改正後の規則」という。）の規定
（次号に掲げる部分を除く。） 令和元年7月1日
 - 第2条改正後の規則別表第2の規定（同表の備考に2項を加える部分に限る。） 令和元年10月1日
（経過措置）
- 令和元年7月1日前から引き続き第1条改正後の規則第7条第1号に規定する措置等を受ける者については、その者に係る第2条改正後の規則別表第1の規定により算定した負担金の額（以下「新第1号負担金額」という。）が、第2条の規定による改正前の長崎県児童福祉法施行細則別表第1の規定により算定した負担金の額（以下「旧第1号負担金額」という。）の額を超える場合は、当該措置等が解除される日（旧第1号負担金額が新第1号負担金の額を超えたときは、その日）までは、旧第1号負担金額を適用する。ただし、旧第1号負担金額が新第1号負担金額に第1条改正後の規則別表第2備考第2項第2号の規定を適用した場合の額（以下「再算定負担金額」という。）を超える場合にあっては、当該措置等が解除される日までは、再計算負担金額を適用する。
- 令和元年6月1日前から引き続き第1条改正後の規則第7条第2号に規定する措置等を受ける者については、その者に係る第1条改正後の規則別表第2の規定により算定した負担金の額（同年10月1日以降にあっては、第2条改正後の規則別表第2の規定により算定した負担金の額。以下「新第2号負担金額」という。）が、第1条の規定による改正前の長崎県児童福祉法施行細則別表第1の規定により算定した負担金の額（以下「旧第2号負担金額」という。）の額を超える場合は、当該措置等が解除される日（旧第2号負担金額が新第2号負担金の額を超えたときは、その日）までは、旧第2号負担金額を適用する。
- 令和元年7月1日から施行日までの間に新たに第3項の措置等を受けた者については、その者に係る新第1号負担金額が旧第1号負担金額別表第1を超えた場合は、当分の間、旧第1号負担金額を適用する。ただし、旧第1号負担金額が再計算負担金額を超える場合にあっては、当分の間、再計算負担金額を適用する。

長崎県魚市場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第15号

長崎県魚市場条例施行規則を廃止する規則

長崎県魚市場条例施行規則（昭和31年長崎県規則第56号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第16号

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則（平成12年長崎県規則第95号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 魚市場の業務の方法

第1節 魚市場の売買取引の方法（第3条―第15条）

第2節 魚市場の決済の方法（第16条―第18条）

第3節 市場関係業者

第1款 卸売業者（第19条―第28条）

第2款 買受人（第29条―第38条）

第3款 関連業者（第39条―第42条）

第4節 管理（第43条―第49条）

第5節 長崎魚市場運営協議会（第50条―第54条）

第3章 取引参加者の遵守事項（第55条―第86条）

第4章 雑則（第87条―第89条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（令和2年長崎県条例第25号。以下「魚市場条例」という。）第24条及び第25条の規定に基づき、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第13条第4項に定める事項（魚市場の業務に関する規程）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、この規則で別に定めるものを除き、法及び魚市場条例において使用する用語の例による。

第2章 魚市場の業務の方法

第1節 魚市場の売買取引の方法

（売買取引の方法）

第3条 魚市場において卸売業者が行う卸売は、次の各号に掲げる生鮮水産物等の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

(1) せり売又は入札の方法によることが適当である生鮮水産物等として次条に定めるもの せり売又は入札の方法

(2) 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である生鮮水産物等として次条に定めるもの 毎日の卸売予定数量のうち、知事が生鮮水産物等の品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはせり売又は入札、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。）

(3) 前2号以外の生鮮水産物等として次条に定めるもの せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 前項第1号及び第2号に該当する生鮮水産物等（同項第2号に該当する生鮮水産物等にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、次の各号のいずれかに掲げる場合であつてせり売又は入札の方法によることが著しく不適当であるときは、同項の規定にかかわらず、相対取引によることができる。

(1) 災害が発生した場合

(2) 入荷が遅延した場合

- (3) 卸売の相手方が少数である場合
 - (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
 - (5) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮水産物等の卸売をする場合
 - (6) 緊急に出航する船舶に生鮮水産物等を供給する必要があることその他やむを得ない理由により通常の卸売開始時刻以前に卸売をする場合
 - (7) 第74条第1項ただし書の規定により買受人以外の者に対して卸売をする場合
- 3 知事は、第1項第2号及び第3号に掲げる生鮮水産物等について、次の各号のいずれかに掲げる場合には、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法によらなければならない旨を卸売業者に指示することができる。
- (1) 魚市場における生鮮水産物等の入荷量が一時的に著しく減少した場合
 - (2) 魚市場における生鮮水産物等に対する需要が一時的に著しく増加した場合
- 4 知事は、第1項第2号の一定の割合を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ第50条に定める長崎魚市場運営協議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、第1項第2号の一定の割合を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(生鮮水産物等の区分)

第4条 前条第1項各号で定める生鮮水産物等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号で定める売買取引による品目 なし
- (2) 前条第1項第2号で定める売買取引による品目 なし
- (3) 前条第1項第3号で定める売買取引による品目 全ての生鮮水産物（その冷凍品及び加工品を含む。）

(卸売の単位)

第5条 卸売の単位は、重量による。ただし、重量によることが困難なものについては、個数又は容器をもってその単位とすることができる。

(上場の順序)

第6条 上場の順序は、入荷の順序とし、同一品種に属する委託物品と買付物品が同時に到着した場合は、委託物品を先に上場しなければならない。ただし、入荷した生鮮水産物等が腐敗するおそれがあるとき又は不当な価格を生ずるおそれがあるときは、上場の順序を変更することができる。

(現品取引等)

第7条 卸売の方法は、現品又は見本をもってしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、慣例があるときは、銘柄によることができる。

(呼値の方法)

第8条 卸売の呼値は、金額でなければならない。

(せりの開始)

第9条 せりの開始は、場内放送、振鈴その他広く周知できる方法で知らせるものとする。

(せり売の方法)

第10条 せり売においては、その委託物品の数量その他必要な事項を呼び上げて開始するものとする。

- 2 せり落しは、せり人が最高申込価格（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）を呼び上げたときにこれを決定し、その申込者をせり落し人とする。ただし、指値（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）のある受託物品について、最高申込価格が指値に達しないときは、この限りでない。
- 3 最高価格申込者が2人以上あるときは、抽せんその他適切な方法によってせり落し人を決定しなければならない。
- 4 せり落し人が決定したときは、直ちにその氏名又は商号等及びせり落し価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）を呼び上げるものとする。

(入札及び開札の方法)

第11条 入札は、卸売業者がその受託物品の数量その他必要な事項を掲示し、又は呼び上げた後、買受人が卸売業者指定の入札書にその氏名、入札金額（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）その他必要な事項を記載して行うものとする。

- 2 卸売業者は、前項の入札手続終了後、直ちに開札を行うものとする。この場合において、最高価格（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）の入札者を落札者とする。ただし、指値のある受託物品について

は、その最高価格が指値に達しないときは、この限りでない。

3 前2項の場合において、入札が次の各号のいずれかに該当するときは、無効とする。

(1) 入札した者の氏名、入札金額その他必要な事項の記載がないとき。

(2) 入札に際して連合その他不正な行為が行われたとき。

(異議の申立と販売方法の変更)

第12条 売買取引に参加した買受人は、販売の方法又はそのせり落し若しくは落札の決定について異議があるときは、直ちに知事にその旨を申し立てることができる。

2 知事は、前項の異議の申立があった場合において、正当な理由があると認めるときは、その売買の差止め又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。せり人がせり行為に関して出荷者又は買受人と連合して不正な行為をした場合その他不正な行為があると認めたときも、同様とする。

(搬入物品の制限)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、魚市場に搬入される生鮮水産物等を制限し、又は必要な指示をすることができる。

(取引対象除外)

第14条 密漁その他法令に違反する行為により漁獲した生鮮水産物等は、取引の対象としてはならない。

(売買取引の結果等の公表)

第15条 知事は、次に掲げる事項について、それぞれの期限までに、長崎県のホームページに掲載する。

(1) 取引の日の主要な品目の卸売予定数量 その日の前日 17時

(2) 取引の日の主要な品目の卸売の数量及び価格 その日 17時

第2節 魚市場の決済の方法

(仕切り及び送金)

第16条 卸売業者は、受託物品を卸売した場合は、出荷者に対してその卸売をした日の翌日までに、売買仕切書及び売買仕切金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を送付しなければならない。ただし、売買仕切金の送付について受託契約約款に特別の定めをしたときは、この限りでない。

2 前項の売買仕切金の送付は、現金又は口座振替により行うものとする。

(買受代金)

第17条 買受人は、生鮮水産物等の引渡しと同時に、卸売業者に買受代金を支払わなければならない。ただし、買受代金について支払猶予の特約がある場合には、この限りでない。

2 前項の買受代金の送付は、現金又は口座振替により行うものとする。

(その他決済の方法)

第18条 魚市場における売買取引の支払期日、支払方法その他の決済の方法については、前2条に定めるもののほか、取引当事者間で決定した方法により行うものとする。

第3節 市場関係業者

第1款 卸売業者

(卸売業者の数の最高限度)

第19条 卸売業者の数の最高限度は、知事が別に定める。

(卸売業者の許可)

第20条 魚市場条例第22条の規定による卸売の許可を受けようとする者は、卸売業務許可申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。

(1) 破産者で復権を得ない者であるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。

(3) 第24条第1項及び第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき。

(5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

- (6) その業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。
- (7) 買受けの業務を遂行するのに必要な知識及び経験又は資力若しくは信用を有しない者であるとき。
- (8) 買受人又はその役員若しくは使用人であるとき。
- (9) 法人であってその業務を執行する役員に第1号から第6号まで又は前号のいずれかに該当する者があるとき。
- (10) その許可をすることによって卸売業者の数が前条に規定する数の最高限度を超えることとなるとき。

(卸売業者の営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第21条 卸売業者が営業（魚市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

- 2 前項の認可を受けようとする者は、営業の譲渡し及び譲受けの認可申請書（様式第2号）に、知事が別に定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- 3 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（魚市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。
- 4 前項の認可を受けようとする者は、合併認可申請書（様式第3号の1）又は分割認可申請書（様式第3号の2）を知事に提出しなければならない。
- 5 前条第2項の規定は、第1項又は第3項の認可について準用する。

(卸売の業務の相続)

第22条 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた卸売の業務を引き続き営もうとするときは、知事の認可を受けなければならない。

- 2 前項の認可を受けようとする者は、被相続人の死亡の日から起算して2月以内に相続認可申請書（様式第4号）に、知事が別に定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の認可を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。
- 4 相続人が第1項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間の被相続人に対してした第20条の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 5 第20条第2項の規定は、第1項の認可について準用する。

(名称変更等の届出)

第23条 卸売業者は、次の各号に該当するときは、遅滞なく名称変更等の届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- (3) 商号又はこれに類するものを変更したとき。
- (4) 法人である場合には、資本若しくは出資の額又は役員を変更したとき。
- (5) 業務を廃止したとき。
- 2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第24条 知事は、卸売業者が第20条第2項第1号、第2号、第4号から第6号まで、第8号若しくは第9号のいずれかに該当することとなったとき又はその業務を的確に遂行することができる資力若しくは信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

- 2 知事は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第20条第1項の許可を取り消すことができる。
 - (1) 正当な理由なく、第20条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に当該業務を開始しないとき。
 - (2) 正当な理由なく、引き続き1月以上その業務を休止し、又は遂行しないとき。
- 3 知事は、前2項の規定による処分をしようとするときは、第50条に定める長崎魚市場運営協議会の意見を聴くとともに、当該処分の相手方に対し、公開による聴聞を行い、意見を陳述する機会を与えなければならない

い。

（保証金の預託）

第25条 卸売業者は、知事に保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

2 前項の保証金の額は、1,500万円とし、第20条第1項の許可を受けた日から起算して2月以内に預託しなければならない。

3 第1項の保証金は、次の各号のいずれかに掲げる有価証券をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 日本銀行が発行する出資証券
- (4) 特別の法律により、法人が発行する債券
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が相当と認めるもの

4 前項の有価証券の価額は、同項第1号及び第2号に掲げる有価証券にあつてはその額面金額、同項第3号及び第4号に掲げる有価証券にあつてはその額面金額の100分の90に相当する額、同項第5号に掲げる有価証券にあつてはその額面金額の100分の80に相当する額とする。

（保証金の追加預託）

第26条 卸売業者は、保証金について差押命令又は仮差押命令の送達を受けた場合その他預託すべき保証金の額に不足を生じた場合は、知事の指定する日までに差押若しくは仮差押された金額又は不足する金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の指定する日までに預託を完了しないときは、その日の翌日から預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

3 第1項の規定により預託すべき保証金については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

（保証金の充当）

第27条 知事は、卸売業者が使用料その他魚市場に関して県に納付すべき金額の納付を怠ったときは、他の債権者に先だって保証金をこれに充てることができる。

2 卸売業者に対して魚市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、保証金について、他の債権者に先だって弁済を受ける権利を有するものとする。

3 第1項の優先して弁済を受ける権利は、前項の優先して弁済を受ける権利に優先する。

（保証金の返還）

第28条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から1月を経過した後でなければ返還しない。

第2款 買受人

（買受人の種類）

第29条 魚市場における買受人の区分は、次のとおりとする。

種類	定義
仲卸買受人	魚市場内において卸売業者から卸売を受けた生鮮水産物等を消費地に出荷し、仕分けし、又は調整して販売することを業務とする者をいう。
加工買受人	魚市場内において卸売業者から卸売を受けた生鮮水産物等を原料として、加工業を営む者をいう。
売買参加買受人	魚市場内において卸売業者から卸売を受けた生鮮水産物等を自家消費する者又は魚市場外にある自己の店舗において販売することを業務とする者をいう。

（買受人の数の最高限度）

第30条 買受人の数の最高限度は、前条の買受人の区分ごとに知事が別に定める。

（買受人の承認）

第31条 魚市場条例第22条の規定による承認を受けようとする者は、買受人承認申請書（様式第6号）に、知事が別に定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

2 前項の承認の期間は、5年を限度とする。

（買受人の承認の基準）

第32条 知事は、前条第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ない者であるとき。

- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 第36条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 暴力団員等であるとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) その業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。
- (7) 買受けの業務を遂行するのに必要な知識及び経験又は資力若しくは信用を有しない者であるとき。
- (8) 卸売業者又はその役員（申請者が長崎県漁業協同組合連合会、長崎県施網漁業協同組合若しくは一般社団法人長崎県以西底曳網漁業協会の推薦により卸売業者の役員となっている者又は卸売業者の取締役会で承認された者を除く。）若しくは使用人であるとき。
- (9) 買受人の役員又は使用人であるとき。
- (10) 法人であってその業務を執行する役員に第1号から第4号まで、第8号又は前号（申請者が漁業生産者であって新長崎漁港水産加工工場用地及び製氷冷凍冷蔵施設用地に立地するもの並びに長崎漁港水産加工団地協同組合の役員又は使用人である場合を除く。）のいずれかに該当する者があるとき。
- (11) その承認をすることによって買受人の数が第30条に規定する数の最高限度を超えることとなるとき。
（買受人の営業の譲渡し及び譲受け並びに合併）

第33条 買受人が営業（魚市場における買受け業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、買受人の地位を承継する。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、営業の譲渡し及び譲受けの承認申請書（様式第7号）に、知事が別に定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- 3 買受人たる法人が合併する場合（買受人たる法人と買受人でない法人が合併して買受人たる法人が存続する場合を除く。）において、当該合併について知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、買受人の地位を承継する。
- 4 前項の承認を受けようとする者は、合併承認申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。
- 5 前条の規定は、第1項又は第3項の承認について準用する。

（買受け業務の相続）

第34条 買受人が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該買受人の買受け業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の買受け業務を引き続き営もうとするときは、知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、被相続人の死亡の日から起算して2月以内に相続承認申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の承認を受けた者は、買受人の地位を承継する。
- 4 相続人が第1項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認又はその承認をしない旨の通知を受ける日までの間の被相続人に対してした第31条第1項の承認は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 5 第32条の規定は、第1項の承認について準用する。

（名称変更等の届出）

第35条 買受人は、次の各号に該当するときは、遅滞なく名称変更等の届出書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- (3) 商号又はこれに類するものを変更したとき。
- (4) 法人である場合には、資本若しくは出資の額又は役員を変更したとき。
- (5) 業務を廃止したとき。
- 2 買受人が死亡し、又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

（買受人の承認の取消し）

第36条 知事は、買受人が第32条第1号、第2号、第4号から第6号まで若しくは第8号から第10号までのいずれかに該当することとなったとき又はその業務を的確に遂行することができる資力若しくは信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

2 知事は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 第31条第1項の承認の通知を受けた日後、正当な理由なく、その日から起算して1月以内に当該業務を開始しないとき。
 - (2) 正当な理由なく、引き続き1月以上その業務を休止し、又は遂行しないとき。
- 3 知事は、前2項の規定による処分をしようとするときは、第50条に定める長崎魚市場運営協議会の意見を聴くとともに、当該処分の相手方に対し、公開による聴聞を行い、意見を陳述する機会を与えなければならない。

(取引代理人の承認)

第37条 買受人は、魚市場条例第22条の規定により知事の承認を受けて取引代理人を置くことができる。

- 2 買受人は、前項の承認を受けようとするときは、取引代理人承認申請書（様式第11号）に、知事が別に定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請に係る取引代理人になろうとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないものとする。
 - (1) 買受人の役員又は使用人のいずれでもないとき。
 - (2) 破産者で復権を得ない者であるとき。
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
 - (4) 鮮魚小売商を営む者であるとき。
 - (5) 暴力団員等であるとき。
 - (6) 取引代理人として必要な能力を有しない者であるとき。

(取引代理人の承認の取消し)

第38条 買受人は、取引代理人が前条第3項第1号から第5号までのいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を申し出なければならない。

- 2 知事は、取引代理人が、前条第3項第1号から第5号までのいずれかに該当することとなったとき又は買受人から取引代理人の承認の取消の申出があったときは、当該承認を取り消すものとする。

第3款 関連業者

(関連業者の承認)

第39条 魚市場において次の各号のいずれかに掲げる業務を行おうとする者（以下「関連業者」という。）は、魚市場条例第22条の規定により、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 生鮮水産物等の荷役又は運送、魚市場の取扱品目以外の生鮮食糧品等又は容器の販売、精算代払その他の業務で魚市場機能の充実に資するもの
 - (2) 飲食の提供、用品の販売、理容、金融その他の業務で魚市場の利用者の便益に供するもの
- 2 前項の承認を受けようとする者は、関連業者承認申請書（様式第12号）に、知事が別に定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
 - 3 第1項の承認の期間は、5年を限度とする。

(関連業者の承認の基準)

第40条 知事は、前条第1項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ない者であるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (3) 次条の規定により承認を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 暴力団員等であるとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) その業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。
- (7) その業務を的確に遂行することができる資力、信用及び知識を有しない者であるとき。
- (8) 法人であってその業務を執行する役員に第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当する者がいるとき。

(関連業者の承認の取消し)

第41条 知事は、関連業者が前条第1号、第2号又は第4号から第8号までのいずれかに該当することとなったときは、その承認を取り消すものとする。

2 知事は、関連業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

(1) 第39条第1項の承認を受けた日後、正当な理由なく、その日から起算して1月以内に当該業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由なく、引き続き3月以上、当該業務を休止したとき。

(関連業者への準用規定)

第42条 第33条、第34条及び第35条の規定は、関連業者について準用する。

第4節 管理

(魚市場施設の使用)

第43条 魚市場条例第9条第2項の規定による申請書は、魚市場施設使用許可申請書（様式第13号）とする。

(魚市場の衛生の保持等)

第44条 何人も、魚市場内にごみその他の廃棄物を持ち込んで서는ならない。

2 魚市場を利用する者は、その利用後は必ずこれを清掃し、廃棄物は所定の場所に集積する等魚市場施設の衛生の保持に努めなければならない。

3 魚市場を利用する者は、火気の使用及びその取扱いに十分注意するとともに火災の予防について常時必要な措置を講じなければならない。

(魚市場の秩序の保持等)

第45条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 指定の場所以外の場所に車両等を駐車し、又は放置すること。

(2) 魚市場の公正な取引を阻害すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、魚市場の秩序を乱すこと。

2 知事は、魚市場の秩序を保持するため必要があると認めるときは、魚市場に入場する者に対して入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(荷さばき等に支障を及ぼす行為の禁止)

第46条 何人も、魚市場における荷さばき卸売行為に支障を及ぼす次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 魚市場の作業に従事した者が、賃金又は報酬として生鮮水産物等を収受し、又は要求すること。

(2) 魚市場の開場時間外又は休業日に取引をすること。

(3) 魚市場の施設を損傷する行為又は生鮮水産物等の荷役能力を低下させる行為をすること。

(魚市場への入場)

第47条 魚市場に入場する者は、次の区分に従い帽子及び記章（様式第14号）を着用するとともに、身分証明書（様式第15号）を所持しなければならない。

(1) 卸売業者

(2) せり人

(3) 買受人及び取引代理人

(4) 買出人（小売業者及び業務用買出人をいう。）

(5) 出荷者

(6) 関連業者及び買受人の従業員

2 前項各号に規定する者以外の者が魚市場に入場しようとするときは、事前に住所、氏名、用務の内容、所要時間等を知事に申し出て、知事の臨時入場の承認を受けなければならない。ただし、公務のため魚市場に入場する公務員その他知事が特に認める者は、この限りでない。

(自動車の使用)

第48条 前条に規定する者が、その業務のため魚市場に自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第9号に規定する自動車のうち、大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。以下同じ。）を使用して入場しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、車両入場承認申請書（様式第16号）を知事に提出するものとする。

3 知事は、第1項の承認をしたときは、車両入場承認済証（様式第17号）を交付するものとする。

4 前項の車両入場承認済証の交付を受けた者は、車両の見やすい場所に当該車両入場承認済証を貼付しておかななければならない。

5 前4項の規定は、前条第2項に規定する臨時入場の承認を受けた者が自動車を用いて入場する場合について準用する。この場合において、第3項中「車両入場承認済証（様式第17号）」とあるのは「車両臨時入場承認済証（様式第18号）」と、前項中「貼付」とあるのは「掲示」と読み替えるものとする。

(魚市場監督職員)

第49条 知事は、魚市場に関する事務に従事する職員（以下「監督職員」という。）に対し、魚市場条例及びこの規則に定める事項の遵守に関する事務を行わせることができる。

2 監督職員は、魚市場の秩序を保持するため必要と認めるときは、必要な指示をすることができる。

3 監督職員は、前項の指示を行う場合は、長崎県職員証明書を所持し、あわせて身分を示す記章（様式第19号）を着用しなければならない。

第5節 長崎魚市場運営協議会

(長崎魚市場運営協議会の組織等)

第50条 魚市場の運営に関する基本事項、卸売業者及び買受人の処分に関する事項並びに魚市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、長崎魚市場運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員8名で事案ごとに組織する。

3 委員は、卸売業者、買受人、関連業者、生産者、県職員等のうちから、長崎県水産部長が指名する。

4 委員の任期は、その事案の終了までとする。

5 委員は、無報酬とする。

(協議会の会長及び副会長)

第51条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会)

第52条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、第1回協議会は、長崎県水産部長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第53条 協議会の庶務は、長崎県水産部において処理する。

(協議会の補則)

第54条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第3章 取引参加者の遵守事項

(売買取引の原則)

第55条 魚市場において、取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第56条 卸売業者は、魚市場における卸売の業務に関し、出荷者又は買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、第3条の取扱品目の部類に属する物品について卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが第82条の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(卸売業者による売買取引の方法)

第57条 卸売業者は、魚市場における卸売の業務については、第3条に定める生鮮水産物等の販売方法により卸売を行わなければならない。

2 卸売業者は、前項の生鮮水産物等の販売方法について、魚市場の見やすい場所における掲示その他の方法により関係者への周知を図らなければならない。

(現品取引等)

第58条 第7条第2項の場合において、卸売業者は、売買取引の前に、その物品の名目、産地及び出荷者を卸売場に掲示しなければならない。

2 前項の場合において、卸売業者は、事前にその品目、産地、出荷者、荷印、重量、等級、数量その他必要な事項を記載した銘柄取引報告書（様式第20号）により知事に報告しなければならない。

(下見)

第59条 卸売業者は、卸売をしようとするときは、卸売を開始する前に買受人に卸売をしようとする生鮮水産物等の下見を行わせなければならない。ただし、銘柄による場合は、この限りでない。

(卸売の委託を受けた生鮮水産物等の検収)

第60条 卸売業者は、卸売の委託を受けた生産水産物等（以下「受託物品」という。）の受領に当たっては、検収を確実にし、その種類、数量、等級及び品質等に異常があると認めたときは、受託物品受領書及び売買仕切書にその旨を記載しなければならない。

（指値のある受託物品の販売方法）

第61条 卸売業者は、受託物品に指値があるときは、上場の際に適切な表示を行い、せり売の前にせり人にその旨を呼び上げさせなければならない。

2 卸売業者は、前項の呼び上げを行わなかったときは、指値をもって買受人に対抗することができない。

（受領物品の即日販売）

第62条 卸売業者は、上場し得る時刻までに受領した物品については、その日に上場し、販売しなければならない。ただし、知事が特別な理由があると認め、これを承認した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の承認を受けようとする者は、受領物品即日販売特例承認申請書（様式第21号）を知事に提出するものとする。

（指値等のある未販売委託物品の処理）

第63条 受託物品について指値その他の条件がある場合で、その条件でこれを販売することができないときは、卸売業者は、その旨委託者に通知し、その指示を受けなければならない。ただし、損傷、腐敗その他の原因によって委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。

（せり売等の場合における販売担当者）

第64条 卸売業者は、魚市場において生鮮水産物等をせり売等の方法で卸売しようとするときは、その卸売をせり人にさせなければならない。

（せり落しの決定）

第65条 せり人は、せり落しを決定するときは、最高申込価格を買受人及び出荷者にわかるよう明瞭に呼び上げなければならない。

2 せり人は、せり落し価格が決定したときは、その氏名又は商号及びせり落し価格を買受人及び出荷者にわかるよう明瞭に呼び上げなければならない。

（開札の方法）

第66条 卸売業者は、入札手続終了後、直ちに開札を行わなければならない。この場合において、最高価格（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）の入札者を落札者とする。ただし、指値のある受託物品については、その最高価格が指値に達しないときは、この限りでない。

（販売開始時刻以前の卸売の禁止）

第67条 卸売業者は、販売開始時刻以前に取扱物品の卸売をしてはならない。ただし、次に掲げる場合で、買受人の買受けを不当に制限することがないことから、その内容を事前に知事に届け出たときは、この限りでない。

(1) 買受人が緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるとき。

(2) 買受人が長崎市及びその周辺地域（島原市、諫早市、大村市、五島市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町及び新上五島町の6市3町をいう。以下同じ。）外の他の卸売市場へ出荷する場合であって、その卸売市場の販売開始時刻及び需給事情等によりやむを得ない理由があると認めたとき。

(3) 第74条第2号に規定する契約に基づき確保した物品の卸売をするとき。

2 前項ただし書の届出をしようとする卸売業者は、販売開始時刻以前卸売届出書（様式第22号）を知事に提出するものとする。

3 第1項ただし書の届出をした卸売業者は、その届出に係る物品の卸売をしたときは、販売開始時刻以前卸売報告書（様式第23号）をもって速やかにその旨を知事に報告するものとする。

（販売開始時刻以前の物品の搬出の禁止）

第68条 何人も、通常の販売開始時刻以前に、魚市場の生鮮水産物等を魚市場から搬出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 卸売業者が出荷者の指示又は同意により、生鮮水産物等の販売を再委託する場合

(2) 出荷者が自己の計算において、魚市場以外の卸売市場に生鮮水産物等を出荷する場合

(3) 卸売業者が前条第1項ただし書の届出をした場合又は卸売業者から買受けた生鮮水産物等を搬出する場合

(4) 前3号に定めるもののほか、知事がやむを得ない理由があると認めたとき。

（販売原票の作成）

第69条 卸売業者は、生鮮水産物等を卸売したときは、速やかに販売原始帳簿に記載し、これを2年間保存しな

ければならない。

- 2 販売原始帳簿の記帳には、消除し難い筆記具を使用し、生鮮水産物等の種類、数量、単価（消費税額及び地方消費税額を除く。）、出荷者及び買受人を記載しなければならない。

（卸売物品の買受人の明示）

- 第70条 卸売業者は、売買契約が成立したときは、直ちに売渡票（様式第24号）を買受人に交付するとともに、その確認を受けなければならない。

（買受人の買受物品に対する明示）

- 第71条 買受人は、卸売業者から買い受けた生鮮水産物等に、自己の所有であることを明示する証票、商号又は商標を付さなければならない。

（買受物品の引取り）

- 第72条 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

- 2 卸売業者は、買受人が前項の引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は買受人に催告しないで他の者に卸売をすることができる。

- 3 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格が買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。

（卸売の相手方の制限）

- 第73条 卸売業者は、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合であって、買受人の買受けを不当に制限することがないことから、その内容を事前に知事に届け出たときは、この限りでない。

- (1) 魚市場における入荷量が著しく多いとき。
- (2) 魚市場に出荷された物品が買受人にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがあるとき。
- (3) 買受人に対して卸売をした後残品を生じたとき。
- (4) 長崎市及びその周辺地域外の卸売市場の生鮮水産物等の入荷事情等から、魚市場の卸売業者からの卸売の方法によらなければ当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を当該卸売市場において卸売の業務を行う者に卸売をするとき。

- 2 前項ただし書の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した転送届出書（様式第25号）を知事に提出するものとする。

- (1) 届出をしようとする者の氏名又は名称
- (2) 買受人以外の者へ卸売をしようとする物品の品目、産地、数量、出荷者及び卸売の相手方
- (3) 買受人以外の者へ卸売をしなければならない理由

- 3 第1項ただし書の規定による届出をした者は、その届出に係る物品の卸売をしたときは、速やかにその旨を転送結果報告書（様式第26号）により知事に報告しなければならない。

（自己の計算による卸売の禁止）

- 第74条 卸売業者は、自己の計算において卸売をしてはならない。ただし、別表に掲げる物品の卸売をする場合又は次に掲げる場合であって、自己の計算において卸売をしても卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないことから、その内容を事前に知事に届け出たときは、この限りでない。

- (1) 出荷者の計算において行う卸売の方法によることが著しく困難なとき。
- (2) 卸売業者と買受人間においてあらかじめ締結した契約に基づき物品を確保する必要があるとき。
- (3) 供給の安定を図るため保管し、又は貯蔵する必要があるとき。
- (4) 災害の発生、生産の状況等から出荷者の計算において行う卸売の方法によることができないとき。
- (5) 定価品又は銘柄品等で、出荷者の計算において行う卸売の方法によることが著しく不適当であるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、知事が特に出荷者の計算において行う卸売の方法によることが著しく困難と認めるとき。

（自己の計算による卸売の届出等）

- 第75条 前条第1項ただし書の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した買付届出書（様式第27号）を知事に提出するものとする。

- (1) 届出をしようとする者の氏名又は名称
- (2) 自己の計算において卸売をしようとする物品の品目、産地、数量及び出荷者
- (3) 自己の計算において卸売をしようとする理由

2 前条第2号に規定する場合には、前項の届出書に当該契約書の写しを添付しなければならない。

(魚市場外にある物品の卸売の禁止)

第76条 卸売業者は、魚市場内にある物品以外の卸売をしてはならない。ただし、長崎市及びその周辺地域において知事が指定する場所にある物品について、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(魚市場外にある物品の卸売の承認申請)

第77条 前条ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した市場外保管場所指定承認申請書(様式第28号)に所在地、施設の種類、規模及び構造を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその長崎市及びその周辺地域において知事が指定する場所の位置を記入した図面を添付して知事に提出するものとする。

(1) 申請者の氏名又は名称

(2) 所在地及び施設の名称

(3) 指定の期間

(4) 物品の種類

(許可に係る卸売以外の販売の禁止)

第78条 卸売業者は、長崎市及びその周辺地域内においては、第20条第1項の許可に係る卸売の業務としてする場合を除き、当該許可に係る取扱品目に属する物品の卸売その他の販売をしてはならない。

(仲卸買受人の業務の規制)

第79条 仲卸買受人は、長崎市及びその周辺地域においては、第3条に規定する取扱品目の部類に属する物品の販売の委託を引受け、又は当該物品を卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、取扱品目の部類に属する物品のうち輸入に係る物品で卸売業者が集荷困難なものである場合その他次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 取引慣行等の理由により卸売業者が集荷困難であるとき。

(2) 災害その他特別な事情により卸売業者が著しく集荷困難なものであるとき。

(市場外買付けの報告)

第80条 前条ただし書の規定により取引をした者は、次に掲げる事項を記載した市場外買付け品販売報告書(様式第29号)を知事に提出しなければならない。

(1) 取引をした報告者の氏名又は名称

(2) 買い入れて販売した物品の品目及び買入れの相手方

(3) 卸売業者から買い入れることが困難であった事情

(4) 販売の相手方、数量及び金額

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第81条 卸売業者は、次に掲げる事項について、卸売業者の開設するホームページに掲載する。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮水産物等の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の生鮮水産物等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

(5) 生鮮水産物等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法(法第13条第5項第4号ロに掲げる方法としてこの規則に定められた決済の方法に則したものに限る。)

(6) 奨励金等について、その種類、内容及びその額(その交付の基準を含む。)

(受託契約約款)

第82条 卸売業者は、魚市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、第20条第1項の許可の日から起算して1月以内に知事の承認を受けなければならない。

2 前項の受託契約約款を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 第1項の承認を受けようとする者は、受託契約約款承認申請書(様式第30号)を知事に提出するものとする。

4 第2項の規定による承認を受けようとする者は、受託契約約款変更承認申請書(様式第31号)に変更しようとする理由及びその内容を記載した書面を添付して知事に提出するものとする。

(委託手数料の率)

第83条 卸売業者が卸売の委託の引受けについて、その委託者から収受する委託手数料の額は、知事の承認を受けた率を乗じて得た額とする。

(決済の方法)

第84条 取引参加者は、魚市場における売買取引の決済については、第16条から第18条までに定める方法により行うものとする。

(卸売業者による事業報告書の作成等)

第85条 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）別記様式第2号により作成し、当該事業年度経過後90日以内に知事に提出しなければならない。

2 卸売業者は、貸借対照表及び損益計算書を事務所に備置き、正当な理由がある場合を除き出荷者の閲覧に供するものとする。

3 第1項に定める報告書のほか、卸売業者は、毎月20日までに前月卸売した生鮮水産物等の数量及び金額を売上高日（月）計表（様式第32号）に集計し、同表を添付した生鮮水産物等の市況等に関する報告書（様式第33号）により知事に報告しなければならない。

(売買取引の結果等の公表)

第86条 卸売業者は、次に掲げる事項について、それぞれの期限までに、卸売業者が開設するホームページに掲載する。

(1) 取引の日の主要な品目の卸売予定数量 その日の前日 17時

(2) 取引の日の主要な品目の卸売の数量及び価格 その日 17時

(3) 取引の月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（法第13条第5項第5号の表中4の項の規定並びに第20条第2項第4号及び第6号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。） 毎月20日

第4章 雑則

(団体の設置)

第87条 魚市場を利用する者は、魚市場における業務の円滑な運営を図るための団体を設置することができる。

(許可等の制限又は条件)

第88条 この規則の規定による許可、承認又は指定には、必要な条件を付することができる。

(委任)

第89条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則（以下「新規則」という。）の施行の日前に改正前の長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則又は長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（平成12年長崎県条例第40号）の規定によってした許可、承認その他の処分又は申請その他の手続で新規則に相当の規定があるものは、新規則の相当の規定によってした許可、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

別表（第74条関係）

品目											
ふぐ	貝類（かき類を除く。）	いせえび	ざりがに類	しゃこ類	あみ類	うに	さめ類	生遊魚	まぐろ	かじき	よこわ
		かつお	ぶり	ひらす	あじ	さば	いわし	さんま	とびうお	このしろ	まだ
い	ちだい	れんこだい	いとより	しいら	かます	かながしら	いか	さわら	かれい	ひらめ	ぐ
ち	えそ	にべ	しず	すえい	あかえい	たちうお	ふか	なまず	はも	たこ	くるまえば
	うなぎ	なまこ	かに	あわび	さざえ	かい	くじら				

様式第1号（第20条関係）

卸売業務許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名又は名称及び代表者

印

長崎県地方卸売市場長崎魚市場における卸売の業務の許可を受けたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第20条第1項の規定により申請します。

卸売業務を行なおうとする者	住所								
	氏名又は名称及び代表者								
資本又は出資の額									
業務開始の予定期日									
従業員の数		総数 人（男 人女 人）（うちせり人 人）							
参 考 事 項	兼業業務を行なっているときはその内容	兼業の業種							
		従業員数							
		年間取扱予定	数量	金額		万円			
	地方卸売市場以外の市場経営を行なうときはその内容	市場の所在地及び名称							
		施設の内容・規模等	用地	卸売場	卸売場の構造	駐車場	その他		
			m ²	m ²					
年間取扱予定		数量	金額		万円				

様式第2号（第21条関係）

営業の譲渡し及び譲受けの認可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

譲受人の氏名又は
名称及び代表者

印

譲渡人の氏名又は
名称及び代表者

印

長崎県地方卸売市場長崎魚市場における営業について譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第21条第2項の規定により、申請します。

譲渡人	住所	
	氏名又は名称及び代表者	
	既に許可を受けた年月日及び番号	
譲受人	住所	
	氏名又は名称及び代表者	
譲渡し及び譲受けの予定年月日		
譲渡し及び譲受けをする事由		

様式第3号の1（第21条関係）

合併認可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

名称
代表者 印名称
代表者 印

長崎県地方卸売市場長崎魚市場の卸売の業務に係る合併の認可を受けたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第21条第4項の規定により、申請します。

合併当事者の 住所名称等	住所	
	名称及び代表者	
	卸売業務許可年月日及び番号	
	所属している地方卸売市場の名称	
	住所	
	名称及び代表者	
	卸売業務許可年月日及び番号	
	所属している地方卸売市場の名称	
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の住所及び名称		
合併の方法及び条件		
合併の予定年月日		
合併を必要とする事由		

※合併協議書の写し（原本証明をしたもの）を添付すること。

様式第 3 号の 2（第21条関係）

分割認可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

名称
代表者 印

長崎県地方卸売市場長崎魚市場の卸売の業務に係る分割の認可を受けたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第21条第 4 項の規定により、申請します。

分割当事者の住所 名称等	住所	
	名称及び代表者	
	卸売業務許可年月日及び番号	
分割により卸売の業務を承継する法人の住所及び名称		
分割の方法及び条件		
分割の予定年月日		
分割を必要とする事由		

※分割計画書の写し（原本証明をしたもの）を添付すること。

様式第4号（第22条関係）

相続認可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名

印

長崎県地方卸売市場長崎魚市場の卸売の業務に係る相続の認可を受けたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第22条第2項の規定により、申請します。

申請者と被相続人との続柄	
被相続人の住所及び氏名	
相続する許可年月日番号	
相続開始日	
備考	

※相続同意に関する書類等を添付すること。

様式第 5 号（第23条関係）

名称変更等の届出書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名又は名称及び代表者

印

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第23条第 1 項の規定により、届け出ます。

- ☐ 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したため
☐ 氏名若しくは名称又は住所を変更したため
☐ 商号又はこれに類するものを変更したため
☐ 法人で資本又は出資の額及び役員を変更したため
☐ 卸売の業務を廃止したため

※該当する項目の ☐ にレ点を付すこと。

届出内容の詳細	
---------	--

様式第6号（第31条関係）

買受人承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名又は名称及び代表者 印

長崎魚市場の買受人として業務をしたいので、長崎県地方卸売市場条例施行規則第31条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

住所				
氏名又は名称及び代表者		ふりがな	生 年 月 日	年 月 日
商号				
法人の場合	資本又は出資の額			
	役員の氏名			
承認を受けようとする買受人の種類				
取扱品目				
その他参考事項				

様式第7号（第33条関係）

営業譲渡し及び譲受け承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

譲受人の氏名又は
名称及び代表者

印

譲渡人の氏名又は
名称及び代表者

印

長崎県地方卸売市場長崎魚市場における営業について譲渡し及び譲受けの承認を受けたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第33条第2項（同規則第42条において準用する場合を含む。）の規定により、申請します。

譲 渡 人	住所	
	氏名又は名称及び代表者	
	既に承認を受けた年月日及び番号	
譲 受 人	住所	
	氏名又は名称及び代表者	
譲渡し及び譲受けの予定年月日		
譲渡し及び譲受けをする事由		

様式第8号（第33条関係）

合併承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

合併により存続又は新設する法人
の名称及び代表者

印

合併により消滅する法人
の名称及び代表者

印

合併の承認を受けたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第33条第4項（同規則第42条において準用する場合を含む。）の規定により、申請します。

合併当事者の住所名称等	住所	
	名称及び代表者	
	承認年月日及び番号	
	住所	
	名称及び代表者	
	承認年月日及び番号	
合併により存続又は設立される法人の住所及び名称		
合併の方法及び条件		
合併の予定年月日		
合併を必要とする事由		

※合併協議書の写し（原本証明をしたもの）を添付すること。

様式第9号（第34条関係）

相続承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所

氏名

印

長崎県地方卸売市場長崎魚市場における買受け業務（関連業務）に係る相続の承認を受けたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第34条第2項（同規則第42条において準用する場合を含む。）の規定により、申請します。

申請者と被相続人との関係		
被相続人の住所及び氏名		
引き続き営もうとする業務に係る取扱品目	取扱品目	
	承認年月日番号	
相続開始日		
備考		

※相続同意に関する書類等を添付すること。

様式第10号（第35条関係）

名称変更等の届出書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名又は名称

印

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第35条第1項（同規則第42条において準用する場合も含む。）の規定により、届け出ます。

- ☐ 業務を開始し、休止し、又は再開したため
☐ 氏名若しくは名称又は住所を変更したため
☐ 商号又はこれに類するものを変更したため
☐ 法人で資本又は出資の額及び役員を変更したため
☐ 業務を廃止したため

※該当にする項目の ☐ にレ点を付すこと。

届出内容の詳細	
---------	--

様式第11号（第37条関係）

取引代理人承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名又は名称

印

長崎魚市場における卸売業者の卸売に下記の者を参加させたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第37条第2項の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

承認を受けようとする者の氏名		生 年 月 日	年 月 日
本籍地			
現住所			

様式第12号（第39条関係）

関連業者承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名又は名称

印

長崎魚市場の関連業者として業務をしたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例第39条第2項の規定により、別紙関係書類を添えて承認を申請します。

住所				
氏名又は名称及び代表者		ふりがな	生 年 月 日	年 月 日
商号				
法人の場合	資本又は出資の額			
	役員の氏名			
営業の種類				
営業の内容				
その他参考事項				

様式第13号（第43条関係）

魚市場施設使用許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名又は名称

印

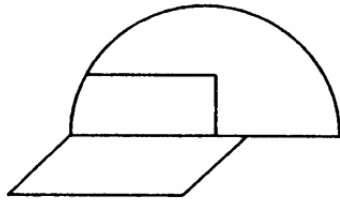
長崎魚市場施設を使用したいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例第 9 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

住所				
氏名又は名称及び代表者		ふりがな	生 年 月 日	年 月 日
商号				
法人の場合	資本又は出資の額			
	役員の氏名			
使用期間		年 月 日から		
		年 月		
		年 月 日まで		
収容する人員又は稼働する車両等の規模と数				
備考				

様式第14号（第47条関係）

入場者の帽子と記章

(1) 卸売業者

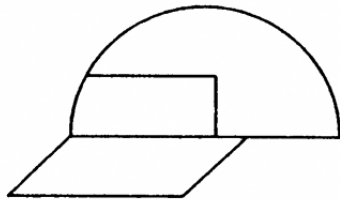


- 1 型は、キャップ型とする。
- 2 色は、灰色とする。

番	号
卸 売 業 者 名	
氏	名

- 1 大きさは、縦6.5センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 材質は、プラスチックとする。
- 3 地色は赤色とし、文字は白色とする。
- 4 着用の位置は、帽子の前面とする。

(2) せり人

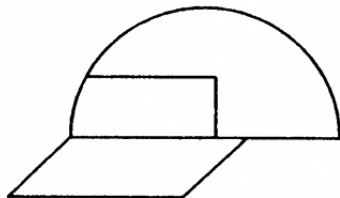


- 1 型は、キャップ型とする。
- 2 色は、白色とする。

番	号
せ り 人	
卸 売 業 者 名	
せ り 人 氏 名	

- 1 大きさは、縦6.5センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 材質は、プラスチックとする。
- 3 地色は赤色とし、文字は白色とする。
- 4 着用の位置は、帽子の前面とする。

(3) 買受人（取引代理人を含む）

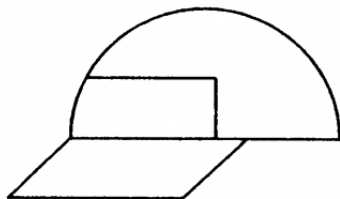


- 1 型は、キャップ型とする。
- 2 色は、黄色とする。

番	号
買 受 人 の 種 類	
屋	号
氏	名

- 1 大きさは、縦6.5センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 材質は、プラスチックとする。
- 3 地色は緑色とし、文字は白色とする。
- 4 着用の位置は、帽子の前面とする。

(4) 買い出し人（小売人、業務用買出人をいう）

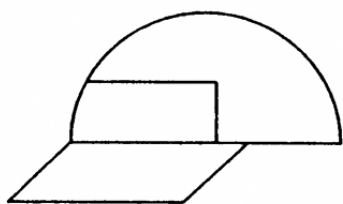


- 1 型は、キャップ型とする。
- 2 色は、紺色とする。

番	号
買 出 人 商 店 名	
氏	名

- 1 大きさは、縦6.5センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 材質は、プラスチックとする。
- 3 地色は橙色とし、文字は白色とする。
- 4 着用の位置は、帽子の前面とする。

(5) 出荷者

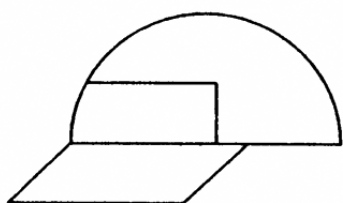


- 1 型は、キャップ型とする。
- 2 色は、濃水色とする

番 出 会 氏	荷 社 名	号 者 名 名
------------------	-------------	------------------

- 1 大きさは、縦6.5センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 材質は、プラスチックとする。
- 3 地色は黄色とし、文字は黒色とする。
- 4 着用の位置は、帽子の前面とする。

(6) 市場関連業者（買受人の従業員を含む）



- 1 型は、キャップ型とする。
- 2 色は、赤茶色とする。

番 号	関 連 業 者 （ 買 受 人 の 種 類 ）
会 社 名 氏 名	（ 屋 号 ）

- 1 大きさは、縦6.5センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 材質は、プラスチックとする。
- 3 地色は桃色とし、文字は黒色とする。
ただし、買受人の従業員は、地色は白色とし、文字は黒色とする。
- 4 着用の位置は、帽子の前面とする。

様式第15号（第47条関係）

（表 面）

身 分 証 明 書		写 真
No.		
氏 名		
生 年 月 日		
住 所		
上記の者は、当社（私）の職員（従業員）であることを証明する。		
		年 月 日
		住所（所在地）
		氏名（名称及び代表者） 印
確認番号	有効期間	年 月 日まで

（裏 面）

注 意
1 この証は、常時携行し身分を明らかにする必要があるときは、呈示しなければならない。
2 この証は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。
3 この証は、紛失又は盗難にあったときは、速やかに届け出て再交付を受けなければならない。
4 退職又は死亡等により離職したときは、速やかに返納しなければならない。
5 この記載事項に変更があったときは、速やかに届け出て訂正を受けなければならない。

様式第16号（第48条関係）

車両入場承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

業種
住所
氏名又は名称
電話番号

印

自動車を使用して魚市場に入場したいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第48条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、申請します。

1 入場の目的

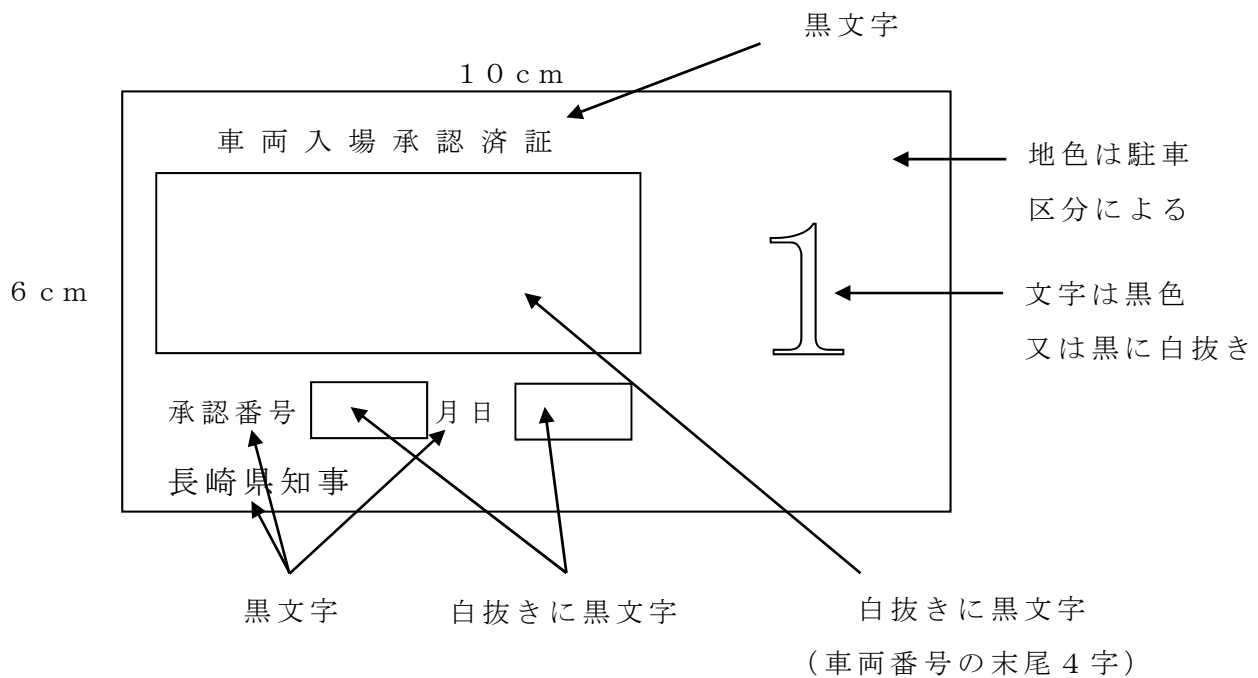
2 自動車の詳細

自動車登録番号又は車両番号	車名	自家用 営業用の別	車体の形状	最大積載量

3 添付書類

- (1) 車検証の写
- (2) 出荷証明書（生産者のみ）
- (3) 営業許可証の写（小売人及び業務用買出人のみ）

様式第17号（第48条関係）



（備考）駐車区分による、地色の色分け。

- 1 黄色：卸売業者、買受人
- 2 紺色：小売人及び業務用買出人
- 3 朱色：運送業者
- 4 赤色：関連業者（軽運送業者を含む。）
- 5 空色：出荷者
- 6 緑色：公務のため魚市場に入場する公務員その他知事が特に認める者

様式第18号（第48条関係）

18.3cm

車両臨時入場承認済証

年 月 日
長崎県知事

下記のとおり車両の入場を承認する。

記

12.8cm

- 1 車両番号
- 2 行き先
- 3 氏名又は名称

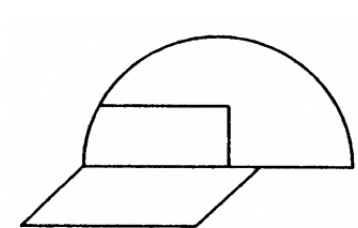
4 承認期間 年 月 日限り

5 注意事項

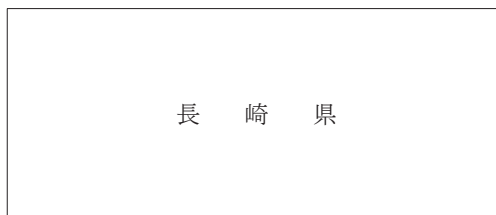
- (1) 長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例、同施行規則及び県が指定する事項を遵守すること。
- (2) 車両臨時入場承認済証は、車両の外部から見やすい場所に掲示すること。
- (3) 退場時は、警備員に返却すること。

様式第19号（第49条関係）

監督職員の帽子と記章



- 1 型は、キャップ型とする。
- 2 色は、緑色とする



- 1 大きさは、縦6.5センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 材質は、プラスチックとする。
- 3 地色は青色とし、文字は白色とする。
- 4 着用の位置は、帽子の前面とする。

様式第20号（第58条関係）

銘柄取引報告書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名又は名称

印

銘柄取引を行いましたので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第58条第2項の規定により、報告します。

品目	産地	出荷者	荷印	重量	等級	数量	その他

様式第21号（第62条関係）

受領物品即日販売特例承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名又は名称 印

受領物品即日販売特例の承認を受けたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第62条第2項の規定により、申請します。

1 理由

2 期日

3 内容

品名	産地	等級	数量	出荷者	備考

様式第22号（第67条関係）

販売開始時刻以前卸売届出書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名又は名称 印

販売開始時刻以前に卸売をしたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第67条第2項の規定により、事前に届け出ます。

1 相手方の住所、氏名又は名称

2 期間及び時間

3 理由

4 内容

品名	産地	等級	備考

様式第23号（第67条関係）

販売開始時刻以前卸売報告書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名又は名称

印

年 月 日付で届け出た販売開始時刻以前卸売について、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第67条第3項の規定により、その結果を報告します。

1 相手方の住所、氏名又は名称

2 期間及び時間

3 理由

4 内容

品名	産地	等級	数量	備考

様式第24号（第70条関係）

売渡票

年 月 日

様

氏名又は名称

印

発行担当者名

印

出荷者名	魚類名	単価	数量	備考

様式第25号（第73条関係）

転送届出書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名又は名称

印

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第73条第2項の規定により、届け出ます。

1 相手方の住所、氏名又は名称

2 理由

3 内容

品名	産地	等級	数量	出荷者

様式第26号（第73条関係）

転送結果報告書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名又は名称

印

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第73条第3項の規定により、報告します。

1 相手方の住所、氏名又は名称

2 期日

3 内容

品目	産地	等級	数量	単価	金額	出荷者

様式第27号（第75条関係）

買付届出書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名又は名称

印

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第75条第1項の規定により、届け出ます。

1 内容

品名	産地	等級	数量	出荷者

2 自己の計算において卸売をしようとする理由

様式第28号（第77条関係）

市場外保管場所指定承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名又は名称

印

取扱物品の市場外保管場所の指定を受けたいので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第77条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 所在地
- 2 施設の名称
- 3 指定の期間
- 4 物品の種類

様式第29号（第80条関係）

市場外買付け品販売報告書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名又は名称

印

市場外買付け品を販売したので、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第80条の規定により、報告します。

- 1 買い入れて販売した物品の品目、数量及び金額
- 2 買い入れの相手方
- 3 卸売業者から買い入れることが困難であった事情
- 4 販売の相手方、数量及び金額

様式第30号（第82条関係）

受託契約約款承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名又は名称 印

卸売のための販売を受託の引受けについて、別添のとおり、受託契約約款を定めたいので長崎県地方卸売市場
長崎魚市場条例施行規則第82条第3項の規定により、申請します。

様式第31号（第82条関係）

受託契約約款変更承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名又は名称 印

卸売のための販売を受託の引受けについて、別添のとおり、受託契約約款を変更したいので長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則第82条第4項の規定により、申請します。

※変更部分の新旧対照表を添付すること。

様式第32号 (第85条関係)

売上高日（月）計表

No.

月 日

取扱区分

住所	出荷者名	数量	金額	備考
日計				
月計				

様式第33号（第85条関係）

生鮮水産物等の市況等に関する報告書 年 月分

長崎県知事 様

氏名又は名称

印

1 品目別取扱数量、金額、手数料、使用料

品目	取扱数量	金額	収入額				備考
			手数料	使用料	保管料	計	
いわし							
あじ							
さば							
ぶり							
れんこだい							
まだい							
その他のたい							
ぐち							
えそ							
かながしら							
さめ							
とびうお							
たちうお							
かれい・ひらめ							
かつお							
その他の魚類							
魚類計							
するめいか							
その他のいか							
たこ							
えび							
かに							
その他の水産動物							
魚類以外の水産動物計							

わかめ							
ふのり							
てんぐさ							
その他の海藻							
海藻計							
煮干いわし							
丸干いわし							
するめ							
その他の加工水産物							
加工水産物計							
合計							

2 仕向地別取扱数量

[illegible]

長崎県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例施行規則第17号

長崎県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則
長崎県立都市公園条例施行規則（昭和48年長崎県規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

別表第1（第3条関係）
1 略
2 長崎県立総合運動公園

有料公園施設の 名称	供用日	供用時間
略		
野球広場	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで。ただし、3月1日から12月28日までの間は午前6時から
ソフトボール場		
ローンボウルス場		午前9時から午後5時まで
略		
3及び4 略		

改正前

別表第1（第3条関係）
1 略
2 長崎県立総合運動公園

有料公園施設の 名称	供用日	供用時間
略		
野球広場	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで。ただし、3月1日から12月28日までの間は午前6時から
ソフトボール場		
<u>サッカー場</u>		
略		
3及び4 略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の2長崎県立総合運動公園の表サッカー場の項の改正規定は、令和2年6月1日から施行する。

長崎県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第18号

長崎県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
長崎県営住宅条例施行規則（平成9年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
(請書及び連帯保証人)		(請書及び連帯保証人)	
第5条 略		第5条 略	
2 略		2 略	
3 前項の保証人は、入居決定者の親族 <u>1人</u> とする。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。		3 前項の保証人は、入居決定者の親族 <u>2人</u> とする。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。	
<u>4 条例第13条第3項の規定により、連帯保証人の連署の免除を受けようとする者は、連帯保証人連署免除申請書（様式第3号の3）を知事に提出し、その承認を得なければならない。</u>			
(承継入居承認申請)		(承継入居承認申請)	
第9条 略		第9条 略	
2 略		2 略	

3 前項の承認を得た者は、第5条の規定に準じて請書を提出しなければならない。	
--	--

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第5条関係）

（表）

請 書

年 月 日

市町村			団地			管理			棟			号			整理番号				

電話 ()

長崎県知事 様

裏面記載の住宅に入居するにあたり、長崎県営住宅条例及び同施行規則並びにこれに基づく指示及び入居条件を下記同居者とともに堅く守ります。

入居名義人及び下記同居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合には、当該住宅を明け渡します。

連帯保証人は、名義人と連帯して家賃、損害賠償金その他の債務について責任を負います。

名 義 人	フリガナ 氏 名・生年月日	年 月 日生																	
	現住所	市 町 番地																	
	勤務先	名称 電話 () 番 所在地 平均月収 円																	
同 居 者	フリガナ 氏 名	続柄	生 年 月 日			勤務先又は職業 (電話)			平 均 月 収										
			年	月	日	電話 ()			円										
			年	月	日	電話 ()			円										
			年	月	日	電話 ()			円										
			年	月	日	電話 ()			円										
			年	月	日	電話 ()			円										
			年	月	日	電話 ()			円										

注 入居者の遵守事項（次のことに特に注意してください。）

- (1) 毎月定められた期限内に必ず家賃を納入すること。
- (2) 住宅以外の用途に使用しないこと。
- (3) 名義人が退去又は死亡した場合、同居の親族が引続き入居するときは、30日以内に承継入居の承認を受けること。
- (4) 他の者に無断で貸さないこと。

(裏)

連 帯 保 証 人	フリガナ 氏 名・生年月日	実印 年 月 日生
	現 住 所 (電 話)	市 町 (村) 番地 郡 電話 () 番
	勤 務 先・職 業 (電 話)	名称 所在地 電話 () 番
	本 人 と の 続 柄	
	民法第465条の2に規定する連帯保証債務の限度額 (極度額)	下記当初決定家賃額の24月分とする。 (ただし連帯保証人変更時においては請書提出時家賃額の24月分とする。)

連帯保証人の遵守事項 (連帯保証人になるにあたり、次のことに特に注意してください。)

- 1 入居者が家賃を滞納した場合は、支払いの指導を行うとともに、県から請求があったときは、自ら支払うこと。
- 2 入居者が何ら手続をとることなく退去した場合、入居者に代わって自己の責任において、退去届の提出及び家財等の処分につき県に協力すること。

入 居 可 能 日		敷 金	当 初 決 定 家 賃 額 (請書提出時家賃額)
年 月 日		円	円 (円)
構 造 規 模	鉄筋コンクリート 陸屋根 床面積 1 階 造 階建 木 平屋 当たり		m ²
住 宅 情 報	県営住宅 団地 棟 第 号室 床面積		m ²

- 注 1 本請書の記載事項は、必ず記入し、連帯保証人には特に説明をし、かつ、連絡を密にし内容をよく心得てもらうこと。
- 2 連帯保証人は、1人とし、原則として県内居住の親族とすること。
- 3 入居後、自宅の電話番号または名義人の携帯電話番号を報告すること。

様式第3号の2を次のように改める。

様式第3号の2（第5条関係）

(表)
請 書
(子育てに適する県営住宅への入居者用)

年 月 日

市町村	団地	管理	棟	号	整理番号

長崎県知事 様

裏面記載の住宅に入居するにあたり、長崎県営住宅条例及び同施行規則並びにこれに基づく指示及び入居条件を下記同居者とともに堅く守ります。

また、裏面記載の住宅に入居できる有効期間については、延長、更新がないので、必ず期間が満了する日までに当該住宅を明け渡します。

入居名義人及び下記同居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合には、当該住宅を明け渡します。

連帯保証人は、名義人と連帯して家賃、損害賠償金その他の債務について責任を負います。

名	フリガナ 氏 名・生年月日	⑨ 年 月 日生			
義	現住所	市 町 番地			
人	勤務先	名称 所在地	電話 平均月収	()	番 円
同 居 者	フリガナ 氏 名	続柄	生 年 月 日	勤務先又は職業 (電話)	平 均 月 収
			年 月 日	電話 ()	円
			年 月 日	電話 ()	円
			年 月 日	電話 ()	円
			年 月 日	電話 ()	円
			年 月 日	電話 ()	円
			年 月 日	電話 ()	円

注 入居者の遵守事項（次のことに特に注意してください。）

- (1) 毎月定められた期限内に必ず家賃を納入すること。
- (2) 住宅以外の用途に使用しないこと。
- (3) 名義人が退去又は死亡した場合、同居の親族が引続き入居するときは、30日以内に承継入居の承認を受けること。
- (4) 他の者に無断で貸さないこと。

(裏)

連 帯 保 証 人	フリガナ 氏 名・生年月日	実印 年 月 日生
	現 住 所 (電 話)	市 町 (村) 番地 郡 電話 () 番
	勤 務 先・職 業 (電 話)	名称 所在地 電話 () 番
	本 人 と の 続 柄	
	民法第465条の2に規定する連帯保証債務の限度額 (極度額)	下記当初決定家賃額の24月分とする。 (ただし連帯保証人変更時においては請書提出時家賃額の24月分とする。)

連帯保証人の遵守事項 (連帯保証人になるにあたり、次のことに特に注意してください。)

- 1 入居者が家賃を滞納した場合は、支払いの指導を行うとともに、県から請求があったときは、自ら支払うこと。
- 2 入居者が何ら手続をとることなく退去した場合、入居者に代わって自己の責任において、退去届の提出及び家財等の処分につき県に協力すること。

入居できる有効期間	敷 金	当 初 決 定 家 賃 額 (請書提出時家賃額)
年 月 日から 年 月 日まで	円	円 (円)
構 造 規 模	鉄筋コンクリート 陸屋根 造 階建 木 平屋	床面積 1 階 あたり m ²
住 宅 情 報	県営住宅 団地 棟 第 号室	床面積 m ²

- 注 1 本請書の記載事項は、必ず記入し、連帯保証人には特に説明をし、かつ、連絡を密にし内容をよく心得てもらうこと。
- 2 連帯保証人は、1人とし、原則として県内居住の親族とすること。
- 3 入居後、自宅の電話番号または名義人の携帯電話番号を報告すること。

様式第3号の2の次に次の様式を加える。
様式第3号の3（第5条関係）

連帯保証人連署免除申請書

年 月 日

長崎県知事 様

現住所 _____

氏名 _____ 印

県営住宅の入居手続（承継入居手続）にあたり、下記理由により連帯保証人を確保することができませんでしたので、長崎県営住宅条例第13条第3項に基づく請書への連帯保証人の連署の免除を申請します。

記

1. 60歳以上の単身者または入居者全員が60歳以上の世帯。
2. 身体障害者（保健福祉手帳1～2級）の方がいる世帯。
3. 精神障害者（保健福祉手帳1～2級）の方がいる世帯。
4. 知的障害者（療育手帳A1、A2）の方がいる世帯。
5. 寡婦または寡夫世帯。
6. 生活保護受給者世帯。
7. 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者世帯で知事が認めた者。
8. その他特別な理由がある者。

(理 由)

--

(緊急連絡先)

氏 名		自宅電話番号			
		携帯電話番号			
住 所	〒				続柄

(記載上の注意)

- (1) 上記該当する番号を○で囲むこと。
- (2) 8により申請しようとする者は、理由欄に詳細な理由を記載すること。
- (3) 緊急連絡先欄には、確実に連絡が取れる者を記載すること。
- (4) 必要に応じ、戸籍謄本等の資料を求めることがある。

様式第46号を次のように改める。
様式第46号（第28条関係）

請 書

年 月 日

長崎県知事 様

下記駐車場を使用するにあたり、長崎県営住宅条例及び同施行規則並びにこれに基づく指示等を堅く守ります。

なお、入居名義人及び同居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合には、当該駐車場を明け渡します。

連帯保証人は、名義人と連帯して使用料、損害賠償金その他の債務について責任を負います。

駐車場名 長崎県営住宅 団地 第 号

名 義 人	フリガナ 氏 名 ・ 生 年 月 日	印 年 月 日生
	現住所	電話
	勤務先	名称 所在地 電話 平均月収
連 帯 保 証 人	フリガナ 氏 名 ・ 生 年 月 日	印 年 月 日生
	現住所	電話
	勤務先	名称 所在地 電話 平均月収
	名義人との続柄	
	民法第465条の2に規定する連帯保証債務の限度額（極度額）	下記当初決定使用料の24月分とする。 （ただし連帯保証人変更時においては請書提出時使用料の24月分とする。）

使 用 可 能 日	保 証 金	当 初 決 定 使 用 料 （請書提出時使用料）
年 月 日	円	円 (円)

連帯保証人の遵守事項

名義人が使用料を滞納した場合は、支払いの指導を行うとともに、県から請求があったときは、自ら支払うこと。

注 駐車場決定使用料が1万円未満の場合は、収入印紙は不要

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎県営住宅条例施行規則の規定（第5条第4項（第9条第3項において準じて提出する場合を含

む。)に関する部分を除く。)は、施行日以後に請書を提出する入居決定者及び承継入居者について適用する。

訓 令

長崎県訓令第2号

本 庁
地方機関

長崎県被服貸与規程（昭和32年長崎県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後							改正前						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
区分	勤務 箇所	職種	品目	数量	貸与 期間	備考	区分	勤務 箇所	職種	品目	数量	貸与 期間	備考
略							略						
被服 類の 汚損 が著 しい に る 職 員	略	専ら現場作業 等に従事する ため、被服類 の汚損が著し い職にあると 所属長が認め る職員	冬作業服（上 下）	1着	36月	<u>防護ズ ボンは 、チェ ーソ ーを用 いて伐 木作業 に従事 するこ とを常 例とす る職員 に限る。</u>	被服 類の 汚損 が著 しい に る 職 員	略	専ら現場作業 等に従事する ため、被服類 の汚損が著し い職にあると 所属長が認め る職員	冬作業服（上 下）	1着	36月	
			夏作業服（上 下）	1着	36月					夏作業服（上 下）	1着	36月	
			作業帽	1個	36月					作業帽	1個	36月	
			雨衣（上衣、 ズボン及び頭 巾）	1着	48月					雨衣（上衣、 ズボン及び頭 巾）	1着	48月	
			ゴム長靴	1足	48月					ゴム長靴	1足	48月	
			安全靴又は半 長靴	1足	36月					安全靴又は半 長靴	1足	36月	
			防寒着	1着	60月					防寒着	1着	60月	
			安全ベスト	1着	随時					安全ベスト	1着	随時	
			ヘルメット	1個	随時					ヘルメット	1個	随時	
			<u>防護ズボン</u>	<u>1着</u>	<u>随時</u>								
備考							備考						
(1) 略							(1) 略						
(2) 新規採用職員等については、次の品目を除き、別表に定める数量に1を加えた数量を貸与することができるものとする。 雨衣、ゴム長靴、安全靴、半長靴、白靴、防寒着、安全ベスト、ヘルメット、 <u>防護ズボン</u>							(2) 新規採用職員等については、次の品目を除き、別表に定める数量に1を加えた数量を貸与することができるものとする。 雨衣、ゴム長靴、安全靴、半長靴、白靴、防寒着、安全ベスト、ヘルメット						
(3) 貸与期間「随時」については、貸与期間を定めず破損等により使用できない場合に随時交換することを意味する。							(3) <u>安全ベスト、ヘルメット</u> の貸与期間「随時」については、貸与期間を定めず破損等により使用できない場合に随時交換することを意味する。						

附 則

この訓令は、令和2年3月27日から施行する。

告 示

長崎県告示第252号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号）の一部を次のように改正し、令和元年度
の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 漁港漁場課関係						別表（第2条関係） 漁港漁場課関係					
補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者	
1～7 略						1～7 略					
8	長崎県 漁港関 係施設 災害復 旧事業 査定設 計委託 事業補 助金	被害が激 甚である 災害を受 けた漁港 関係施設 の復旧事 業を促進 する。	漁港関係施設災 害復旧事業に係 る設計書又は概 要書を作成する ために要した調 査、測量、試験 又は設計に関す る委託費等に要 する経費	10分の 5以内	市町						

長崎県告示第253号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、長崎県海洋生
物資源の保存及び管理に関する計画（平成11年長崎県告示第1268号）の一部を次のとおり変更し、令和2年4月
1日から適用する。なお、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
2	第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県 に定められた数量に関する事項 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量は、以下のと おりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定め るものとする。 (1)及び(2) 略 (3) 第一種特定海洋生物資源の令和2年4月から令和3年 3月の知事管理量は以下のとおりである。 【するめいか】 若 干 (注) 略	2	第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県 に定められた数量に関する事項 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量は、以下のと おりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定め るものとする。 (1) 第一種特定海洋生物資源の平成31年4月から令和2年 3月の知事管理量は以下のとおりである。 【するめいか】 若 干 (2)及び(3) 略 (注) 略

長崎県告示第254号

令和2年長崎県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づく水系の範囲等を、次のとおり定める。

なお、平成31年長崎県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づく水系の範囲等（平成31年長崎県告示第211号）は、令和2年3月31日をもってこれを廃止する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

1 水系の範囲

- (1) 船津川水系（諫早市）及びこれと接続一体をなす水面
- (2) 小深井川水系及びこれと接続一体をなす水面
- (3) 本明川水系及びこれと接続一体をなす水面
- (4) 宮村川水系及びこれと接続一体をなす水面
- (5) 佐世保川水系及びこれと接続一体をなす水面
- (6) 中島川水系及びこれと接続一体をなす水面

長崎県告示第255号

長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）の一部を次のように改正し、令和元年度予算に係る補助金等から適用する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
1 農政課関係						1 農政課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略						1及び2 略					
3	長崎県農業用ハウスの補強等により、豪雨、台風等によるハウスの倒壊及び損傷を防止し、農業経営の安定を図る。	農業用ハウスの補強等により、豪雨、台風等によるハウスの倒壊及び損傷を防止し、農業経営の安定を図る。	既存の農業用ハウスの自然災害被害防止対策に要する経費 (1) ハウス本体の補強 (2) 防風ネットの設置 (3) 耐侯性の発揮や停電時の被害防止に必要な融雪装置及び加温装置並びに非常用電源の導入等	2分の1以内	市町						
2 農山村対策室関係						2 農山村対策室関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略						1～3 略					
4	ながさき鳥獣被害防止総合	市町が作成する鳥獣被害防止計画に	次に掲げる事業に要する経費 1 推進事業 (1) 被害防止	略		4	ながさき鳥獣被害防止総合	市町が作成する鳥獣被害防止計画に	次に掲げる事業に要する経費 1 推進事業 (1) 被害防止	略	

	対策事業費補助金	基づく取組を支援し、イノシシ等有害鳥獣による農作物被害の防止を図る。	活動推進 ア～カ 略 キ <u>ICT等新技術の活用</u> (2)～(4) 略 (5) <u>ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組</u> 2及び3 略		
5	ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金（中山間地域所得向上支援事業）	市町が作成する中山間地域所得向上計画に基づく取組を支援し、イノシシ等有害鳥獣による農作物被害の防止を図る。	次に掲げる事業に要する経費 1 <u>推進事業（鳥獣対策事業に限る）</u> 2 <u>整備事業（1）～（3）略</u>	略	1 <u>市町</u> 2 <u>地域協議会及び地域協議会の構成員</u>
6	略				
7	農産加工流通課関係				
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3	略				
4	長崎県輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業交付金	海外ニーズに対応した輸出への取組を緊急的・集中的に支援する。	次に掲げる事業に要する経費 ア <u>施設等整備事業費</u> イ <u>効果促進事業費</u> ウ <u>附帯事務費</u>	ア及びイ 2分の1以内。ただし、イの事業費は、アの事業費の20パーセント以内とする。 ウ 定額	市町

	対策事業費補助金	基づく取組を支援し、イノシシ等有害鳥獣による農作物被害の防止を図る。	活動推進 ア～カ 略 (2)～(4) 略 2及び3 略		
5	ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金（中山間地域所得向上支援事業）	市町が作成する中山間地域所得向上計画に基づく取組を支援し、イノシシ等有害鳥獣による農作物被害の防止を図る。	次に掲げる事業に要する経費 <u>整備事業（1）～（3）略</u>	略	地域協議会及び地域協議会の構成員
6	略				
7	農産加工流通課関係				
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3	略				

長崎県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
路 線 名 玉之浦岐宿線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市玉之浦町中須字ヲロ窄935番2地先から 五島市玉之浦町中須字ヲロ窄935番2地先まで	前	16.7～28.5	57.3	
	後	20.4～29.6	57.3	

長崎県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
路 線 名 206号
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡時津町元村郷字井手園910番1地先から 官公有無番地先（西彼杵郡時津町元村郷字継石897番29地 先）まで	前	26.7～37.6	166.5	
	後	21.5～27.7	166.5	

長崎県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 諫早外環状線	西彼杵郡時津町元村郷字井手園910番1地先から 官公有無番地先（西彼杵郡時津町元村郷字継石897番29地先）まで	令和2年3月27日

長崎県告示第259号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、長崎港港湾計画（平成26年長崎県告示第746号）を変更したので、概要を次のとおり告示する。

令和2年3月27日

長崎港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

1 港湾計画の変更の概要

(1) 旅客船埠頭計画及びフェリー埠頭計画

地区名	施設	数量	水深 (メートル)	延長 (メートル)	面積 (ヘクタール)
松が枝	岸壁	1 バース	12	410	—
	岸壁	1 バース	10	410	—
	旅客施設用地、荷捌施設用地 及び保管施設用地	—	—	—	3

(2) 水域施設計画

地区名	施設	水深 (メートル)	幅員 (メートル)	面積 (ヘクタール)
松が枝	泊地	12	—	1

(3) 小型船だまり計画

地区名	用途	施設	数量	水深 (メートル)	延長 (メートル)	面積 (ヘクタール)
松が枝	官公庁船 外来船	小型栈橋	1 基	—	—	—
		岸壁	1 バース	4.5	60	—
		岸壁	1 バース	5.5	110	—
		埠頭用地	—	—	—	1

なお、これに伴い、既定計画の物揚場（－3 m）75mを削除する。

(4) 港湾環境整備施設計画

地区名	施設	面積 (ヘクタール)
松が枝	緑地	3

(5) 土地造成及び土地利用計画

地区名	用途	面積・数量（ヘクタール）	
		土地利用計画	土地造成計画
松が枝	埠頭用地	4(4)	2(2)
	港湾関連用地	8(8)	—
	都市機能用地	2	—
	交通機能用地	2(2)	1(1)
	緑地	3(3)	1(1)

（注）（ ）は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造

成計画及び土地利用計画で内数である。

(6) 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名	施設	数量	水深 (メートル)	延長 (メートル)	面積 (ヘクタール)
松が枝	岸壁	1 バース	12	410	—
	泊地	—	12	—	1

2 港湾計画の縦覧場所

長崎市尾上町3番1号

長崎県土木部港湾課

長崎県告示第260号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
佐世保-(地)-001	佐世保市赤崎町	地すべり	警戒区域	公示図書中の図面において表示
佐世保-(地)-002	佐世保市庵浦町	地すべり	警戒区域	
佐世保-(地)-003	佐世保市庵浦町	地すべり	警戒区域	
佐世保-(地)-004	佐世保市庵浦町	地すべり	警戒区域	
佐世保-(地)-005	佐世保市野崎町	地すべり	警戒区域	
佐世保-(地)-006	佐世保市野崎町	地すべり	警戒区域	
佐世保-(地)-007	佐世保市俵ヶ浦町	地すべり	警戒区域	
佐世保-(地)-008	佐世保市俵ヶ浦町	地すべり	警戒区域	
佐世保-(地)-009	佐世保市俵ヶ浦町	地すべり	警戒区域	

佐世保-(地)-010	佐世保市俵ヶ浦町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-011	佐世保市船越町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-012	佐世保市船越町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-013	佐世保市吉岡町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-014	佐世保市矢峰町・小舟町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-015	佐世保市小舟町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-016	佐世保市下宇戸町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-017	佐世保市下宇戸町・里美町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-018	佐世保市里美町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-019	佐世保市里美町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-020	佐世保市川谷町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-021	佐世保市戸ヶ倉町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-022	佐世保市戸ヶ倉町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-023	佐世保市柚木町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-024	佐世保市上柚木町・潜木町・高花町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-025	佐世保市高花町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-026	佐世保市上柚木町・潜木町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-027	佐世保市上柚木町	地すべり	警戒区域

佐世保-(地)-028	佐世保市上柚木町・筒井町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-029	佐世保市筒井町・柚木町・柚木元町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-030	佐世保市柚木元町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-031	佐世保市知見寺町・大野町・松瀬町・原分町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-032	佐世保市原分町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-033	佐世保市十文野町・野中町・楠木町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-034	佐世保市十文野町・白仁田町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-035	佐世保市菰田町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-036	佐世保市菰田町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-037	佐世保市菰田町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-038	佐世保市牧の地町・小川内町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-039	佐世保市踊石町・岳野町・上本山町・下本山町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-040	佐世保市踊石町・岳野町・上本山町・下本山町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-041	佐世保市踊石町・岳野町・上本山町・下本山町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-042	佐世保市木宮町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-043	佐世保市奥山町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-044	佐世保市瀬道町・萩坂町・奥山町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-045	佐世保市城間町	地すべり	警戒区域

佐世保-(地)-046	佐世保市城間町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-047	佐世保市南風崎町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-048	佐世保市南風崎町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-049	佐世保市崎岡町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-050	佐世保市崎岡町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-051	佐世保市崎岡町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-052	佐世保市崎岡町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-053	佐世保市崎岡町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-054	佐世保市浦川内町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-055	佐世保市重尾町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-056	佐世保市重尾町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-057	佐世保市重尾町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-058	佐世保市重尾町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-059	佐世保市重尾町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-060	佐世保市重尾町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-061	佐世保市重尾町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-062	佐世保市重尾町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-063	佐世保市下の原町	地すべり	警戒区域

佐世保-(地)-064	佐世保市下の原町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-065	佐世保市下の原町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-066	佐世保市三川内町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-067	佐世保市三川内町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-068	佐世保市三川内町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-069	佐世保市新行江町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-070	佐世保市新行江町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-071	佐世保市新行江町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-072	佐世保市新行江町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-073	佐世保市木原町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-074	佐世保市横手町・心野町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-075	佐世保市口の尾町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-076	佐世保市口の尾町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-077	佐世保市桑木場町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-078	佐世保市上原町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-079	佐世保市早苗町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-080	佐世保市早苗町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-081	佐世保市早苗町	地すべり	警戒区域

佐世保-(地)-082	佐世保市陣の内町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-083	佐世保市陣の内町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-084	佐世保市有福町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-085	佐世保市白岳町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-086	佐世保市黒髪町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-087	佐世保市黒髪町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-088	佐世保市黒髪町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-089	佐世保市黒髪町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-090	佐世保市黒髪町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-091	佐世保市黒髪町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-092	佐世保市黒髪町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-093	佐世保市黒髪町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-094	佐世保市大和町・木風町・日宇町・烏帽子町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-095	佐世保市東浜町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-096	佐世保市天神町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-097	佐世保市前畑町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-098	佐世保市天神町・前畑町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-099	佐世保市須田尾町	地すべり	警戒区域

佐世保-(地)-100	佐世保市白木町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-101	佐世保市白木町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-102	佐世保市小佐世保町・須佐町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-103	佐世保市山手町・折橋町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-104	佐世保市桜木町・春日町・松山町・倭町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-105	佐世保市田代町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-106	佐世保市赤木町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-107	佐世保市赤木町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-108	佐世保市横尾町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-109	佐世保市中通町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-110	佐世保市中通町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-111	佐世保市指方町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-112	佐世保市指方町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-113	佐世保市指方町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-114	佐世保市江上町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-115	佐世保市江上町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-116	佐世保市針尾北町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-117	佐世保市針尾北町	地すべり	警戒区域

佐世保-(地)-118	佐世保市針尾北町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-119	佐世保市針尾北町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-120	佐世保市針尾北町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-121	佐世保市針尾東町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-122	佐世保市針尾東町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-123	佐世保市針尾東町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-124	佐世保市針尾中町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-125	佐世保市針尾中町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-126	佐世保市針尾中町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-127	佐世保市針尾西町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-128	佐世保市針尾西町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-129	佐世保市針尾西町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-130	佐世保市針尾西町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-131	佐世保市針尾西町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-132	佐世保市黒島町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-133	佐世保市黒島町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-134	佐世保市黒島町	地すべり	警戒区域
佐世保-(地)-135	佐世保市高島町	地すべり	警戒区域

佐世保-(地)-136	佐世保市高島町	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-001	佐世保市江迎町乱橋	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-002	佐世保市江迎町志戸氏	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-003	佐世保市江迎町猪調	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-004	佐世保市江迎町猪調・田ノ元	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-005	佐世保市江迎町田ノ元	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-006	佐世保市江迎町田ノ元	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-007	佐世保市江迎町猪調	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-008	佐世保市江迎町猪調	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-009	佐世保市江迎町志戸氏	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-010	佐世保市江迎町赤坂	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-011	佐世保市江迎町小川内	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-012	佐世保市江迎町長坂	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-013	佐世保市江迎町奥川内	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-014	佐世保市江迎町簔尾	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-015	佐世保市江迎町簔尾	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-016	佐世保市江迎町栗越	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-017	佐世保市江迎町長坂	地すべり	警戒区域

佐世保(江迎)-(地)-018	佐世保市江迎町末橘	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-019	佐世保市江迎町末橘	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-020	佐世保市江迎町梶ノ村	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-021	佐世保市江迎町梶ノ村	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-022	佐世保市江迎町梶ノ村	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-023	佐世保市江迎町北田	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-024	佐世保市江迎町北田	地すべり	警戒区域
佐世保(江迎)-(地)-025	佐世保市江迎町奥川内	地すべり	警戒区域
佐世保(鹿町)-(地)-001	佐世保市鹿町町長串	地すべり	警戒区域
佐世保(鹿町)-(地)-002	佐世保市鹿町町長串	地すべり	警戒区域
佐世保(鹿町)-(地)-003	佐世保市鹿町町長串	地すべり	警戒区域
佐世保(鹿町)-(地)-004	佐世保市鹿町町長串	地すべり	警戒区域
佐世保(鹿町)-(地)-005	佐世保市鹿町町長串	地すべり	警戒区域
佐世保(鹿町)-(地)-006	佐世保市鹿町町上歌ケ浦・下歌ケ浦・長串	地すべり	警戒区域
佐世保(鹿町)-(地)-007	佐世保市鹿町町下歌ケ浦・長串	地すべり	警戒区域
佐世保(鹿町)-(地)-008	佐世保市鹿町町上歌ケ浦	地すべり	警戒区域
佐世保(鹿町)-(地)-009	佐世保市鹿町町上歌ケ浦	地すべり	警戒区域
佐世保(鹿町)-(地)-010	佐世保市鹿町町大屋	地すべり	警戒区域

佐世保(鹿町)-(地)-011	佐世保市鹿町町鹿町	地すべり	警戒区域
佐世保(鹿町)-(地)-012	佐世保市鹿町町鹿町	地すべり	警戒区域
佐世保(鹿町)-(地)-013	佐世保市鹿町町鹿町	地すべり	警戒区域
佐世保(鹿町)-(地)-014	佐世保市鹿町町鹿町	地すべり	警戒区域
佐世保(鹿町)-(地)-015	佐世保市鹿町町中野	地すべり	警戒区域
佐世保(鹿町)-(地)-016	佐世保市鹿町町中野	地すべり	警戒区域
佐世保(鹿町)-(地)-017	佐世保市鹿町町鹿町・船ノ村	地すべり	警戒区域
佐世保(鹿町)-(地)-018	佐世保市鹿町町鹿町	地すべり	警戒区域
佐世保(鹿町)-(地)-019	佐世保市鹿町町鹿町	地すべり	警戒区域
佐世保(鹿町)-(地)-020	佐世保市鹿町町鹿町	地すべり	警戒区域
佐世保(鹿町)-(地)-021	佐世保市鹿町町深江	地すべり	警戒区域
佐世保(鹿町)-(地)-022	佐世保市鹿町町深江	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-001	佐世保市小佐々町小坂	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-002	佐世保市小佐々町小坂	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-003	佐世保市小佐々町白ノ浦	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-004	佐世保市小佐々町白ノ浦	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-005	佐世保市小佐々町平原	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-006	佐世保市小佐々町平原	地すべり	警戒区域

佐世保(小佐々)-(地)-007	佐世保市小佐々町岳ノ木場	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-008	佐世保市小佐々町岳ノ木場	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-009	佐世保市小佐々町岳ノ木場	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-010	佐世保市小佐々町西川内	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-011	佐世保市小佐々町西川内	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-012	佐世保市小佐々町西川内	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-013	佐世保市小佐々町西川内	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-014	佐世保市小佐々町西川内	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-015	佐世保市小佐々町楠泊	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-016	佐世保市小佐々町楠泊	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-017	佐世保市小佐々町楠泊	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-018	佐世保市小佐々町楠泊	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-019	佐世保市小佐々町矢岳	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-020	佐世保市小佐々町矢岳	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-021	佐世保市小佐々町矢岳	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-022	佐世保市小佐々町矢岳	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-023	佐世保市小佐々町矢岳	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-024	佐世保市小佐々町臼ノ浦	地すべり	警戒区域

佐世保(小佐々)-(地)-025	佐世保市小佐々町西川内	地すべり	警戒区域
佐世保(小佐々)-(地)-026	佐世保市小佐々町葛籠	地すべり	警戒区域
佐世保(世知原)-(地)-001	佐世保市世知原町長田代・上野原	地すべり	警戒区域
佐世保(世知原)-(地)-002	佐世保市世知原町開作	地すべり	警戒区域
佐世保(世知原)-(地)-003	佐世保市世知原町開作	地すべり	警戒区域
佐世保(世知原)-(地)-004	佐世保市世知原町開作	地すべり	警戒区域
佐世保(世知原)-(地)-005	佐世保市世知原町開作	地すべり	警戒区域
佐世保(世知原)-(地)-006	佐世保市世知原町檜巻	地すべり	警戒区域
佐世保(世知原)-(地)-007	佐世保市世知原町中通	地すべり	警戒区域
佐世保(世知原)-(地)-008	佐世保市世知原町中通	地すべり	警戒区域
佐世保(世知原)-(地)-009	佐世保市世知原町中通	地すべり	警戒区域
佐世保(世知原)-(地)-010	佐世保市世知原町赤木場	地すべり	警戒区域
佐世保(世知原)-(地)-011	佐世保市世知原町北川内	地すべり	警戒区域
佐世保(世知原)-(地)-012	佐世保市世知原町赤木場	地すべり	警戒区域
佐世保(世知原)-(地)-013	佐世保市世知原町栗迎	地すべり	警戒区域
佐世保(世知原)-(地)-014	佐世保市世知原町栗迎	地すべり	警戒区域
佐世保(世知原)-(地)-015	佐世保市世知原町栗迎	地すべり	警戒区域
佐世保(世知原)-(地)-016	佐世保市世知原町木浦原・筒瀬・栗迎	地すべり	警戒区域

佐世保(世知原)-(地)-017	佐世保市世知原町木浦原・岩谷口	地すべり	警戒区域
佐世保(世知原)-(地)-018	佐世保市世知原町岩谷口	地すべり	警戒区域
佐世保(吉井)-(地)-001	佐世保市吉井町乙石尾	地すべり	警戒区域
佐世保(吉井)-(地)-002	佐世保市吉井町高峰	地すべり	警戒区域
佐世保(吉井)-(地)-003	佐世保市吉井町大渡・吉元・下原・乙石原・田原・踊瀬	地すべり	警戒区域
佐世保(吉井)-(地)-004	佐世保市吉井町橋口	地すべり	警戒区域
佐世保(吉井)-(地)-005	佐世保市吉井町春明	地すべり	警戒区域
佐世保(吉井)-(地)-006	佐世保市吉井町立石	地すべり	警戒区域
佐世保(吉井)-(地)-007	佐世保市吉井町直谷	地すべり	警戒区域
佐世保(吉井)-(地)-008	佐世保市吉井町福井	地すべり	警戒区域
佐世保(吉井)-(地)-009	佐世保市吉井町福井	地すべり	警戒区域
佐世保(吉井)-(地)-010	佐世保市吉井町福井	地すべり	警戒区域
佐世保(吉井)-(地)-011	佐世保市吉井町福井	地すべり	警戒区域
佐世保(吉井)-(地)-012	佐世保市吉井町直谷	地すべり	警戒区域
佐世保(吉井)-(地)-013	佐世保市吉井町春明	地すべり	警戒区域

長崎県告示第261号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

箇 所 番 号	所 在 地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区 域 の 種 別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平戸-(地)-001	平戸市春日町	地すべり	警戒区域	公示図書中の図面において表示
平戸-(地)-002	平戸市春日町	地すべり	警戒区域	
平戸-(地)-003	平戸市春日町	地すべり	警戒区域	
平戸-(地)-004	平戸市主師町	地すべり	警戒区域	
平戸-(地)-005	平戸市主師町	地すべり	警戒区域	
平戸-(地)-006	平戸市主師町	地すべり	警戒区域	
平戸-(地)-007	平戸市主師町	地すべり	警戒区域	
平戸-(地)-008	平戸市主師町	地すべり	警戒区域	
平戸-(地)-009	平戸市主師町	地すべり	警戒区域	
平戸-(地)-010	平戸市主師町	地すべり	警戒区域	
平戸-(地)-011	平戸市坊方町	地すべり	警戒区域	
平戸-(地)-012	平戸市山中町	地すべり	警戒区域	
平戸-(地)-013	平戸市山中町	地すべり	警戒区域	
平戸-(地)-014	平戸市山中町	地すべり	警戒区域	
平戸-(地)-015	平戸市山中町	地すべり	警戒区域	
平戸-(地)-016	平戸市山中町	地すべり	警戒区域	

平戸-(地)-017	平戸市山中町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-018	平戸市山中町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-019	平戸市下中野町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-020	平戸市鏡川町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-021	平戸市鏡川町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-022	平戸市鏡川町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-023	平戸市大久保町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-024	平戸市大久保町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-025	平戸市大久保町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-026	平戸市大久保町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-027	平戸市大久保町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-028	平戸市大久保町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-029	平戸市大久保町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-030	平戸市大久保町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-031	平戸市大久保町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-032	平戸市大久保町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-033	平戸市大久保町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-034	平戸市田助町	地すべり	警戒区域

平戸-(地)-035	平戸市田助町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-036	平戸市田助町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-037	平戸市大久保町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-038	平戸市大久保町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-039	平戸市大久保町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-040	平戸市鏡川町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-041	平戸市木引田町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-042	平戸市戸石川町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-043	平戸市戸石川町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-044	平戸市戸石川町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-045	平戸市戸石川町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-046	平戸市岩の上町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-047	平戸市岩の上町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-048	平戸市岩の上町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-049	平戸市岩の上町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-050	平戸市岩の上町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-051	平戸市大山町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-052	平戸市川内町	地すべり	警戒区域

平戸-(地)-053	平戸市中野大久保町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-054	平戸市木場町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-055	平戸市木場町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-056	平戸市迎紐差町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-057	平戸市迎紐差町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-058	平戸市迎紐差町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-059	平戸市迎紐差町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-060	平戸市深川町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-061	平戸市深川町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-062	平戸市大石脇町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-063	平戸市大石脇町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-064	平戸市大石脇町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-065	平戸市紐差町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-066	平戸市木ヶ津町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-067	平戸市木ヶ津町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-068	平戸市木ヶ津町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-069	平戸市木ヶ津町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-070	平戸市木ヶ津町	地すべり	警戒区域

平戸-(地)-071	平戸市木ヶ津町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-072	平戸市木ヶ津町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-073	平戸市木ヶ津町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-074	平戸市赤松町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-075	平戸市大川原町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-076	平戸市船木町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-077	平戸市野子町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-078	平戸市野子町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-079	平戸市野子町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-080	平戸市小田町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-081	平戸市志々伎町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-082	平戸市志々伎町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-083	平戸市志々伎町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-084	平戸市大志々伎町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-085	平戸市大佐志町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-086	平戸市鮎川町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-087	平戸市鮎川町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-088	平戸市西中山町	地すべり	警戒区域

平戸-(地)-089	平戸市西中山町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-090	平戸市西中山町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-091	平戸市東中山町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-092	平戸市東中山町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-093	平戸市東中山町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-094	平戸市田代町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-095	平戸市田代町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-096	平戸市津吉町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-097	平戸市津吉町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-098	平戸市上中津良町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-099	平戸市草積町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-100	平戸市草積町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-101	平戸市猪渡谷町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-102	平戸市猪渡谷町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-103	平戸市猪渡谷町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-104	平戸市猪渡谷町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-105	平戸市猪渡谷町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-106	平戸市猪渡谷町	地すべり	警戒区域

平戸-(地)-107	平戸市猪渡谷町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-108	平戸市堤町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-109	平戸市堤町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-110	平戸市堤町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-111	平戸市堤町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-112	平戸市飯良町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-113	平戸市飯良町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-114	平戸市飯良町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-115	平戸市根獅子町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-116	平戸市根獅子町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-117	平戸市大石脇町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-118	平戸市獅子町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-119	平戸市度島町	地すべり	警戒区域
平戸-(地)-120	平戸市水垂町	地すべり	警戒区域
平戸(大島)-(地)-001	平戸市大島村大根坂	地すべり	警戒区域
平戸(大島)-(地)-002	平戸市大島村西宇戸	地すべり	警戒区域
平戸(大島)-(地)-003	平戸市大島村西宇戸	地すべり	警戒区域
平戸(大島)-(地)-004	平戸市大島村前平	地すべり	警戒区域

平戸(大島)-(地)-005	平戸市大島村前平	地すべり	警戒区域
平戸(大島)-(地)-006	平戸市大島村前平	地すべり	警戒区域
平戸(大島)-(地)-007	平戸市大島村前平	地すべり	警戒区域
平戸(大島)-(地)-008	平戸市大島村の山川内	地すべり	警戒区域
平戸(大島)-(地)-009	平戸市大島村の山川内	地すべり	警戒区域
平戸(大島)-(地)-010	平戸市大島村の山戸田	地すべり	警戒区域
平戸(生月)-(地)-001	平戸市生月町御崎	地すべり	警戒区域
平戸(生月)-(地)-002	平戸市生月町壺部	地すべり	警戒区域
平戸(生月)-(地)-003	平戸市生月町南免	地すべり	警戒区域
平戸(生月)-(地)-004	平戸市生月町南免	地すべり	警戒区域
平戸(生月)-(地)-005	平戸市生月町南免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-001	平戸市田平町小手田免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-002	平戸市田平町山内免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-003	平戸市田平町山内免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-004	平戸市田平町小手田免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-005	平戸市田平町小手田免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-006	平戸市田平町下寺免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-007	平戸市田平町荻田免	地すべり	警戒区域

平戸(田平)-(地)-008	平戸市田平町萩田免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-009	平戸市田平町萩田免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-010	平戸市田平町萩田免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-011	平戸市田平町深月免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-012	平戸市田平町萩田免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-013	平戸市田平町萩田免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-014	平戸市田平町萩田免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-015	平戸市田平町萩田免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-016	平戸市田平町里免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-017	平戸市田平町下亀免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-018	平戸市田平町上亀免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-019	平戸市田平町上亀免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-020	平戸市田平町上亀免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-021	平戸市田平町上亀免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-022	平戸市田平町上亀免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-023	平戸市田平町下亀免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-024	平戸市田平町小崎免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-025	平戸市田平町小崎免	地すべり	警戒区域

平戸(田平)-(地)-026	平戸市田平町田代免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-027	平戸市田平町以善免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-028	平戸市田平町以善免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-029	平戸市田平町下寺免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-030	平戸市田平町小手田免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-031	平戸市田平町下寺免	地すべり	警戒区域
平戸(田平)-(地)-032	平戸市田平町下寺免	地すべり	警戒区域

長崎県告示第262号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

箇 所 番 号	所 在 地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区 域 の 種 別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
松浦-(地)-37	松浦市御厨町相坂免	地すべり	警戒区域	公示図書中の図面において表示
松浦-(地)-38	松浦市御厨町相坂免	地すべり	警戒区域	
松浦-(地)-39	松浦市御厨町田代免	地すべり	警戒区域	
松浦-(地)-40	松浦市御厨町田代免	地すべり	警戒区域	
松浦-(地)-42	松浦市御厨町郭公尾免	地すべり	警戒区域	
松浦-(地)-43	松浦市御厨町郭公尾免	地すべり	警戒区域	
松浦-(地)-44	松浦市御厨町立木免	地すべり	警戒区域	

松浦-(地)-45	松浦市御厨町立木免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-46	松浦市御厨町立木免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-47	松浦市御厨町寺ノ尾免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-49	松浦市星鹿町岳崎免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-52	松浦市御厨町里免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-53	松浦市御厨町北平免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-54	松浦市御厨町北平免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-57	松浦市志佐町西山免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-58	松浦市志佐町白浜免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-59	松浦市志佐町白浜免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-60	松浦市志佐町白浜免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-61	松浦市志佐町庄野免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-62	松浦市志佐町庄野免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-63	松浦市志佐町庄野免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-64	松浦市志佐町庄野免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-65	松浦市志佐町庄野免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-66	松浦市志佐町栢木免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-67	松浦市志佐町栢木免	地すべり	警戒区域

松浦-(地)-69	松浦市志佐町栢木免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-70	松浦市志佐町栢木免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-73	松浦市志佐町田ノ平免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-74	松浦市志佐町横辺田免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-75	松浦市志佐町笛吹免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-76	松浦市志佐町笛吹免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-79	松浦市志佐町浦免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-80	松浦市志佐町浦免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-89	松浦市今福町寺上免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-91	松浦市今福町東免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-92	松浦市今福町北免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-93	松浦市今福町滑栄免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-96	松浦市今福町飛島免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-99	松浦市今福町北免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-100	松浦市今福町東免	地すべり	警戒区域
松浦-(地)-101	松浦市今福町滑栄免	地すべり	警戒区域
松浦(福島)-(地)-6	松浦市福島町塩浜免	地すべり	警戒区域
松浦(福島)-(地)-7	松浦市福島町塩浜免	地すべり	警戒区域

松浦(福島)-(地)-8	松浦市福島町塩浜免	地すべり	警戒区域
松浦(福島)-(地)-9	松浦市福島町塩浜免	地すべり	警戒区域
松浦(福島)-(地)-10	松浦市福島町塩浜免	地すべり	警戒区域
松浦(福島)-(地)-12	松浦市福島町浅谷免	地すべり	警戒区域
松浦(福島)-(地)-14	松浦市福島町鍋串免	地すべり	警戒区域
松浦(福島)-(地)-15	松浦市福島町原免	地すべり	警戒区域
松浦(福島)-(地)-16	松浦市福島町原免	地すべり	警戒区域
松浦(福島)-(地)-17	松浦市福島町里免	地すべり	警戒区域
松浦(福島)-(地)-18	松浦市福島町里免	地すべり	警戒区域
松浦(福島)-(地)-19	松浦市福島町里免	地すべり	警戒区域
松浦(福島)-(地)-20	松浦市福島町里免	地すべり	警戒区域
松浦(福島)-(地)-21	松浦市福島町喜内瀬免	地すべり	警戒区域
松浦(福島)-(地)-22	松浦市福島町喜内瀬免	地すべり	警戒区域
松浦(福島)-(地)-23	松浦市福島町端免	地すべり	警戒区域
松浦(福島)-(地)-24	松浦市福島町端免	地すべり	警戒区域
松浦(福島)-(地)-26	松浦市福島町端免	地すべり	警戒区域
松浦(福島)-(地)-28	松浦市福島町塩浜免	地すべり	警戒区域
松浦(福島)-(地)-29	松浦市福島町塩浜免	地すべり	警戒区域

松浦(福島)-(地)-30	松浦市福島町塩浜免	地すべり	警戒区域
松浦(鷹島)-(地)-8	松浦市鷹島町里免	地すべり	警戒区域
松浦(鷹島)-(地)-10	松浦市鷹島町里免	地すべり	警戒区域

長崎県告示第263号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西海(西彼)-(地)-001	西海市西彼町大串郷	地すべり	警戒区域	公示図書中の図面において表示
西海(西彼)-(地)-002	西海市西彼町大串郷	地すべり	警戒区域	
西海(西彼)-(地)-003	西海市西彼町平山郷	地すべり	警戒区域	
西海(西彼)-(地)-004	西海市西彼町平山郷	地すべり	警戒区域	
西海(西彼)-(地)-005	西海市西彼町平山郷	地すべり	警戒区域	
西海(西彼)-(地)-006	西海市西彼町平山郷	地すべり	警戒区域	
西海(西彼)-(地)-007	西海市西彼町平山郷	地すべり	警戒区域	
西海(西彼)-(地)-008	西海市西彼町中山郷・宮浦郷	地すべり	警戒区域	
西海(西彼)-(地)-009	西海市西彼町上岳郷	地すべり	警戒区域	
西海(西彼)-(地)-010	西海市西彼町上岳郷	地すべり	警戒区域	

西海(西彼)-(地)-011	西海市西彼町平原郷	地すべり	警戒区域
西海(西彼)-(地)-012	西海市西彼町平原郷	地すべり	警戒区域
西海(西彼)-(地)-013	西海市西彼町平原郷	地すべり	警戒区域
西海(西彼)-(地)-014	西海市西彼町平山郷	地すべり	警戒区域
西海(西彼)-(地)-015	西海市西彼町八木原郷	地すべり	警戒区域
西海(西彼)-(地)-016	西海市西彼町八木原郷	地すべり	警戒区域
西海(西彼)-(地)-017	西海市西彼町八木原郷	地すべり	警戒区域
西海(西彼)-(地)-018	西海市西彼町八木原郷	地すべり	警戒区域
西海(西海)-(地)-019	西海市西海町横瀬郷	地すべり	警戒区域
西海(西海)-(地)-020	西海市西海町太田原郷・川内郷	地すべり	警戒区域
西海(西海)-(地)-021	西海市西海町太田原郷	地すべり	警戒区域
西海(西海)-(地)-022	西海市西海町太田原郷	地すべり	警戒区域
西海(西海)-(地)-023	西海市西海町中浦南郷	地すべり	警戒区域
西海(西海)-(地)-024	西海市西海町中浦北郷・中浦南郷	地すべり	警戒区域
西海(西海)-(地)-025	西海市西海町中浦北郷	地すべり	警戒区域
西海(西海)-(地)-026	西海市西海町中浦北郷	地すべり	警戒区域
西海(西海)-(地)-027	西海市西海町中浦北郷	地すべり	警戒区域
西海(西海)-(地)-028	西海市西海町中浦北郷	地すべり	警戒区域

西海(西海)-(地)-029	西海市西海町中浦北郷	地すべり	警戒区域
西海(西海)-(地)-030	西海市西海町太田和郷	地すべり	警戒区域
西海(西海)-(地)-031	西海市西海町黒口郷	地すべり	警戒区域
西海(西海)-(地)-032	西海市西海町黒口郷	地すべり	警戒区域
西海(大島)-(地)-033	西海市大島町大島	地すべり	警戒区域
西海(大島)-(地)-034	西海市大島町大島	地すべり	警戒区域
西海(大島)-(地)-035	西海市大島町塩田	地すべり	警戒区域
西海(大島)-(地)-036	西海市大島町田浦	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-037	西海市大瀬戸町多以良外郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-038	西海市大瀬戸町多以良外郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-039	西海市大瀬戸町多以良外郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-040	西海市大瀬戸町多以良外郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-041	西海市大瀬戸町多以良内郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-042	西海市大瀬戸町多以良内郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-043	西海市大瀬戸町多以良内郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-044	西海市大瀬戸町多以良内郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-045	西海市大瀬戸町雪浦小松郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-046	西海市大瀬戸町雪浦小松郷	地すべり	警戒区域

西海(大瀬戸)-(地)-047	西海市大瀬戸町雪浦小松郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-048	西海市大瀬戸町雪浦河通郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-049	西海市大瀬戸町雪浦河通郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-050	西海市大瀬戸町雪浦河通郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-051	西海市大瀬戸町雪浦河通郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-052	西海市大瀬戸町雪浦上郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-053	西海市大瀬戸町雪浦奥浦郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-054	西海市大瀬戸町雪浦奥浦郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-055	西海市大瀬戸町雪浦奥浦郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-056	西海市大瀬戸町雪浦幸物郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-057	西海市大瀬戸町雪浦幸物郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-058	西海市大瀬戸町雪浦幸物郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-059	西海市大瀬戸町瀬戸下山郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-060	西海市大瀬戸町瀬戸下山郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-061	西海市大瀬戸町瀬戸羽出川郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-062	西海市大瀬戸町雪浦下釜郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-063	西海市大瀬戸町雪浦下釜郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-064	西海市大瀬戸町雪浦下釜郷	地すべり	警戒区域

西海(大瀬戸)-(地)-065	西海市大瀬戸町瀬戸東浜郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-066	西海市大瀬戸町瀬戸東浜郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-067	西海市大瀬戸町瀬戸西浜郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-068	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-069	西海市大瀬戸町松島外郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-070	西海市大瀬戸町松島外郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-071	西海市大瀬戸町松島外郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-072	西海市大瀬戸町松島外郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-073	西海市大瀬戸町松島内郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-074	西海市大瀬戸町松島内郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-075	西海市大瀬戸町松島内郷	地すべり	警戒区域
西海(大瀬戸)-(地)-076	西海市大瀬戸町松島内郷	地すべり	警戒区域
西海(崎戸)-(地)-077	西海市崎戸町平島	地すべり	警戒区域
西海(崎戸)-(地)-078	西海市崎戸町平島	地すべり	警戒区域
西海(崎戸)-(地)-079	西海市崎戸町平島	地すべり	警戒区域

長崎県告示第264号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
佐々-(地)-001	北松浦郡佐々町小浦免	地すべり	警戒区域	公示図書中の図面において表示
佐々-(地)-002	北松浦郡佐々町木場免	地すべり	警戒区域	
佐々-(地)-003	北松浦郡佐々町木場免	地すべり	警戒区域	
佐々-(地)-004	北松浦郡佐々町八口免	地すべり	警戒区域	
佐々-(地)-005	北松浦郡佐々町八口免	地すべり	警戒区域	
佐々-(地)-006	北松浦郡佐々町鴨川免	地すべり	警戒区域	
佐々-(地)-007	北松浦郡佐々町志方免	地すべり	警戒区域	
佐々-(地)-008	北松浦郡佐々町志方免	地すべり	警戒区域	
佐々-(地)-009	北松浦郡佐々町志方免	地すべり	警戒区域	
佐々-(地)-010	北松浦郡佐々町古川免	地すべり	警戒区域	
佐々-(地)-011	北松浦郡佐々町大茂免	地すべり	警戒区域	
佐々-(地)-012	北松浦郡佐々町江里免	地すべり	警戒区域	
佐々-(地)-013	北松浦郡佐々町志方免	地すべり	警戒区域	

長崎県告示第265号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東彼杵-(地)-001	東彼杵郡東彼杵町三根郷	地すべり	警戒区域	公示図書中の図面において表示
東彼杵-(地)-002	東彼杵郡東彼杵町三根郷	地すべり	警戒区域	
東彼杵-(地)-003	東彼杵郡東彼杵町三根郷	地すべり	警戒区域	
東彼杵-(地)-004	東彼杵郡東彼杵町川内郷	地すべり	警戒区域	
東彼杵-(地)-005	東彼杵郡東彼杵町法音寺郷・菅無田郷	地すべり	警戒区域	
東彼杵-(地)-006	東彼杵郡東彼杵町菅無田郷	地すべり	警戒区域	
東彼杵-(地)-007	東彼杵郡東彼杵町菅無田郷	地すべり	警戒区域	
東彼杵-(地)-008	東彼杵郡東彼杵町坂本郷・中尾郷	地すべり	警戒区域	
東彼杵-(地)-009	東彼杵郡東彼杵町中尾郷	地すべり	警戒区域	

長崎県告示第266号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
川棚-(地)-001	東彼杵郡川棚町木場郷	地すべり	警戒区域	公示図書中の図面において表示
川棚-(地)-002	東彼杵郡川棚町木場郷	地すべり	警戒区域	
川棚-(地)-003	東彼杵郡川棚町猪乗川内郷	地すべり	警戒区域	
川棚-(地)-004	東彼杵郡川棚町猪乗川内郷	地すべり	警戒区域	

川棚-(地)-005	東彼杵郡川棚町中山郷	地すべり	警戒区域
川棚-(地)-006	東彼杵郡川棚町中山郷・上組郷・五反田郷	地すべり	警戒区域
川棚-(地)-007	東彼杵郡川棚町上組郷・五反田郷・石木郷	地すべり	警戒区域
川棚-(地)-008	東彼杵郡川棚町中組郷・下組郷	地すべり	警戒区域

長崎県告示第267号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
波佐見-(地)-001	東彼杵郡波佐見町岳辺田郷	地すべり	警戒区域	公示図書中の図面において表示
波佐見-(地)-002	東彼杵郡波佐見町岳辺田郷	地すべり	警戒区域	
波佐見-(地)-003	東彼杵郡波佐見町岳辺田郷	地すべり	警戒区域	
波佐見-(地)-004	東彼杵郡波佐見町川内郷	地すべり	警戒区域	
波佐見-(地)-005	東彼杵郡波佐見町川内郷	地すべり	警戒区域	
波佐見-(地)-006	東彼杵郡波佐見町川内郷	地すべり	警戒区域	
波佐見-(地)-007	東彼杵郡波佐見町田ノ頭郷	地すべり	警戒区域	
波佐見-(地)-008	東彼杵郡波佐見町金屋郷	地すべり	警戒区域	
波佐見-(地)-009	東彼杵郡波佐見町井石郷	地すべり	警戒区域	
波佐見-(地)-010	東彼杵郡波佐見町中尾郷	地すべり	警戒区域	
波佐見-(地)-011	東彼杵郡波佐見町三股郷	地すべり	警戒区域	

波佐見-(地)-013	東彼杵郡波佐見町永尾郷	地すべり	警戒区域	
-------------	-------------	------	------	--

長崎県告示第268号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について、次のとおり告示する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

令和2年度長崎県工事技術調査業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 平成30年度及び令和元年度に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、誠実にこれを履行完了したもの。
 - イ 工事技術調査を履行するにあたり、必要な知識及び技術を有する技術士の配置について、適正な調査体制を整えることができる法人であるもの。
 - ウ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率、流動比率）が適正であること。
 - エ 長崎県建設工事入札参加資格者名簿及び調査・設計・測量業務等入札参加資格者名簿に登録されていないもの。

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から令和2年4月6日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる提出場所に提出すること。
郵送も可。（書留郵便（一般書留、簡易書留）及び特定記録郵便とし、令和2年4月6日当日消印有効。）
 - ア 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - イ （都道府）県税に関し未納がないことを証する証明書
 - ウ 消費税及び地方消費税課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - エ 印鑑届（様式第2号）

オ 口座振替申込書（様式第3号）

カ 地方公共団体工事技術監査（調査）業務受託実績表（様式第4号）

キ その他知事が必要と認める書類

※上記アの登記簿謄本は、申請日前3ヶ月以内に発行されたもの（写しも可）

上記イ、ウの未納がないことを証する証明書は、申請日前1ヶ月以内に発行されたもの（原本）

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県監査事務局 監査課 普通会計・行政監査担当

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（電話）095-894-3506 （FAX）095-894-3479

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第5号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和2年4月30日までとする。

7 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

1 業務の名称

長崎県庁舎清掃業務

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県総務部管財課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-895-2181

3 落札決定日

令和2年1月22日

4 落札者

大村市平町1933番地

株式会社ナカムラ消防化学 代表取締役 中村康祐

5 落札価格（消費税及び地方消費税を除く。）

123,120,000円

6 契約方法

一般競争入札

7 入札公告日

令和元年11月5日

長崎県美術館の指定管理者の募集（公告）

長崎県美術館条例（平成15年条例第61号。以下「条例」という。）第3条に規定する長崎県美術館の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

1 施設の概要等

- (1) 名称 長崎県美術館（以下「美術館」という。）
- (2) 所在地 長崎県長崎市出島町2番1号

2 指定（予定）期間

令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。なお、長崎県議会議決後、県知事の指定により正式な指定及び指定期間が決定する。

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 管理運営基準への対応
- (2) 美術館施設及び附属設備等の維持管理及び修繕に関する業務
- (3) 美術資料の収集・保管・修復・利用及び展示に関する業務
- (4) 美術に関する調査及び研究に関する業務
- (5) 生涯学習活動に関する業務（学校との連携に関する業務含む。）
- (6) 美術情報の提供に関する業務
- (7) 広報・マーケティング業務
- (8) 他の美術館・博物館等との連携を図る業務
- (9) 美術館の利用許可及び利用料金に関する業務
- (10) ミュージアムショップ・カフェの運営に関する業務
- (11) 文化・芸術による地域づくりに資する業務
- (12) 観光、交流人口の拡大に資する業務
- (13) 評価システム・モニタリングシステムの構築、運用
- (14) その他設置目的や美術館の使命を達成するため必要となる業務

4 申請者の資格

指定管理者の指定を申請することができる者は、次に掲げる条件の全てを満たす者とする。また、指定申請以降に、次に掲げる条件を満たさないこととなった場合は、指定をしない又は指定を取り消すことがある。

- (1) 県内に事務所を有する法人又は指定時まで県内に事務所を設置できる法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
- (3) 長崎県美術館指定管理者指定申請書（長崎県美術館条例施行規則（平成15年長崎県規則第70号）様式第1号。以下「指定申請書」という。）の提出期限の日から指定の日までの間において、知事から指名停止又は指名除外の措置を受け、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 指定申請書の提出期限の日以前6か月から指定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 指定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者で、更生計画又は再生計画の認可が決定された者を除く。）でないこと。

5 募集に関する事項

(1) 募集要領等の配付

募集要領及び指定申請書等の配付は、令和2年3月27日（金）から以下のとおり行う。なお、配付資料は長崎県ホームページからダウンロードできる。また、希望者には配付資料を郵送するので、ファックスにて申し込むこと。

ア 配付期間 令和2年3月27日（金）～令和2年6月19日（金）の間（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 申込方法 任意の様式に、法人の名称、所在地、代表者氏名、担当者氏名、電話番号及びファックス番号を記入の上、ファックスにて申し込むこと。なお、ファックス送信後に、電話にて受信確認を行うこと。

ウ 配付場所、請求先 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県文化観光国際部文化振興課 文化施設振興班
電話：095-895-2768 ファックス：095-829-2336
長崎県ホームページ<http://www.pref.nagasaki.jp/>

(2) 現地説明会の開催

施設概要等についての現地説明会を以下のとおり開催するので、参加を希望する者は、以下のとおり申し込むこと。

ア 開催日時 令和2年5月12日（火） 午後1時～午後5時

イ 開催場所 長崎県美術館（長崎市出島町2番1号）

ウ 申込方法 現地説明会参加申込書（募集要領・様式5）に記入の上、令和2年5月1日（金）午後5時までに5(1)ウにファックスにて申し込むこと。なお、ファックス送信後に、電話にて受信確認を行うこと。

(3) 指定申請書等の提出方法

指定申請書、募集要領で規定する様式1から様式3まで及び添付書類を以下のとおり提出すること。

ア 受付期間 令和2年6月17日（水）～令和2年6月19日（金）の間の午前9時から午後5時まで（必着）

イ 提出方法 持参又は書留郵便

ウ 郵送場所 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県文化観光国際部文化振興課 文化施設振興班

エ 持参場所 同上

オ 提出部数 正1部、副19部（副は複写可。）の20部とする。なお、指定申請書等については、理由の如何を問わず、一切返却しない。

6 選定に関する事項

(1) 選定の方式

公募型プロポーザル方式による提案審査とする。

(2) 選定の手続き

指定申請書等を用いて選定委員会を開催した上で、本事業に最も優れた候補者及び第2順位候補者を選定する。選定委員会においては、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。選定委員会は非公開で行う。

(3) 選定基準

指定管理者候補者を、条例第6条の規定に基づき、以下の選定基準により総合的に評価して選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

ア 美術館運営の理念

イ 中期計画の策定

ウ 美術館の運営業務

エ 組織及び人員

オ 収支計画

カ 申請者の経営基盤及び実績

7 その他

詳細は「長崎県美術館指定管理者募集要領」による。

8 問い合わせ先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県文化観光国際部文化振興課 文化施設振興班
電話：095-895-2768 ファックス：095-829-2336

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項**(1) 発起人の住所及び氏名**

長崎県南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷703番地29

深浦 智明

長崎県南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷711番地2

松井 智秀

(2) 加入区

浜串加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

浜串漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧**(1) 縦覧期間**

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷字浜串722番地26

浜串漁業協同組合

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営壱岐地区土地改良事業（ため池整備事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

1 縦覧に供すべき書類の名称

壱岐地区県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）土地改良事業計画書

2 縦覧期間

令和2年3月27日から令和2年4月16日まで

3 縦覧場所

壱岐市役所農林水産部農林課（石田庁舎）

土日祝日は壱岐市役所石田庁舎守衛室

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正、国土広域情報修正）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県全域	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、雲仙市長から公共測量（空中写真撮影、数値図化）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市	令和2年3月4日から 令和4年2月28日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎地方法務局長から公共測量（登記所備付地図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎市寄合町、中小島一丁目及び二丁目、西小島一丁目及び二丁目並びに東小島町	令和元年12月28日から 令和3年2月26日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、平戸市長から公共測量（写真地図作成）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
平戸市、松浦市	令和2年2月28日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎地方法務局長から公共測量（登記所備付地図作成）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市出島町、新地町、銅座町、本石灰町、船大工町、籠町の全部及び常盤町の一部	令和2年2月28日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎市長から公共測量（空中写真撮影）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市全域	令和2年2月28日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、川棚町長から公共測量（空中写真撮影）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
川棚町全域	令和2年2月28日

一般競争入札の実施（公告）

令和2年度長崎県工事技術調査業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項**(1) 業務の名称**

令和2年度長崎県工事技術調査業務委託

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月10日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札の方法

① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

② 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。

③ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

④ 入札の執行回数は3回を限度とする。

⑤ 再度の入札において代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等についての告示（令和2長崎県告示第10909号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県監査事務局 監査課 普通会計・行政監査担当

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（電話）095-894-3506

（提出期限）令和2年4月6日（郵送にあつては、当日消印有効）

4 入札参加条件

(1) 2の入札参加資格を有していること。

(2) 当該役務を契約に基づき確実かつ直ちに履行できる者であること。

(3) 当該役務の全部又は大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

5 当該業務契約に関する事務を担当する部局の名称

（名称）長崎県監査事務局 監査課 普通会計・行政監査担当

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（電話）095-894-3506

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 期間 この公告の日から令和2年4月6日までの間（県の休日を除く。）

(2) 場所 5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(1) 提出先 5の部局とする。

(2) 受領期限 令和2年4月20日17時00分

(3) 提出方法 郵便（書留郵便（一般書留、簡易書留）及び特定記録郵便により受領期限内必着のこと）で行う。

悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

10 開札の日時及び場所

（場所）長崎県庁行政棟7階 監査委員会議室

（日時）令和2年4月21日10時00分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受ける

ことが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
(2) その他、詳細は入札説明書による。

議 会 規 則

長崎県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県議会議長 瀬川 光之

長崎県議会規則第1号

長崎県議会会議規則の一部を改正する規則

長崎県議会会議規則（昭和38年長崎県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、 <u>育児、家族の看護又は介護、家族の弔事、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由により</u> 会議に出席できないときは、あらかじめその理由を記載した欠席届を議長に提出しなければならない。	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産 <u>その他の事故のため</u> 、会議に出席できないときは、あらかじめその理由を記載した欠席届を議長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

交通局公告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 購入品目及び予定数量
軽油 502キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(名称) 長崎県交通局管理部総務課（総務係）
(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(電話) 095-822-5141
- 3 調達方法 購入等
- 4 契約方式 一般競争入札
- 5 落札決定日 令和2年2月26日
- 6 落札者の氏名及び住所
(氏名) 株式会社西日本宇佐美 九州支店 支店長 佐藤 義英
(住所) 福岡県筑紫野市大字永岡720番地1
- 7 落札価格 97,770円（1キロリットル当たり単価（消費税含む））
- 8 入札公告日 令和2年1月31日
- 9 落札方式 最低価格

教育委員会規則

長崎県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

長崎県教育委員会規則第1号

長崎県教育庁組織規則の一部を改正する規則

長崎県教育庁組織規則（昭和48年長崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																		
（本庁の分課等） 第4条 本庁に次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、当該課にそれぞれ同表右欄に掲げる係及び班を置く。 <table><tr><th>課（室）</th><th>係（班）</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>特別支援教育課</td><td>企画班 指導班</td></tr><tr><td>児童生徒支援課</td><td>総務企画班 指導・支援班</td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>総務管理班 <u>社会教育班</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> 2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表右欄に掲げる室を置く。 <table><tr><th>課</th><th>室</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	課（室）	係（班）	略		特別支援教育課	企画班 指導班	児童生徒支援課	総務企画班 指導・支援班	生涯学習課	総務管理班 <u>社会教育班</u>	略		課	室	略		（本庁の分課等） 第4条 本庁に次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、当該課にそれぞれ同表右欄に掲げる係及び班を置く。 <table><tr><th>課（室）</th><th>係（班）</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>特別支援教育課</td><td>企画班 指導班</td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>総務管理班 <u>社会教育推進班</u> <u>県民学習推進班</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> 2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表右欄に掲げる室を置く。 <table><tr><th>課</th><th>室</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>高校教育課</td><td><u>児童生徒支援室</u></td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td><u>新県立図書館整備室</u></td></tr></table>	課（室）	係（班）	略		特別支援教育課	企画班 指導班	生涯学習課	総務管理班 <u>社会教育推進班</u> <u>県民学習推進班</u>	略		課	室	略		高校教育課	<u>児童生徒支援室</u>	生涯学習課	<u>新県立図書館整備室</u>
課（室）	係（班）																																		
略																																			
特別支援教育課	企画班 指導班																																		
児童生徒支援課	総務企画班 指導・支援班																																		
生涯学習課	総務管理班 <u>社会教育班</u>																																		
略																																			
課	室																																		
略																																			
課（室）	係（班）																																		
略																																			
特別支援教育課	企画班 指導班																																		
生涯学習課	総務管理班 <u>社会教育推進班</u> <u>県民学習推進班</u>																																		
略																																			
課	室																																		
略																																			
高校教育課	<u>児童生徒支援室</u>																																		
生涯学習課	<u>新県立図書館整備室</u>																																		
第9条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) 略 (9) <u>市町村立小中学校における道德教育に関すること。</u> (10) <u>市町村立小中学校における人権・同和教育に関すること。</u> (11) 義務教育諸学校の教科用図書採択に関する事務の指導、助言、援助及び無償給付に関すること。 (12) 長崎県教科用図書選定審議会に関すること。 (13) 県費負担教職員（事務職員を除く。）の任免、分限、懲戒その他の人事及びサービスの指導に関すること。 第10条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(9) 略 (10) <u>県立高等学校等における道德教育に関すること。</u> (11) <u>県立高等学校等における人権・同和教育に関すること。</u> (12) 県立の中学校及び高等学校の教科用図書の採択に関すること。 (13) 県立高等学校等の通学区域の指定に関すること。 (14) 県立中学校及び公立高等学校入学者選抜に関すること。 (15) 県立学校職員（事務職員及び現業職員を除く。）の任免、分限、懲戒その他の人事及びサービスの指導に関するこ	第9条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) 略 (9) 市町村立小中学校における人権・同和教育に関すること。 (10) 義務教育諸学校の教科用図書採択に関する事務の指導、助言、援助及び無償給付に関すること。 (11) 長崎県教科用図書選定審議会に関すること。 (12) 県費負担教職員（事務職員を除く。）の任免、分限、懲戒その他の人事及びサービスの指導に関すること。 第10条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(9) 略 (10) 県立高等学校等における人権・同和教育に関すること。 (11) 県立の中学校及び高等学校の教科用図書の採択に関すること。 (12) 県立高等学校等の通学区域の指定に関すること。 (13) 県立中学校及び公立高等学校入学者選抜に関すること。 (14) 県立学校職員（事務職員及び現業職員を除く。）の任免、分限、懲戒その他の人事及びサービスの指導に関するこ																																		

と。

- (16) 教員採用選考試験に関すること。
- (17) 教育センターに関すること。
- (18) 特別支援教育課の庶務及び予算経理の事務に関すること。

第11条 特別支援教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(9) 略
- (10) 特別支援学校における道徳教育に関すること。
- (11) 特別支援学校における人権・同和教育に関すること。
- (12) 特別支援学校の教科用図書の採択に関すること。
- (13) 特別支援学校の教科用図書選定審議会に関すること。
- (14) 特別支援学校の高等部入学者選考検査に関すること。
- (15) 特別支援教育に係る相談体制の充実に関すること。
- (16) 特別支援学校の適正配置に関すること。
- (17) 特別支援学校の設置及び廃止に伴う条例の改廃に関すること。

第11条の2 児童生徒支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市町村立小中学校及び県立学校（以下本条において「公立学校」という。）の児童生徒の問題行動・不登校対策に関すること。
- (2) 公立学校の「長崎っ子の心を見つめる教育週間」に関すること。
- (3) 公立学校の生徒指導に関すること。
- (4) 公立学校の教育相談に関すること。
- (5) 公立学校の事故・安全管理対策に関すること（他の課及び室の所管に属するものを除く。）。

第12条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(14) 略

第13条 学芸文化課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(6) 略
- (7) 長崎県対馬歴史研究センターに関すること。

（地方機関の名称等）

第16条 地方機関の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
略		
長崎県対馬歴史研究センター	対馬市	

（地方機関の内部組織及び分掌事務）

第17条 地方機関の内部組織及び分掌事務は、次のとおりと

と。

- (15) 教員採用選考試験に関すること。
- (16) 教育センターに関すること。
- (17) 特別支援教育課の庶務及び予算経理の事務に関すること。

（児童生徒支援室）

- (18) 市町村立小中学校及び県立学校（以下本条において「公立学校」という。）の児童生徒の問題行動・不登校対策に関すること。
- (19) 公立学校の道徳教育に関すること。
- (20) 公立学校の生徒指導に関すること。
- (21) 公立学校の教育相談に関すること。
- (22) 公立学校の事故・安全管理対策に関すること（他の課及び室の所管に属するものを除く。）。

第11条 特別支援教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(9) 略
- (10) 特別支援学校における人権・同和教育に関すること。
- (11) 特別支援学校の教科用図書の採択に関すること。
- (12) 特別支援学校の教科用図書選定審議会に関すること。
- (13) 特別支援学校の高等部入学者選考検査に関すること。
- (14) 特別支援教育に係る相談体制の充実に関すること。
- (15) 特別支援学校の適正配置に関すること。
- (16) 特別支援学校の設置及び廃止に伴う条例の改廃に関すること。

第12条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(14) 略
- （新県立図書館整備室）

- (15) 新県立図書館の整備に関すること。

13条 学芸文化課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(6) 略
- (7) 新幹線文化財調査事務所にに関すること。
- (8) 県立対馬歴史民俗資料館に関すること。

（地方機関の名称等）

第16条 地方機関の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
略		
新幹線文化財調査事務所	大村市	

（地方機関の内部組織及び分掌事務）

第17条 地方機関の内部組織及び分掌事務は、次のとおりと

する。

地方機関	課(室)	分掌事務
略		

長崎県対馬歴史研究センター

- 1 公印の管理及び文書の収受、発送、保存その他文書の管理に関すること。
- 2 会計事務に関すること。
- 3 職員の身分、服務、給与、福利厚生等に関すること。
- 4 公有財産及び物品の管理に関すること。
- 5 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- 6 対馬宗家文書及び対馬の歴史資料等の調査研究、保存活用に関すること。
- 7 対馬市及び対馬博物館との連絡調整に関すること。

(本庁の組織上の職)

第20条 略

2 前項で定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる組織上の職を同表中欄に掲げる本庁の組織に置き、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

する。

地方機関	課(室)	分掌事務
略		
新幹線文化財調査事務所		1 公印の管理及び文書の収受、発送、保存その他文書の管理に関すること。 2 会計事務に関すること。 3 職員の身分、服務、給与、福利厚生等に関すること。 4 公有財産及び物品の管理に関すること。 5 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。 6 九州新幹線西九州ルート建設に係る埋蔵文化財の発掘及び調査研究に関すること。

(本庁の組織上の職)

第20条 略

2 前項で定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる組織上の職を同表中欄に掲げる本庁の組織に置き、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	組織	職務
略		
体育指導監	略	
企画監	必要な課 (室)	関係職員を指揮監督して特に 重要な施策の総合調整事務を 掌理する。
略		

3 前2項に定める職のほか、次の表に掲げる組織上の職を置く。

参事	副参事	主査	主任主事	文化財保護専門員
主任文化財保護主事	文化財研究員	学芸専門員	主任学芸員	

4 略

(地方機関の組織上の職)

第21条 略

2 略

3 前2項に定める職のほか、組織上の職として、参事、副参事、主査、主任主事、主任文化財保護主事及び主任学芸員を置く。

職	組織	職務
略		
体育指導監	略	

3 前2項に定める職のほか、次の表に掲げる組織上の職を置く。

参事監	参事	副参事	主査	主任主事	文化財保護専門員
主任文化財保護主事	文化財研究員	学芸専門員	主任学芸員		

4 略

(地方機関の組織上の職)

第21条 略

2 略

3 前2項に定める職のほか、組織上の職として、参事、副参事、主査、主任主事及び主任文化財保護主事を置く。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる組織上の職を命ぜられている者又は当該組織に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、これに対応する同表右欄に掲げる組織上の職を命ぜられ、又は当該組織に勤務を命ぜられたものとする。

左 欄	右 欄
高校教育課 児童生徒支援室 課長補佐	児童生徒支援課 指導・支援班 課長補佐
同 同 係長	同 総務企画班 係長
同 同	同
生涯学習課 社会教育推進班 参事	生涯学習課 社会教育班 参事
同 同 係長	同 同 係長
県立対馬歴史民俗資料館 課長	長崎県対馬歴史研究センター 課長
同	同

長崎県教育機関の組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

長崎県教育委員会規則第2号

長崎県教育機関の組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則

長崎県教育機関の組織及び管理運営に関する規則（昭和47年長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(教育機関の名称) 第3条 教育機関の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。	(教育機関の名称) 第3条 教育機関の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置
略	
略	
略	

2 略

(分掌事務)

第5条 教育機関及びその内部組織の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

教育機関	部	課(室)	分掌事務
略			

略

(休業日)

第7条 教育機関の施設の休業日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

教育機関	休業日
略	

(使用時間)

第8条 教育機関の施設を使用する時間（以下「使用時間」という。）は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

教育機関	使用時間
略	

(使用の許可)

第9条 次に掲げる教育機関の施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育長に使用許可申請書を提出して、その許可を受けなければならない。

(1) 長崎県放虎原ラグビー場

2 及び 3 略

(寄贈又は寄託の申し出)

第20条 長崎県立長崎図書館、長崎県立総合体育館又は長崎県営野球場に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、寄贈申込書又は寄託申込書を提出しなければならない。

2 略

(寄託資料の保管方法)

第21条 寄託を受けた資料の保管は、長崎県立長崎図書館、長崎県立総合体育館又は長崎県営野球場の所蔵資料の保管方法によるものとする。ただし、寄託者の承認を得た場合を除き、寄託資料の模写、模造、撮影若しくは公刊発売を

名称	位置
略	
長崎県立対馬歴史民俗資料館	対馬市
略	
長崎県立上五島海洋青少年の家	南松浦郡新上五島町
略	

2 略

(分掌事務)

第5条 教育機関及びその内部組織の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

教育機関	部	課(室)	分掌事務
略			
長崎県立対馬歴史民俗資料館			歴史資料、民俗資料などの収集、保管、調査及び研究に関すること。
略			

(休業日)

第7条 教育機関の施設の休業日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

教育機関	休業日
略	
長崎県立対馬歴史民俗資料館	1 12月28日から翌年1月5日まで 2 毎週月曜日 3 資料点検整理期間（年1回10日以内）

(使用時間)

第8条 教育機関の施設を使用する時間（以下「使用時間」という。）は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

教育機関	使用時間
略	
長崎県立対馬歴史民俗資料館	午前9時から午後5時まで

(使用の許可)

第9条 次各号に掲げる教育機関の施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育長に使用許可申請書を提出して、その許可を受けなければならない。

(1) 長崎県立対馬歴史民俗資料館

(2) 長崎県放虎原ラグビー場

2 及び 3 略

(寄贈又は寄託の申し出)

第20条 長崎県立長崎図書館、長崎県立対馬歴史民俗資料館、長崎県立総合体育館又は長崎県営野球場に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、寄贈申込書又は寄託申込書を提出しなければならない。

2 略

(寄託資料の保管方法)

第21条 寄託を受けた資料の保管は、長崎県立長崎図書館、長崎県立対馬歴史民俗資料館、長崎県立総合体育館又は長崎県営野球場の所蔵資料の保管方法によるものとする。ただし、寄託者の承認を得た場合を除き、寄託資料の模写、

し、又はこれを館外に持ち出すことはできない。 (資料の預かり) 第23条 長崎県立長崎図書館、長崎県立総合体育館又は長崎県営野球場において、調査、研究又は展覧会出品のため必要な資料を預かることができる。	模造、撮影若しくは公刊発売をし、又はこれを館外に持ち出すことはできない。 (資料の預かり) 第23条 長崎県立長崎図書館、 <u>長崎県立対馬歴史民俗資料館</u> 、長崎県立総合体育館又は長崎県営野球場において、調査、研究又は展覧会出品のため必要な資料を預かることができる。
2 略 (細則) 第30条 この規則に定めるもののほか、次の各号に規定する事項については、教育長が別に定める。 (1) 略 (2) 長崎県立長崎図書館、長崎県立総合体育館及び長崎県営野球場の資料の寄贈、寄託及び預かりに必要な手続並びに寄贈申込書等の様式を定めること。 (3)～(4) 略	2 略 (細則) 第30条 この規則に定めるもののほか、次の各号に規定する事項については、教育長が別に定める。 (1) 略 (2) 長崎県立長崎図書館、 <u>長崎県立対馬歴史民俗資料館</u> 、長崎県立総合体育館及び長崎県営野球場の資料の寄贈、寄託及び預かりに必要な手続並びに寄贈申込書等の様式を定めること。 (3)～(4) 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

長崎県教育委員会規則第3号

長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和31年長崎県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(専決事項) 第4条 教育委員会は、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。 (1) 理事、政策監、教育次長、本庁の課長、室長、課に置く室の長、人事管理監、 <u>体育指導監、企画監</u> 、参事及び地方機関の長を除く教育委員会の事務局職員並びに教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員のうち、教育機関の長を除く職員の人事に関すること。 (2)～(5) 略 2 略	(専決事項) 第4条 教育委員会は、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。 (1) 理事、政策監、教育次長、本庁の課長、室長、課に置く室の長、人事管理監、体育指導監、参事及び地方機関の長を除く教育委員会の事務局職員並びに教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員のうち、教育機関の長を除く職員の人事に関すること。 (2)～(5) 略 2 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

長崎県教育委員会規則第4号

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則（平成18年長崎県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
(指導助言者及び評価者)			(指導助言者及び評価者)		
第9条 指導助言者及び評価者は、次の表のとおりとする。			第9条 指導助言者及び評価者は、次の表のとおりとする。		
教職員の区分	一次指導助 言者及び一 次評価者	二次指導助 言者及び二 次評価者	教職員の区分	一次指導助 言者及び一 次評価者	二次指導助 言者及び二 次評価者
略			略		
略		略	略		略
主幹教諭（部主事を除く。） 指導教諭 教諭（助教 諭、講師を含む。以下同 じ。） 養護教諭（養護助教 諭を含む。以下同じ。） 栄 養教諭 実習助手 寄宿舍 指導員 事務職員 栄養士 船長 機関長	略		主幹教諭（部主事を除く。） 指導教諭 教諭（助教 諭、講師を含む。以下同 じ。） 養護教諭（養護助教 諭を含む。以下同じ。） 栄 養教諭 実習助手 寄宿舍 指導員 事務職員 栄養士 用務員 介助員 調理員 船長 機関長	略	
略			略		

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

長崎県教育委員会規則第5号

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則

長崎県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

(校長、教頭、教諭その他の職員)

第28条 略

2 及び 3 略

4 学校には、前各項に規定するもののほか、必要に応じて、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、栄養士その他の職員を置く。

5 略

(職の分類)

第37条 略

2 前項の職は、次の表に掲げるとおりとする。

職種上の職	組織上の職
略	

別表第 1 (第 2 条関係)

㌦ 高等学校

名称	本校・分校	位置	課程	学科
略				
長崎県立中五島高等学校		南松浦郡新上五島町	全日制	普通科

改正前

(校長、教頭、教諭その他の職員)

第28条 略

2 及び 3 略

4 学校には、前各項に規定するもののほか、必要に応じて、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、栄養士、介助員、調理員、用務員その他の職員を置く。

5 略

(職の分類)

第37条 略

2 前項の職は、次の表に掲げるとおりとする。

職種上の職	組織上の職
略	
<u>技師 (用務員 介助員 調理員)</u>	

別表第 1 (第 2 条関係)

㌦ 高等学校

名称	本校・分校	位置	課程	学科
略				
長崎県立中五島高等学校		南松浦郡新上五島町	全日制	普通科 <u>商業科</u>

略						略					
長崎県立西彼農業 高等学校			西海市	全日制	食料サイエ ンス科 生活デザイ ン科	長崎県立西彼農業 高等学校			西海市	全日制	施設園芸科 食品流通科 生活科学科 食料サイエ ンス科 生活デザイ ン科
略						略					
長崎県立佐世保商 業高等学校			佐世保市	全日制	国際コミュ ニケーショ ン科 会計ビジネ ス科 情報マーケ ティング科	長崎県立佐世保商 業高等学校			佐世保市	全日制	総合ビジネ ス科 国際コミュ ニケーショ ン科 会計ビジネ ス科 情報マーケ ティング科
略						略					
(イ) 特別支援学校						(イ) 特別支援学校					
名称	本校・ 分校・ 分教室	位置	障害 種別	部科	学科	名称	本校・ 分校・ 分教室	位置	障害 種別	部科	学科
略						略					
長崎県立 希望が丘 高等特別 支援学校		諫早市	知的 障害	高等部	生活サービ スコ 流通サービ スコ 環境デザイ ン科	長崎県立 希望が丘 高等特別 支援学校		諫早市	知的 障害	高等部	普通科 生活サービ スコ 流通サービ スコ 環境デザイ ン科
略						略					

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

長崎県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

長崎県教育委員会規則第 6 号

長崎県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県文化財保護条例施行規則（昭和36年長崎県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（滅失、<u>毀損等</u>の届出） 第 7 条 条例第 9 条（条例第32条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の全部又は一部が滅失し、若しくは<u>毀損し</u>、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出は、様式第 6 号によるものとする。 （維持の措置）	（滅失、<u>き損等</u>の届出） 第 7 条 条例第 9 条（条例第32条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の全部又は一部が滅失し、若しくは<u>き損し</u>、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出は、様式第 6 号によるものとする。 （維持の措置）

第10条の2 条例第15条第1項ただし書及び条例第38条第1項ただし書の規定による維持の措置は、次の各号に掲げる措置とする。

- (1) 県指定有形文化財が毀損している場合又は県指定史跡名勝天然記念物が毀損若しくは衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の現状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更後の現状）に復する措置
- (2) 県指定有形文化財が毀損している場合又は県指定史跡名勝天然記念物が毀損若しくは衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置
- (3) 県指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去する措置
(維持の措置等の届出)

第10条の3 条例第15条第1項ただし書及び条例第38条第1項ただし書の規定による維持の措置及び現状変更について保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である措置（以下「維持の措置等」という。）をとる場合の届出事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の名称
- (2) 届出者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (3) 維持の措置等を必要とする理由
- (4) 維持の措置等の内容及び実施の方法
- (5) 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
- (6) 維持の措置等のために所在を変更するときは、変更後の所在の場所並びに当該維持の措置等の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- (7) 維持の措置等の着手及び終了の予定時期
- (8) 維持の措置等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (9) その他参考となるべき事項

2 条例第15条第1項ただし書及び第38条第1項ただし書の規定による非常災害のために必要な応急措置を執った場合の届出事項については、前項の規定を準用する。

（出品に起因する損失の補償）

第12条 条例第20条（条例第27条第2項、第32条及び第39条の5の規定において準用する第27条の規定により準用する場合を含む。）の規定により補償を受けようとする者は次の各号に掲げる事項を記載した損失補償請求書2通を教育委員会に提出することができる。

- (1) 補償を受けようとする理由
- (2) 補償金の額として希望する金額
- (3) 前号の金額算出の基礎
- (4) 滅失し、又は毀損した県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、又は県指定無形文化財、県指定無形民俗文化財若しくは県選定保存技術の記録につき損害保険契約をしていたときは、当該保険証券の記載事項
- (5) その他参考となるべき事項
(補償金額決定の基準)

第10条の2 条例第15条第1項ただし書及び条例第38条第1項ただし書の規定による維持の措置は、次の各号に掲げる措置とする。

- (1) 県指定有形文化財がき損している場合又は県指定史跡名勝天然記念物がき損若しくは衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の現状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更後の現状）に復する措置
- (2) 県指定有形文化財がき損している場合又は県指定史跡名勝天然記念物がき損若しくは衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置
- (3) 県指定史跡名勝天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去する措置
(維持の措置等の届出)

第10条の3 条例第15条第1項ただし書及び条例第38条第1項ただし書の規定による維持の措置及び現状の変更について保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である措置（以下「維持の措置等」という。）をとる場合の届出事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の名称
- (2) 届出者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (3) 維持の措置等を必要とする理由
- (4) 維持の措置等の内容及び実施の方法
- (5) 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
- (6) 維持の措置等のために所在を変更するときは、変更後の所在の場所並びに当該維持の措置等の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- (7) 維持の措置等の着手及び終了の予定時期
- (8) 維持の措置等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (9) その他参考となるべき事項

2 条例第15条第1項ただし書及び第38条第1項ただし書の規定による非常災害のために必要な応急措置を執った場合の届出事項については、前項の規定を準用する。

（出品に起因する損失の補償）

第12条 条例第20条（条例第27条第2項、第32条及び第39条の5の規定において準用する第27条の規定により準用する場合を含む。）の規定により補償を受けようとする者は次の各号に掲げる事項を記載した損失補償請求書2通を教育委員会に提出することができる。

- (1) 補償を受けようとする理由
- (2) 補償金の額として希望する金額
- (3) 前号の金額算出の基礎
- (4) 滅失し、又はき損した県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、又は県指定無形文化財、県指定無形民俗文化財若しくは県選定保存技術の記録につき損害保険契約をしていたときは、当該保険証券の記載事項
- (5) その他参考となるべき事項
(補償金額決定の基準)

第13条 補償金の額の決定は、次の各号の一に掲げる金額を基準として行うものとする。

(1) 県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財又は県指定無形文化財、県指定無形民俗文化財若しくは県選定保存技術の記録が滅失した場合においては、当該県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財又は県指定無形文化財、県指定無形民俗文化財若しくは県選定保存技術の記録の時価に相当する金額

(2) 県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財又は県指定無形文化財、県指定無形民俗文化財若しくは県選定保存技術の記録が毀損した場合においては、当該県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財又は県指定無形文化財、県指定無形民俗文化財若しくは県選定保存技術の記録の毀損の箇所の修理のために必要と認められる経費及び当該県指定文化財若しくはその記録又は県選定保存技術の記録の毀損前の時価と修理後の時価の差額との合計額に相当する金額（当該県指定文化財若しくはその記録又は県選定保存技術の記録の毀損の状況によりこれを修理することが不適当又は不可能であると認められるときは、毀損前の時価と毀損後の時価の差額に相当する金額

第13条 補償金の額の決定は、次の各号の一に掲げる金額を基準として行うものとする。

(1) 県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財又は県指定無形文化財、県指定無形民俗文化財若しくは県選定保存技術の記録が滅失した場合においては、当該県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財又は県指定無形文化財、県指定無形民俗文化財若しくは県選定保存技術の記録の時価に相当する金額

(2) 県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財又は県指定無形文化財、県指定無形民俗文化財若しくは県選定保存技術の記録がき損した場合においては、当該県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財又は県指定無形文化財、県指定無形民俗文化財若しくは県選定保存技術の記録のき損の箇所の修理のために必要と認められる経費及び当該県指定文化財若しくはその記録又は県選定保存技術の記録のき損前の時価と修理後の時価の差額との合計額に相当する金額（当該県指定文化財若しくはその記録又は県選定保存技術の記録のき損の状況によりこれを修理することが不適当又は不可能であると認められるときは、き損前の時価とき損後の時価の差額に相当する金額）

様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第8号、様式第9号、様式第11号及び様式第13号中「異るとき」を「異なるとき」に改める。

様式第6号中「き損」を「毀損」に、「異るとき」を「異なるとき」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

公安委員会規則

長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

長崎県公安委員会規則第5号

長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長崎県警察の組織に関する規則（平成14年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（生活安全部の分課） 第5条 生活安全部に次の課を置く。 (1) 生活安全企画課 (2) <u>人身安全対策課</u> (3) 少年課 (4) 生活環境課 (5) サイバー犯罪対策課 2 生活安全企画課に犯罪抑止対策室を、少年課に少年サポートセンターを、生活環境課に許可業務指導室を置く。 （交通部の分課） 第7条 略 2 交通企画課に交通企画指導室を、交通指導課に駐車対策室を、運転免許管理課に運転免許試験場、<u>安全運転学校及び長崎運転免許センター</u>を置く。	（生活安全部の分課） 第5条 生活安全部に次の課を置く。 (1) 生活安全企画課 (2) 少年課 (3) 生活環境課 (4) サイバー犯罪対策課 2 生活安全企画課に<u>人身安全対策室及び犯罪抑止対策室</u>を、少年課に少年サポートセンターを、生活環境課に許可業務指導室を置く。 （交通部の分課） 第7条 略 2 交通企画課に交通企画指導室を、交通指導課に駐車対策室を、運転免許管理課に運転免許試験場<u>及び安全運転学校</u>を置く。

(生活安全企画課の事務)

第21条 生活安全部生活安全企画課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4)～(6) 略

2 略

(人身安全対策課の事務)

第21条の2 人身安全対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関すること。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。

(3) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）の施行に関すること。

(4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の施行に関すること。

(5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の施行に関すること。

(6) 長崎県迷惑行為等防止条例（昭和38年長崎県条例第59号）の施行に関すること。

(7) 子供・女性を対象とする性犯罪等の前兆事案に係る情報分析及び先制・予防的活動に関すること。

(8) 酩酊者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、人身の安全を早急に確保する必要があると認められる事案（他の課の所掌に属するものを除く。）への対処に関すること。

(10) 自殺統計に関すること。

(運転免許管理課の事務)

第35条 交通部運転免許管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 長崎運転免許センターに関すること。

2 略

3 長崎運転免許センターは、運転免許試験、免許証の更新等及び安全運転相談に関する事務並びに国際運転免許証に関する事務を行う。

4 略

第62条 削除

(長崎運転免許センター長)

第69条の2 長崎運転免許センターにセンター長を置く。

2 センター長は、上司の命を受け、長崎運転免許センター

(生活安全企画課の事務)

第21条 生活安全部生活安全企画課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 人身安全対策室に関すること。

(5)～(7) 略

2 人身安全対策室は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の運用、子供と女性の安全対策、泥酔者、行方不明者、精神障害者等の保護並びに自殺統計に関する事務を行う。

3 略

(運転免許管理課の事務)

第35条 交通部運転免許管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

2 略

3 略

(人身安全対策室長)

第62条 人身安全対策室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、人身安全対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(国際テロ対策室長)

第69条の3 略

(階級)

第70条 略

2 取調べ監督室長、情報公開室長、警察安全相談室長、音楽隊長、術科指導室長、鉄道警察隊長、航空隊長、初動警察支援隊長、少年サポートセンター長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長及び長崎運転免許センター長は、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。ただし、所掌事務により、一般職員をもって充てることができる。

別表第3 (第103条関係)

警察署	課	所 掌 事 務
長崎 佐世保	略	
	生活安全課	生活安全部生活安全企画課、 <u>人身安全対策課</u> 、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
浦上 諫早	略	
	生活安全課	生活安全部生活安全企画課、 <u>人身安全対策課</u> 、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
大浦 時津 雲仙 島原 大村 早岐 五島	略	
	生活安全課	生活安全部生活安全企画課、 <u>人身安全対策課</u> 、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
西海 南島原 相浦 川棚 江迎 松浦 平戸 対馬南	略	
	刑事生活安全課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課及び科学捜査研究所並びに生活安全部生活安全企画課、 <u>人身安全対策課</u> 、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
新上五島 杵岐 対馬北	略	
	刑事生活安全課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課及び科学捜査研究所並びに生活安全部生活安全企画課、 <u>人身安全対策課</u> 、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	

(国際テロ対策室長)

第69条の2 略

(階級)

第70条 略

2 取調べ監督室長、情報公開室長、警察安全相談室長、音楽隊長、術科指導室長、鉄道警察隊長、航空隊長、初動警察支援隊長、少年サポートセンター長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長及び駐車対策室長は、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。ただし、所掌事務により、一般職員をもって充てることができる。

別表第3 (第103条関係)

警察署	課	所 掌 事 務
長崎 佐世保	略	
	生活安全課	生活安全部生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
浦上 諫早	略	
	生活安全課	生活安全部生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
大浦 稲佐 時津 雲仙 島原 大村 早岐 五島	略	
	生活安全課	生活安全部生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
西海 南島原 相浦 川棚 江迎 松浦 平戸 対馬南	略	
	刑事生活安全課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課及び科学捜査研究所並びに生活安全部生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
新上五島 杵岐 対馬北	略	
	刑事生活安全課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課及び科学捜査研究所並びに生活安全部生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

長崎県公安委員会規則第6号

警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の配置定員に関する規則（平成10年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表					別表				
警 察 職 員 配 置 定 員 表					警 察 職 員 配 置 定 員 表				
所 属	区 分	警 察 官	一 般 職 員	計	所 属	区 分	警 察 官	一 般 職 員	計
警 察 本 部		905	316	1,221	警 察 本 部		890	313	1,203
略					略				
小	計	1,032	322	1,354	小	計	1,017	319	1,336
警 察 署	長 崎 警 察 署	296	17	313	警 察 署	長 崎 警 察 署	247	14	261
	大 浦 警 察 署	99	5	104		大 浦 警 察 署	106	5	111
						稲 佐 警 察 署	68	6	74
	浦 上 警 察 署	187	9	196		浦 上 警 察 署	177	8	185
	時 津 警 察 署	107	10	117		時 津 警 察 署	106	11	117
	略					略			
	早 岐 警 察 署	87	7	94		早 岐 警 察 署	86	7	93
	佐 世 保 警 察 署	218	12	230		佐 世 保 警 察 署	219	12	231
	相 浦 警 察 署	58	4	62		相 浦 警 察 署	59	4	63
	略					略			
	新上五島警察署	49	6	55		新上五島警察署	48	6	54
	略					略			
小	計	2,043	152	2,195	小	計	2,058	155	2,213
略					略				

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

長崎県公安委員会規則第7号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則

（長崎県警察署協議会に関する規則の一部改正）

第1条 長崎県警察署協議会に関する規則（平成13年長崎県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																				
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																				
<table> <tr> <th>警察署協議会</th><th>委員の定数</th></tr> <tr> <td>長崎 浦上 時津 諫早 佐世保</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>西海 川棚 相浦 江迎 松浦 平戸 新上五島 杵岐 対馬南 対馬北</td><td>略</td></tr> </table>	警察署協議会	委員の定数	長崎 浦上 時津 諫早 佐世保	略	略		西海 川棚 相浦 江迎 松浦 平戸 新上五島 杵岐 対馬南 対馬北	略	<table> <tr> <th>警察署協議会</th><th>委員の定数</th></tr> <tr> <td>時津 諫早 佐世保</td><td>略</td></tr> <tr> <td>浦上</td><td>9人</td></tr> <tr> <td>長崎</td><td>8人</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>稲佐 西海 川棚 相浦 江迎 松浦 平戸 新上五島 杵岐 対馬南 対馬北</td><td>略</td></tr> </table>	警察署協議会	委員の定数	時津 諫早 佐世保	略	浦上	9人	長崎	8人	略		稲佐 西海 川棚 相浦 江迎 松浦 平戸 新上五島 杵岐 対馬南 対馬北	略
警察署協議会	委員の定数																				
長崎 浦上 時津 諫早 佐世保	略																				
略																					
西海 川棚 相浦 江迎 松浦 平戸 新上五島 杵岐 対馬南 対馬北	略																				
警察署協議会	委員の定数																				
時津 諫早 佐世保	略																				
浦上	9人																				
長崎	8人																				
略																					
稲佐 西海 川棚 相浦 江迎 松浦 平戸 新上五島 杵岐 対馬南 対馬北	略																				

（長崎県少年指導委員運営規則の一部改正）

第2条 長崎県少年指導委員運営規則（平成18年長崎県公安委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
活動地区の名称	警察署名	活動区域	活動地区の名称	警察署名	活動区域
略			略		
略			稲佐地区	稲佐	稲佐警察署管内
略			略		

（長崎県猟銃安全指導委員運営規則の一部改正）

第3条 長崎県猟銃安全指導委員運営規則（平成21年長崎県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																					
別表（第4条関係） 猟銃安全指導委員活動区域の名称、活動区域を管轄する警察署長及び活動区域	別表（第4条関係） 猟銃安全指導委員活動区域の名称、活動区域を管轄する警察署長及び活動区域																					
<table><tr><th>活動区域の名称</th><th>活動区域を管轄する警察署長</th><th>活動区域</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	活動区域の名称	活動区域を管轄する警察署長	活動区域	略			略			<table><tr><th>活動区域の名称</th><th>活動区域を管轄する警察署長</th><th>活動区域</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>稲佐地区</td><td>稲佐警察署長</td><td>稲佐警察署管内</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	活動区域の名称	活動区域を管轄する警察署長	活動区域	略			稲佐地区	稲佐警察署長	稲佐警察署管内	略		
活動区域の名称	活動区域を管轄する警察署長	活動区域																				
略																						
略																						
活動区域の名称	活動区域を管轄する警察署長	活動区域																				
略																						
稲佐地区	稲佐警察署長	稲佐警察署管内																				
略																						

（長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則の一部改正）

第4条 長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前														
第3条 削除	（補充） 第3条 推進委員が欠けた場合に補充した推進委員の任期は、前任者の残存期間とする。														
別表（第4条関係）	別表（第4条関係）														
長崎県地域交通安全活動推進委員の活動区域及び定数 <table> <tr> <th>活動区域</th><th>定数</th></tr> <tr> <td>長崎警察署管轄区域</td><td>36</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table>	活動区域	定数	長崎警察署管轄区域	36	略		長崎県地域交通安全活動推進委員の活動区域及び定数 <table> <tr> <th>活動区域</th><th>定数</th></tr> <tr> <td>長崎警察署管轄区域</td><td>30</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>稲佐警察署管轄区域</td><td>8</td></tr> </table>	活動区域	定数	長崎警察署管轄区域	30	略		稲佐警察署管轄区域	8
活動区域	定数														
長崎警察署管轄区域	36														
略															
活動区域	定数														
長崎警察署管轄区域	30														
略															
稲佐警察署管轄区域	8														

浦上警察署管轄区域 略	23	浦上警察署管轄区域 略	21
----------------	----	----------------	----

別記様式第1号中「あなたに」を削り、「委員を」を「委員に」に改める。

（交通反則通告センターに関する規則の一部改正）

第5条 交通反則通告センターに関する規則（昭和50年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
名称	位置	取扱区域	名称	位置	取扱区域
長崎交通反則通告センター	長崎市尾上町3番3号（長崎県警察本部）	長崎警察署、大浦警察署、浦上警察署、時津警察署、西海警察署、諫早警察署及び大村警察署の管轄区域	長崎交通反則通告センター	長崎市尾上町3番3号（長崎県警察本部）	長崎警察署、大浦警察署、 <u>稲佐警察署</u> 、浦上警察署、時津警察署、西海警察署、諫早警察署及び大村警察署の管轄区域
略			略		

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

長崎県公安委員会規則第8号

交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和49年長崎県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
附 則		附 則	
1 この規則は、昭和50年1月1日から <u>施行する</u> 。ただし、別表の3の大浦警察署の欄中南が丘警察官駐在所に係る部分については、昭和49年12月1日から、同表の3の早岐警察署の欄中陣の内警察官派出所に係る部分については、同年12月18日から、同表の3の浦上警察署の欄中女ノ都警察官駐在所に係る部分については、同年12月21日から適用する。		1 この規則は、昭和50年1月1日から <u>施行し</u> 、ただし、別表の3の大浦警察署の欄中南が丘警察官駐在所に係る部分については、昭和49年12月1日から、同表の3の早岐警察署の欄中陣の内警察官派出所に係る部分については、同年12月18日から、同表の3の浦上警察署の欄中女ノ都警察官駐在所に係る部分については、同年12月21日から適用する。	
2 略		2 略	
附 則（昭和58年長崎県公安委員会規則第5号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の <u>別表3</u> の表の規定は、昭和58年3月1日から適用する。		附 則（昭和58年長崎県公安委員会規則第5号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の <u>別表</u> の表の規定は、昭和58年3月1日から適用する。	
別表		別表	
1 交番（署所在地）及び警察官駐在所の所属、名称、位置及び所管区		1 交番（署所在地）及び警察官駐在所の所属、名称、位置及び所管区	
所 属	名 称	所 属	名 称
長崎警察署	略	長崎警察署	略

長崎駅前 交番	長 崎 市 尾 上町	長崎市のうち、中 町、筑後町、恵美須 町、西坂町、八千代 町、尾上町、大黒 町、御船蔵町、天神 町、銭座町、宝町、 幸町、目覚町、緑 町、茂里町（1～3 番）、上銭座町
立山交番	長 崎 市 立 山1丁目	長崎市のうち、立山 1～5丁目、八百屋 町、玉園町、上町、 西山本町、桜町、 勝山町、古町、桶屋 町、諏訪町、寺町、 <u>麴屋町</u> 、魚の町、今 博多町、伊勢町、馬 町、出来大工町、上 西山町、炉粕町、八 幡町、大井手町、浜 平1～2丁目
略		
元船町交 番	長 崎 市 元 船町	長崎市のうち、元船 町、出島町、樺島 町、五島町、金屋 町、築町、賑町、栄 町、万才町、興善 町、江戸町
西山交番	略	
飽の浦交 番	長 崎 市 入 船町	長崎市のうち、水の 浦町、大谷町、飽の 浦町、入船町、秋月 町、塩浜町、岩瀬道 町、旭町、大島町、 丸尾町、平戸小屋 町、江の浦町
淵交番	長 崎 市 淵 町	長崎市のうち、岩見 町、春木町、梁川 町、宝栄町、竹の久 保町、淵町、稲佐 町、光町、曙町、弁 天町
福田交番	長 崎 市 大	長崎市のうち、大浜

長崎駅前交番	長崎市長崎市尾上町	長崎市のうち、中町、筑後町、恵美須町、西坂町、八千代町、尾上町、大黒町、御船蔵町、天神町、銭座町、宝町、幸町、目覚町、緑町、茂里町の <u>一部</u> （1～3番）、上銭座町
立山交番	長崎市長崎市立山1丁目	長崎市のうち、立山1～5丁目、八百屋町、玉園町、上町、西山本町、桜町、勝山町、古町、桶屋町、諏訪町、寺町、 <u>麴屋町</u> 、魚の町、今博多町、伊勢町、馬町、出来大工町、上西山町、炉粕町、八幡町、大井手町、浜平1～2丁目
略		
元船町交番	長崎市長崎市元船町	長崎市のうち、元船町、出島町、樺島町、五島町、金屋町、築町、賑町、栄町、万才町、興善町、江戸町 <u>港湾法（昭和25年法律第218号）による長崎港の港湾区域（深堀、香焼地区臨海工業用地以南の海面を除く。）</u>
西山交番	略	

		<u>浜町</u>	<u>町、小浦町、福田本町、木鉢町1～2丁目、東立神町、西立神町、西泊町、小瀬戸町、みなと坂1～2丁目、神ノ島町1～3丁目、小江町</u>				
	略				略		
大浦警察署	石橋交番	長崎市長崎市松が枝町	長崎市のうち、常盤町、松が枝町、大浦町、相生町、下町、東山手町、日の出町、元町、東山町、出雲1～3丁目、大浦東町、川上町、上田町、南山手町、小曾根町、戸町2丁目(165～209番地)、上戸町、高丘1～2丁目、南町、南が丘町、八景町、星取1～2丁目、椎の木町	大浦警察署	石橋交番	長崎市長崎市松が枝町	長崎市のうち、常盤町、松が枝町、大浦町、相生町、下町、東山手町、日の出町、元町、東山町、出雲1～3丁目、大浦東町、川上町、上田町、南山手町、小曾根町、戸町2丁目 <u>の一部</u> (165～209番地)、上戸町、高丘1～2丁目、南町、南が丘町、八景町、星取1～2丁目、椎の木町
	略				略		
	<u>小ヶ倉町交番</u>	<u>長崎市長崎市小ヶ倉町3丁目</u>	長崎市のうち、磯道町、小ヶ倉町1～3丁目、新小が倉1～2丁目、ダイヤランド1～4丁目、大山町		<u>小ヶ倉町交番</u>	<u>長崎市長崎市小ヶ倉町3丁目</u>	長崎市のうち、磯道町、小ヶ倉町1～3丁目、新小が倉1～2丁目、ダイヤランド1～4丁目、大山町
	略				略		
	高浜警察官駐在所	長崎市長崎市高浜町	長崎市のうち、黒浜町、以下宿町、高浜町、南越町、脇岬町(木場)		高浜警察官駐在所	長崎市長崎市高浜町	長崎市のうち、黒浜町、以下宿町、高浜町、南越町、脇岬町 <u>の一部</u> (木場)
	略				略		
	稲佐警察署	<u>飽の浦交番</u>	<u>長崎市長崎市入船町</u>	稲佐警察署	<u>飽の浦交番</u>	<u>長崎市長崎市入船町</u>	長崎市のうち、水の浦町、大谷町、飽の浦町、入船町、秋月町、塩浜町、岩瀬道町、旭町、大鳥町、 <u>丸尾町、平戸小屋町、江の浦町</u>
		<u>淵交番</u>	<u>長崎市長崎市淵町</u>		<u>淵交番</u>	<u>長崎市長崎市淵町</u>	長崎市のうち、岩見町、春木町、梁川町、宝栄町、竹の久保町、淵町、稲佐町、光町、曙町、弁天町

浦上警察署	平和公園 交番	長 崎 市 平 野町	長崎市のうち、三芳町、松山町、岡町、橋口町、上野町、江里町、大橋町、平和町、川口町、茂里町（4番）、岩川町、浜口町、坂本1～3丁目、平野町
	略		
	三原交番	略	
	小江原交 番	長 崎 市 小 江 原 2 丁 目	長崎市のうち、小江原1～5丁目
	女之都警 察官駐在 所	略	
	手熊町警 察官駐在 所	長 崎 市 手 熊町	長崎市のうち、柿泊町、手熊町、上浦町
時津警察署	式見町警 察官駐在 所	長 崎 市 式 見町	長崎市のうち、式見町、向町、園田町、牧野町、四杖町、相川町、見崎町
	略		
	長与交番	西 彼 杵 郡 長 与 町 嬉 里郷	西彼杵郡長与町のうち、吉無田郷（579～699番地、859～1,221番地、1,234番地、1,253番地、1,254番地、1,267番地を除く。）、丸田郷、嬉里郷、三根郷、平木場郷、本川内郷、岡郷、斉藤郷、高田郷
	略		
	長与交番	西 彼 杵 郡 長 与 町 嬉 里郷	西彼杵郡長与町のうち、吉無田郷の一部（579～699番地、859～1,221番地、1,234番地、1,253番地、1,254番地、1,267番地を除く。）、丸田郷、嬉里郷、三根郷、平木場郷、本川内郷、岡郷、斉藤郷
	略		

			(主要地方道長崎多良見線の北側)、北陽台1～2丁目				郷、高田郷の一部 (主要地方道長崎多良見線の北側)、北陽台1～2丁目
	まなび野交番	西彼杵郡長与町まなび野3丁目	西彼杵郡長与町のうち、まなび野1～3丁目、吉無田郷(579～699番地、859～1,221番地、1,234番地、1,253番地、1,254番地、1,267番地)、高田郷(主要地方道長崎多良見線の南側)		まなび野交番	西彼杵郡長与町まなび野3丁目	西彼杵郡長与町のうち、まなび野1～3丁目、吉無田郷の <u>一部</u> (579～699番地、859～1,221番地、1,234番地、1,253番地、1,254番地、1,267番地)、高田郷の <u>一部</u> (主要地方道長崎多良見線の南側)
	略				略		
	村松警察官駐在所	長崎市琴海村松町	長崎市のうち、琴海村松町、西海町(1,751～1,779番地)		村松警察官駐在所	長崎市琴海村松町	長崎市のうち、琴海村松町、西海町の <u>一部</u> (1,751～1,779番地)
	略				略		
西海警察署	略			西海警察署	略		
	大崎交番	西海市大島町	西海市のうち、大島町、崎戸町(蠣浦郷、本郷)		大崎交番	西海市大島町	西海市のうち、大島町、崎戸町の <u>一部</u> (蠣浦郷、本郷)
	雪浦警察官駐在所	西海市大瀬戸町雪浦下郷	西海市大瀬戸町のうち、雪浦奥浦郷、雪浦上郷、雪浦久良木郷、雪浦幸物郷、雪浦小松郷、雪浦河通郷、雪浦下郷、雪浦下釜郷、瀬戸下山郷、瀬戸羽出川郷、瀬戸東濱郷(小干)		雪浦警察官駐在所	西海市大瀬戸町雪浦下郷	西海市大瀬戸町のうち、雪浦奥浦郷、雪浦上郷、雪浦久良木郷、雪浦幸物郷、雪浦小松郷、雪浦河通郷、雪浦下郷、雪浦下釜郷、瀬戸下山郷、瀬戸羽出川郷、瀬戸東濱郷の <u>一部</u> (小干)
	略				略		
	太田和警察官駐在所	西海市西海町太田和郷	西海市西海町のうち、天久保郷、黒口郷、太田和郷、面高郷、横瀬郷(寄船)、木場郷(石田)		太田和警察官駐在所	西海市西海町太田和郷	西海市西海町のうち、天久保郷、黒口郷、太田和郷、面高郷、横瀬郷の <u>一部</u> (寄船)、木場郷の <u>一部</u> (石田)
	略				略		
諫早警察署	略			諫早警察署	略		
	長里警察官駐在所	諫早市小長井町大峰	諫早市小長井町のうち、牧、打越、川内、大峰、大搦、古場、小川原浦(農場)、遠竹(山茶花)		長里警察官駐在所	諫早市小長井町大峰	諫早市小長井町のうち、牧、打越、川内、大峰、大搦、古場、小川原浦の <u>一部</u> (農場)、遠竹の <u>一部</u> (山茶花)

雲仙警察署	略		
	愛野交番	雲 仙 市 愛野町乙	雲仙市のうち、愛野町、千々石町（甲288番地1、甲290番地1、甲320番地1、丙、丁、己）
	雲仙北交番	雲 仙 市 国見町神代乙	雲仙市のうち、瑞穂町、国見町（神代）、吾妻町（古城名、平江名、木場名、本村名、田ノ平名、大木場名、川床名）
	略		
	南串山警察官駐在所	雲 仙 市 南串山町丙	雲仙市のうち、南串山町（乙、丙）
	北串警察官駐在所	雲 仙 市 小浜町金浜	雲仙市小浜町のうち、金浜、木場、大亀、山畑、飛子、南串山町（甲）
略			
南島原警察署	略		
	有家交番	南 島 原 市 有家町小川	南島原市のうち、有家町、西有家町（見岳）
	略		
	北有馬警察官駐在所	南 島 原 市 北 有 馬 町 己	南島原市のうち、北有馬町、南有馬町（古園名轟川）
	略		
	長野警察官駐在所	南 島 原 市 西 有 家 町 長野	南島原市西有家町のうち、長野、龍石（上堀戸、加倉、丸島、打越）、慈恩寺
略			
川棚警察署	略		
	東彼杵警察官駐在所	東 彼 杵 郡 東 彼 杵 町 彼杵宿郷	東彼杵郡東彼杵町のうち、彼杵宿郷（ <u>金谷、本町、東町</u> ）、蔵本郷（ <u>蔵本、金谷、本町、橋ノ詰</u> （線路以南））、大音琴郷、小音琴郷、口木田郷

雲仙警察署	略		
	愛野交番	雲 仙 市 愛野町乙	雲仙市のうち、愛野町、千々石町の一部（甲288番地1、甲290番地1、甲320番地1、丙、丁、己）
	雲仙北交番	雲 仙 市 国見町神代乙	雲仙市のうち、瑞穂町、国見町の一部（神代）、吾妻町の一部（古城名、平江名、木場名、本村名、田ノ平名、大木場名、川床名）
	略		
	南串山警察官駐在所	雲 仙 市 南串山町丙	雲仙市のうち、南串山町の一部（乙、丙）
	北串警察官駐在所	雲 仙 市 小浜町金浜	雲仙市小浜町のうち、金浜、木場、大亀、山畑、飛子、南串山町の一部（甲）
略			
南島原警察署	略		
	有家交番	南 島 原 市 有家町小川	南島原市のうち、有家町、西有家町の一部（見岳）
	略		
	北有馬警察官駐在所	南 島 原 市 北 有 馬 町 己	南島原市のうち、北有馬町、南有馬町の一部（古園名轟川）
	略		
	長野警察官駐在所	南 島 原 市 西 有 家 町 長野	南島原市西有家町のうち、長野、龍石の一部（上堀戸、加倉、丸島、打越）、慈恩寺
略			
川棚警察署	略		
	東彼杵警察官駐在所	東 彼 杵 郡 東 彼 杵 町 彼杵宿郷	東彼杵郡東彼杵町のうち、彼杵宿郷の一部、蔵本郷の一部、大音琴郷、小音琴郷、口木田郷

	大楠警察 官駐在所	東 彼 杵 郡 東 彼 杵 町 三根郷	東彼杵郡東彼杵町の うち、川内郷、法音 寺郷、菅無田郷、坂 本郷、中尾郷、三 根郷、蔵本郷（ <u>橋ノ 詰（線路以北）</u> ）、彼 杵宿郷（ <u>橋ノ詰、赤 木</u> ）		大楠警察 官駐在所	東 彼 杵 郡 東 彼 杵 町 三根郷	東彼杵郡東彼杵町の うち、川内郷、法音 寺郷、菅無田郷、坂 本郷、中尾郷、三根 郷、蔵本郷の <u>一部</u> 、 彼杵宿郷の <u>一部</u>
	略				略		
早岐警察署	略			早岐警察署	略		
	木原町警 察官駐在 所	佐 世 保 市 木原町	佐世保市のうち、吉 福町、木原町、口の 尾町、心野町、横手 町、江永町、新行江 町（新行江）		木原町警 察官駐在 所	佐 世 保 市 木原町	佐世保市のうち、吉 福町、木原町、口の 尾町、心野町、横手 町、江永町、新行江 町の <u>一部</u> （新行江）
	三川内警 察官駐在 所	佐 世 保 市 三 川 内 本 町	佐世保市のうち、三 川内本町、三川内新 町、塩浸町、新替 町、桑木場町、三川 内町、新行江町（牛 石）、下の原町		三川内警 察官駐在 所	佐 世 保 市 三 川 内 本 町	佐世保市のうち、三 川内本町、三川内新 町、塩浸町、新替 町、桑木場町、三川 内町、新行江町の <u>一 部</u> （牛石）、下の原 町
	略				略		
佐世保警察 署	略			佐世保警察 署	略		
	小島交番	佐 世 保 市 小島町	佐世保市のうち、小 島町、立神町、神島 町、鵜渡越町、金比 良町、今福町、御船 町、 <u>小野町（市道鵜 渡越弓張線及び市道 鵜渡越鹿子前線以東 の区域）、母ヶ浦町 （市道鵜渡越鹿子前 線以東の区域）、赤 崎町</u>		小島交番	佐 世 保 市 小島町	佐世保市のうち、小 島町、立神町、神島 町、鵜渡越町、金比 良町、今福町、御船 町、 <u>小野町の一部、 赤崎町</u>
	京町交番	佐 世 保 市 下京町	佐世保市のうち、山 県町、島地町、塩浜 町、戸尾町、上京 町、下京町、京坪 町、本島町、宮崎 町、光月町、島瀬 町、勝富町、白木 町、松川町、高天 町、祇園町、須佐 町、小佐世保町、高 梨町、万津町、新港 町		京町交番	佐 世 保 市 下京町	佐世保市のうち、山 県町、島地町、塩浜 町、戸尾町、上京 町、下京町、京坪 町、本島町、宮崎 町、光月町、島瀬 町、勝富町、白木 町、松川町、高天 町、祇園町、須佐 町、小佐世保町、高 梨町、万津町、新港 町 <u>港湾法（昭和25年法 律第218号）による 佐世保港の港湾区域 のうち、庵崎と前畑</u>

								浦突端を結ぶ線以北 の水域
	略							
相浦警察署	略							
	大潟交番	佐 世 保 市 大潟町	佐世保市のうち、大潟町、棚方町、光町、相浦町、愛宕町、上相浦町、木宮町、川下町、高島町、新田町、竹辺町、母ヶ浦町（ <u>市道鵜渡越鹿子前線以東の区域を除く。</u> ）、小野町（ <u>市道鵜渡越弓張線及び市道鵜渡越鹿子前線以東の区域を除く。</u> ）、黒島町					
	略							
江迎警察署	署所在地	佐 世 保 市 江 迎 町 長坂	佐世保市のうち、江迎町末橋、江迎町上川内、江迎町梶ノ村、江迎町北田、江迎町飯良坂、江迎町中尾、江迎町根引、江迎町長坂、江迎町三浦、江迎町奥川内、江迎町簸尾、江迎町栗越、江迎町北平、江迎町埋立、江迎町乱橋					
	略							
	潜龍警察 官駐在所	佐 世 保 市 江 迎 町 田ノ元	佐世保市のうち、江迎町猪調、江迎町田ノ元、江迎町志戸氏、江迎町七腕、江迎町小川内、江迎町赤坂					
	略							
松浦警察署	今福交番	松 浦 市 今福町浦免	松浦市のうち、今福町、調川町、志佐町（浦免、里免、西山免、白浜免、庄野免）					
	略							
	御厨町警察官駐在所	松 浦 市 御厨町里免	松浦市御厨町のうち、相坂免、川内免、小舟免、田代免、西木場免、山根					

	略							
相浦警察署	略							
	大潟交番	佐 世 保 市 大潟町	佐世保市のうち、大潟町、棚方町、光町、相浦町、愛宕町、上相浦町、木宮町、川下町、高島町、新田町、竹辺町、母ヶ浦町、小野町 <u>の一部</u> 、黒島町					
	略							
江迎警察署	署所在地	佐 世 保 市 江 迎 町 長坂	佐世保市のうち、江迎町末橋、江迎町上川内、江迎町梶ノ村、江迎町北田、江迎町飯良坂、江迎町中尾、江迎町根引、江迎町長坂、江迎町三浦、江迎町奥川内、江迎町簸尾、江迎町栗越、江迎町北平 <u>の一部</u> 、江迎町埋立、江迎町乱橋					
	略							
	潜龍警察 官駐在所	佐 世 保 市 江 迎 町 田ノ元	佐世保市のうち、江迎町猪調、江迎町田ノ元、江迎町志戸氏、江迎町七腕、江迎町小川内、 <u>江迎町北平の一部</u> 、江迎町赤坂					
	略							
松浦警察署	今福交番	松 浦 市 今福町浦免	松浦市のうち、今福町、調川町、志佐町 <u>の一部</u> （浦免、里免、西山免、白浜免、庄野免）					
	略							
	御厨町警察官駐在所	松 浦 市 御厨町里免	松浦市御厨町のうち、相坂免、川内免、小舟免、田代免、西木場免、山根					

			免、狩原免、米ノ山免、立木免、横久保免、田原免、板橋免、大崎免、北平免、郭公尾免、下登木免、寺ノ尾免、普住免、上登木免、木場免、高野免、中野免、西田免、前田免、里免（ <u>駅通、池田上、中野</u> ）				免、狩原免、米ノ山免、立木免、横久保免、田原免、板橋免、大崎免、北平免、郭公尾免、下登木免、寺ノ尾免、普住免、上登木免、木場免、高野免、中野免、西田免、前田免、里免の <u>一部</u>	
	星鹿町警察官駐在所	松浦市星鹿町下田免	松浦市のうち、星鹿町、御厨町（池田免、里免（ <u>平瀬、市場、札場、泉、御厨団地、長嶺団地</u> ））		星鹿町警察官駐在所	松浦市星鹿町下田免	松浦市のうち、星鹿町、御厨町の一部（池田免、里免の <u>一部</u> ）	
	略				略			
平戸警察署	署所在地	平戸市岩の上町	平戸市のうち、宮の町、浦の町、崎方町、鏡川町（赤坂、後平、薄香越、西の久保、梅崎、薄香浦）、新町、職人町、魚の棚町、木引田町、紺屋町、築地町、岩の上町、明の川内町、戸石川町、大野町、度島町、大山町、木引町		平戸警察署	署所在地	平戸市岩の上町	平戸市のうち、宮の町、浦の町、崎方町、鏡川町の一部（赤坂、後平、薄香越、西の久保、梅崎、薄香浦）、新町、職人町、魚の棚町、木引田町、紺屋町、築地町、岩の上町、明の川内町、戸石川町、大野町、度島町、大山町、木引町
	平戸口警察官駐在所	平戸市田平町山内免	平戸市田平町のうち、山内免、小手田免（国道204号の東側）、野田免		平戸口警察官駐在所	平戸市田平町山内免	平戸市田平町のうち、山内免、小手田免の <u>一部</u> （国道204号の東側）、野田免	
	馬ノ元警察官駐在所	平戸市田平町深月免	平戸市田平町のうち、下寺免、以善免、深月免、田代免、古梶免、荻田免、小手田免（国道204号の西側）		馬ノ元警察官駐在所	平戸市田平町深月免	平戸市田平町のうち、下寺免、以善免、深月免、田代免、古梶免、荻田免、小手田免の <u>一部</u> （国道204号の西側）	
	略				略			
	鏡川警察官駐在所	平戸市大久保町	平戸市のうち、大久保町、田助町、鏡川町（田原崎）		鏡川警察官駐在所	平戸市大久保町	平戸市のうち、大久保町、田助町、鏡川町の <u>一部</u> （田原崎）	
	略				略			
五島警察署	福江中央交番	五島市三尾野1丁目	五島市のうち、福江町、東浜町1～3丁目、武家屋敷1～3丁目、池田町、紺屋町、栄町、江川		五島警察署	福江中央交番	五島市三尾野1丁目	五島市のうち、福江町、東浜町1～3丁目、武家屋敷1～3丁目、池田町、紺屋町、栄町、江川

			町、末広町、幸町、 錦町、中央町、木場 町、松山町、上大津 町、下大津町（ <u>長 手地区を除く。</u> ）、新 港町、三尾野町、三 尾野1～3丁目、坂 の上1丁目、大円寺 町、黄島町、赤島 町、本窯町、伊福貴 町、籠淵町、吉久木 町、大荒町、吉田町
	略		
	崎山警察 官駐在所	五 島 市 向 町	五島市のうち、下崎 山町、上崎山町、向 町、長手町、下大津 町（ <u>長手地区</u> ）
	略		
略			
杵岐警察署	略		
	鯨伏警察 官駐在所	杵 岐 市 勝 本 町 布 気 触	杵岐市のうち、勝本 町（本宮南触、上揚 触、布気触、百合畑 触、湯本浦、立石東 触、立石仲触、立石 南触、立石西触）、 郷ノ浦町（新田触、 里触、小牧東触、小 牧西触、有安触、長 峰本村触、長峰東 触）
対馬南警察 署	略		
	久須保警 察官駐在 所	対 馬 市 美 津 島 町 久 須 保	対馬市美津島町のう ち、大船越、緒方、 久須保、犬吠、大山 （玉調）、島山
	略		
	浦底警察 官駐在所	対 馬 市 豊 玉町鍵川	対馬市のうち、豊玉 町（千尋藻、鍵川、 曾、横浦、和板、糸 瀬、仁位（ <u>552～554 番地</u> 、 <u>2094～2095番 地</u> ））、美津島町（濃 部）
	豊玉警察 官駐在所	対 馬 市 豊 玉町仁位	対馬市豊玉町のう ち、仁位（ <u>53～2091 番地</u> ）、貝鮒（ <u>263 ～466番地</u> ）、嵯峨 （ <u>232～446番地</u> ）、 佐志賀（ <u>9～222番 地</u> ）、大綱（ <u>245～</u>

			町、末広町、幸町、 錦町、中央町、木場 町、松山町、上大津 町、下大津町 <u>の一 部</u> 、新港町、三尾野 町、三尾野1～3丁 目、坂の上1丁目、 大円寺町、黄島町、 赤島町、本窯町、伊 福貴町、籠淵町、吉 久木町、大荒町、吉 田町
	略		
	崎山警察 官駐在所	五 島 市 向 町	五島市のうち、下崎 山町、上崎山町、向 町、長手町、下大津 町 <u>の一部</u>
	略		
略			
杵岐警察署	略		
	鯨伏警察 官駐在所	杵 岐 市 勝 本 町 布 気 触	杵岐市のうち、勝本 町 <u>の一部</u> （本宮南 触、上揚触、布気 触、百合畑触、湯本 浦、立石東触、立石 仲触、立石南触、立 石西触）、郷ノ浦町 <u>の一部</u> （新田触、里 触、小牧東触、小牧 西触、有安触、長峰 本村触、長峰東触）
対馬南警察 署	略		
	久須保警 察官駐在 所	対 馬 市 美 津 島 町 久 須 保	対馬市美津島町のう ち、大船越、緒方、 久須保、犬吠、大山 <u>の一部</u> （玉調）、島 山
	略		
	浦底警察 官駐在所	対 馬 市 豊 玉町鍵川	対馬市のうち、豊玉 町 <u>の一部</u> （千尋藻、 鍵川、曾、横浦、和 板、糸瀬、仁位 <u>の一 部</u> ）、美津島町 <u>の一 部</u> （濃部）
	豊玉警察 官駐在所	対 馬 市 豊 玉町仁位	対馬市豊玉町のう ち、仁位 <u>の一部</u> 、貝 鮒 <u>の一部</u> 、嵯峨 <u>の一 部</u> 、佐志賀 <u>の一部</u> 、 大綱 <u>の一部</u>

			281番地)				
	水崎警察 官駐在所	対馬市豊 玉町嵯峨	対馬市豊玉町のう ち、貝鮒(1～94番 地)、嵯峨(560～ 648番地)、佐志賀 (520番地)、貝口、 廻、唐洲、小綱、 田、銘、志多浦、大 綱(1～234番地、 343～646番地)、佐 保、卯麦		水崎警察 官駐在所	対馬市豊 玉町嵯峨	対馬市豊玉町のう ち、貝鮒の一部、嵯 峨の一部、佐志賀の 一部、貝口、廻、唐 洲、小綱、田、銘、 志多浦、大綱の一 部、佐保、卯麦
対馬北警察 署	略			対馬北警察 署	略		
	峰警察官 駐在所	対馬市峰 町三根	対馬市のうち、上県 町(鹿見、久原、女 連)、峰町(三根、 吉田、狩尾、木坂、 青海、津柳、賀佐)		峰警察官 駐在所	対馬市峰 町三根	対馬市のうち、上県 町の一部(鹿見、久 原、女連)、峰町の一 部(三根、吉田、 狩尾、木坂、青海、 津柳、賀佐)
	略				略		
2 警備派出所の所属、名称及び位置				2 警備派出所の所属、名称及び位置			
所属	名称	位置		所属	名称	位置	
略				長崎警察署	長崎水上警備派出 所	長崎市元船町	
略				略			
略				佐世保警察署	佐世保水上警備派 出所	佐世保市新港町	
略				略			

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第3号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長崎県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）
団体の名称	団体の名称
略	略
公益財団法人長崎県スポーツ協会（昭和45年9月4日に財団法人長崎県体育協会という名称で設立された法人をいう。）	公益財団法人長崎県体育協会（昭和45年9月4日に財団法人長崎県体育協会という名称で設立された法人をいう。）

略	略
別表第2（第2条関係）	別表第2（第2条関係）
団体の名称	団体の名称
略	略
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
	公益財団法人日本自転車競技連盟

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県内水面漁場管理委員会指示

令和2年長崎県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和2年3月27日

長崎県内水面漁場管理委員会会長 濱口 博彦

1 指示の内容

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、コイの移動が考えられず、制限する必要がないと判断される水域を除く。）において採捕したコイを持ち出し、他の水域（当該水系以外の河川・湖沼等）に放流してはならない。
この場合、当該水系の範囲等については、知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

有明海自動車航送船組合監査委員公告

有明海自動車航送船組合監査基準の公表

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の公布により、令和2年4月1日から施行される地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4第1項の規定に基づき、有明海自動車航送船組合監査基準を制定したので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月27日

有明海自動車航送船組合
監査委員 濱本 磨毅穂
同 濱田 義之

有明海自動車航送船組合監査基準

第1章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第1条 有明海自動車航送船組合（以下「組合」という。）において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、組合の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、長崎、熊本両県の交通の利便を図り、九州中南部の経済圏の発達、文化の向上に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを組合の議会及び管理者に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

一 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

二 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

三 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること

四 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

五 例月出納検査 管理者の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること

六 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第4条 監査委員は、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第5条 監査委員は、組合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、組合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(監査等の実施手続)

第9条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第10条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第11条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第12条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、組合の議会及び管理者に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、組合の議会及び管理者に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を管理者に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第13条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

一 本基準に準拠している旨

二 監査等の種類

三 監査等の対象

四 監査等の着眼点(評価項目)

五 監査等の実施内容

六 監査等の結果

2 前項第六号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

一 財務監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

二 行政監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

三 財政援助団体等監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること

四 決算審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること

五 例月出納検査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、管理者の現金の出納事務が正確に行われていること

六 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること

3 第一項第六号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第14条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

一 監査の結果に関する報告(財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。)の決定

二 監査の結果に関する報告に添える意見の決定

三 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定

四 決算審査に係る意見の決定

五 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を組合の議会及び管理者に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第15条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- 一 監査の結果に関する報告の内容
- 二 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第16条 監査委員は、監査の結果に関する報告及び監査の結果に関する報告に係る勧告に関し、管理者から措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

附 則

本基準は、令和2年4月1日から施行する。

正 誤

令和2年3月17日付長崎県公報第10907号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
329	29	南島原市南有馬町丙字小久保3389番1地先から	南島原市南有馬町丙字籠石3389番1地先から

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四)
二一一一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥
印刷